

平成 20 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの  
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 21 年 5 月



# 「平成 20 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告。（今年で 7 回目）

（注） 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）一抄一

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

## 平成 20 年度における政策評価の取組（トピック）

### 1 重要対象分野の評価の推進

評価の枠組み - 「経済財政改革の基本方針 2007」に基づき実施 -

評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するため、

総務大臣が、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見具申

経済財政諮問会議が、政策評価の重要対象分野等を提示

各行政機関は、当該提示を踏まえた評価を実施（総務大臣は評価の実施を推進）

〔平成 19 年度及び 20 年度の重要対象分野の実施状況〕

年度	重要対象分野	実施状況
平成 19 年度	1 少子化社会対策に関連する、 育児休業制度（厚生労働省） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組 （厚生労働省、内閣府） 子育て支援サービス （厚生労働省、文部科学省） 2 若年者雇用対策 （厚生労働省、文部科学省、経済産業省） 3 農地政策（農林水産省）（注）	19 年 11 月 経済財政諮問会議から提示  20 年 11 月 ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会から総務大臣に答申 ・ 総務大臣から経済財政諮問会議へ評価結果等を報告
20 年度	1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険（国土交通省、財務省） 2 医師確保対策（厚生労働省、文部科学省）	20 年 11 月 ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会から総務大臣に答申 ・ 経済財政諮問会議から提示 21 年度以降評価を実施

（注）農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。

### 2 規制の事前評価

平成 19 年 10 月から実施が義務付けられた規制の事前評価について、平成 20 年度の総実施件数は、12 機関で 157 件

今後の課題は、費用・便益を可能な限り定量化又は金銭価値化して算定し、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することなど

### 3 公共事業等における休止又は中止事業件数、総事業費等

未着手・未了の公共事業等を対象に再評価を実施

4 省で計 22 事業を休止又は中止

[厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省]

上記 22 事業に係る総事業費等は、約 2,816 億円

(参考) 平成 14 年度から 20 年度までの 7 年間で 227 事業、約 3.9 兆円の公共事業等を休止又は中止

### 4 各行政機関における新たな取組

新たな分野に関する事前評価を導入 [公害等調整委員会、文部科学省]

評価方式の見直し [総務省、法務省]

評価書における記載を工夫 [文部科学省、厚生労働省]

達成目標の数値化の向上 [国家公安委員会・警察庁]

## 平成 20 年度における政府全体的状況

### 5 各行政機関における政策評価の実施状況、政策への反映状況

平成 20 年度の政策評価の総実施件数は、7,088 件

事前評価は 1,546 件、事後評価は 5,542 件

一般政策（公共事業等以外の政策）を対象とした評価の結果について、すべて政策に反映。うち政策の改善・見直し等を実施した割合は、38.6%（162 件 / 420 件）

### 6 評価専担組織としての総務省による政策の評価の実施状況

#### (1) 統一性・総合性確保評価

平成 20 年 4 月、「自然再生の推進に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、勧告・公表

平成 21 年 3 月、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、勧告・公表

#### (2) 客観性担保評価活動（「やり方点検」及び「内容点検」）

各行政機関が実施した政策評価について、評価として備えるべき水準に達しているか否かを点検し（やり方点検）、数値化等による目標の特定（実績評価）、費用及び便益の定量化（規制の事前評価）等今後の課題を提起。

各行政機関が実施した政策評価について、評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検（内容点検）。疑問が生じた 45 件（11 行政機関）について、事実関係を把握・整理し、改善すべき点がみられたものについては、評価のやり直しなどを指摘するとともに（指摘を踏まえて改善措置が講じられるものには、疑義が解明され透明性が向上したものを含む。）今後の評価の質の向上に向けて、平成 20 年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を提示。

## はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、次の政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

平成 17 年 12 月には、法施行後 3 年の経過に伴う政策評価制度の見直しが行われ、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）が改定されるなど、政策評価の改善・充実に向けた取組の推進を図ることとされた。また、平成 19 年 10 月から、規制の新設・改廃の際、事前評価を実施することが各行政機関に義務付けられ、各行政機関において評価の向上に努めている。さらに、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）に基づき、経済財政諮問会議と総務省・各行政機関の連携の下、政策評価の重要対象分野に関する取組を進めている。政策評価制度はこのように、制度導入後 8 年余りの間、常に歩みを進めている状況にある。

本報告は、法第 19 条に基づき、平成 20 年度における、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 7 回目の報告となる。

本報告では、まず、「I 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の

経緯や仕組みについて記載し、次に「Ⅱ 平成 20 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 20 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 20 年度の実施状況等〔政府全体的状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

# 目 次

<b>政策評価制度の概要</b>	1
1 政策評価制度に関する主な経緯	3
2 政策評価制度の仕組み	3
3 政策評価の実施時期	6
4 政策評価の方式	7
<b>平成 20 年度における政策評価の取組（トピック）</b>	9
1 政策評価の重要対象分野 ―経済財政諮問会議と総務省・各行政機関の政策評価に関する連携の強化―	11
2 規制の事前評価	12
3 公共事業等における休止又は中止事業件数、総事業費等	14
4 行政支出総点検会議の指摘（政策評価関係）に関する対応	16
5 各行政機関における新たな取組	17
<b>政策評価等に関する計画及び平成 20 年度の実施状況等〔政府全体的状況〕</b>	19
1 各行政機関が行う政策評価（概要）	21
（1）政策評価に関する計画	21
（2）政策評価の実施状況	25
（3）政策への反映状況	31
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）	33
（1）政策の評価に関する計画	33
（2）政策の評価の実施状況等	34
<b>各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕</b>	37
内閣府	39
宮内庁	47
公正取引委員会	51
国家公安委員会・警察庁	59
金融庁	71
総務省	81
公害等調整委員会	89
法務省	95
外務省	103
財務省	115
文部科学省	125
厚生労働省	139
農林水産省	155
経済産業省	171
国土交通省	179

環境省-----	205
防衛省-----	213
評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	223

\* 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、①政策評価に関する計画の策定状況、②政策評価の実施状況等の概要（総括表）及び③評価対象政策の一覧の3項目で構成している。

なお、③で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の個表参照。



(参考)各行政機関ホームページURLの一覧

行政機関	URL
内閣府	<a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html</a>
宮内庁	<a href="http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryu/seisaku/seisaku.html">http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryu/seisaku/seisaku.html</a>
公正取引委員会	<a href="http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html">http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html</a>
国家公安委員会・ 警察庁	<a href="http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm">http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm</a>
金融庁	<a href="http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html">http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html</a>
総務省	<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html</a>
公害等調整委員会	<a href="http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm">http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm</a>
法務省	<a href="http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01.html">http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01.html</a>
外務省	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html</a>
財務省	<a href="http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm">http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm</a>
文部科学省	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm</a>
厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html">http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html</a>
農林水産省	<a href="http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html">http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html</a>
経済産業省	<a href="http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html</a>
国土交通省	<a href="http://www.mlit.go.jp/hyouka/">http://www.mlit.go.jp/hyouka/</a>
環境省	<a href="http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html">http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html</a>
防衛省	<a href="http://www.mod.go.jp/j/info/hyouka/index.html">http://www.mod.go.jp/j/info/hyouka/index.html</a>

(注)上記のURLは、各行政機関のホームページの政策評価に関する情報のトップページのものである(平成21年3月31日現在)。



## 政策評価制度の概要



# 1 政策評価制度に関する主な経緯

## (1) 政策評価制度の導入

政策評価制度は、平成9年12月の行政改革会議最終報告を受けて、中央省庁等改革の柱の一つとして、13年1月、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として全政府的に導入された。その後、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）により法制化された（平成14年4月施行）。

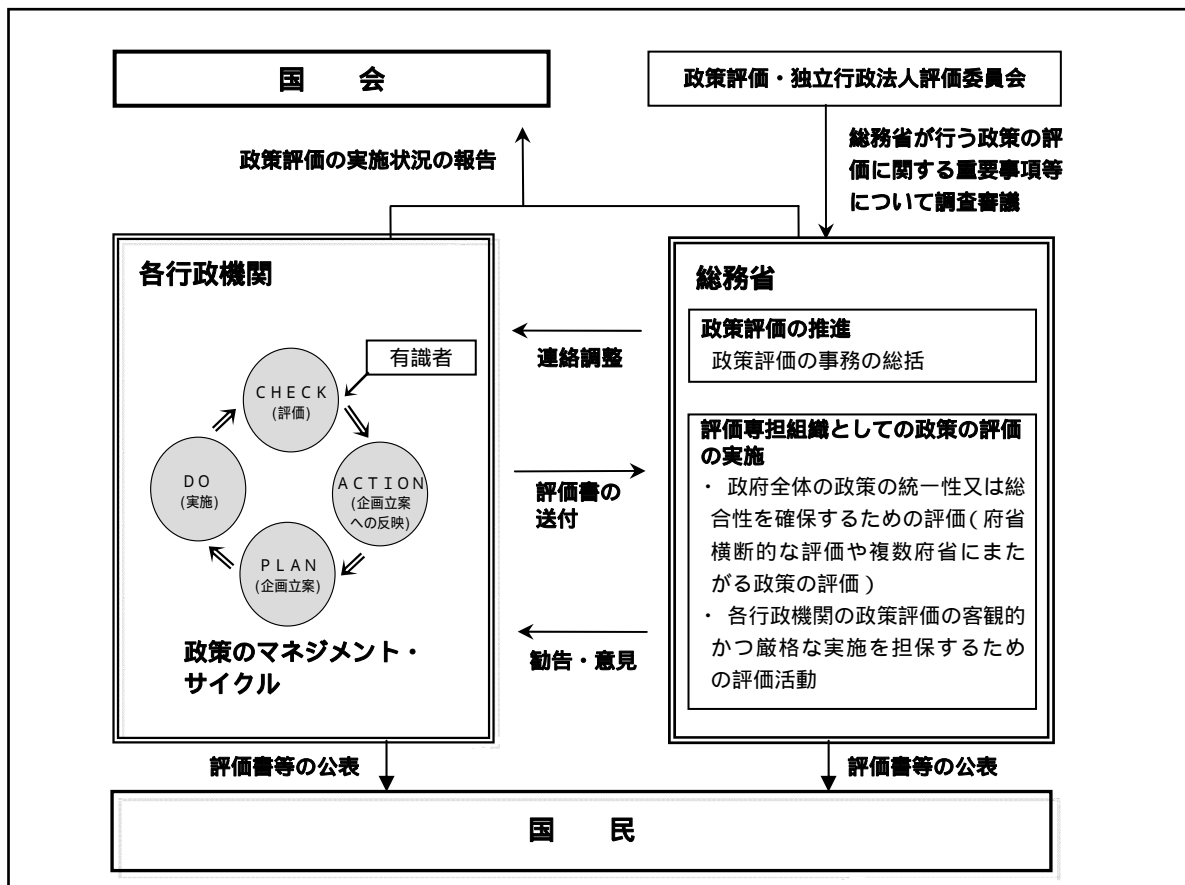
## (2) 法施行後の見直し

法の施行から3年を経過した平成17年12月には、政策評価と予算・決算との連携の強化や重要政策に関する評価の徹底等を柱として制度の見直しを行い、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）を改定し、政策評価の計画的かつ着実な推進を図っている。

# 2 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価の仕組み



## (1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

### 基本計画及び事後評価に関する実施計画の策定

行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を規定した政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされている。

また、事後評価については、その具体的な方法等を規定した事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めることとされている。

【後記Ⅲ－1－(1)－①（21 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

### 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助及びiv) 規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策（以下「特定4分野の政策」という。）については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ－1－(1)－②（22 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

### 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(2)－②（30 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

### 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－1－(3)（31 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

## (2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施し、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表する

こととされている。なお、評価に当たっては、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、総務省は行政評価等プログラムを策定している。

【後記Ⅲ－2－(1) (33 ページ以下) 及びⅤ (225 ページ以下) 参照】

#### **統一性又は総合性を確保するための評価活動**

i) 2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、ii) 2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－2－(2)－① (34 ページ以下) 及びⅤ (226 ページ以下) 参照】

#### **政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動**

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、i) 当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又はii) 行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策に関する政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－2－(2)－② (34 ページ以下) 及びⅤ (258 ページ以下) 参照】

### **(3) 政策評価の実施状況等の国会への報告**

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

### **(4) 政策評価・独立行政法人評価委員会**

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べること並びに法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されている。

### 3 政策評価の実施時期

#### (1) 各行政機関が行う政策評価

多くの行政機関においては、各年度の業務開始に向け、毎年度末ごろに翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価が実施されている。

一般政策（注）については、予算要求等に反映するため、8月末の予算概算要求期限までに政策評価が実施されている。近年における各行政機関の政策評価に関する取組状況をみると、予算概算要求までに評価が行われるべき政策についてはすべて評価が行われており、また、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。

政策評価の結果は、予算査定等に活用され、年末には翌年度の政府予算案が決定されている。このほか、公共事業については、年度末に補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が実施されている。

【後記Ⅲ－1－(2)－②（30 ページ以下）及びⅣ（37 ページ以下）参照】

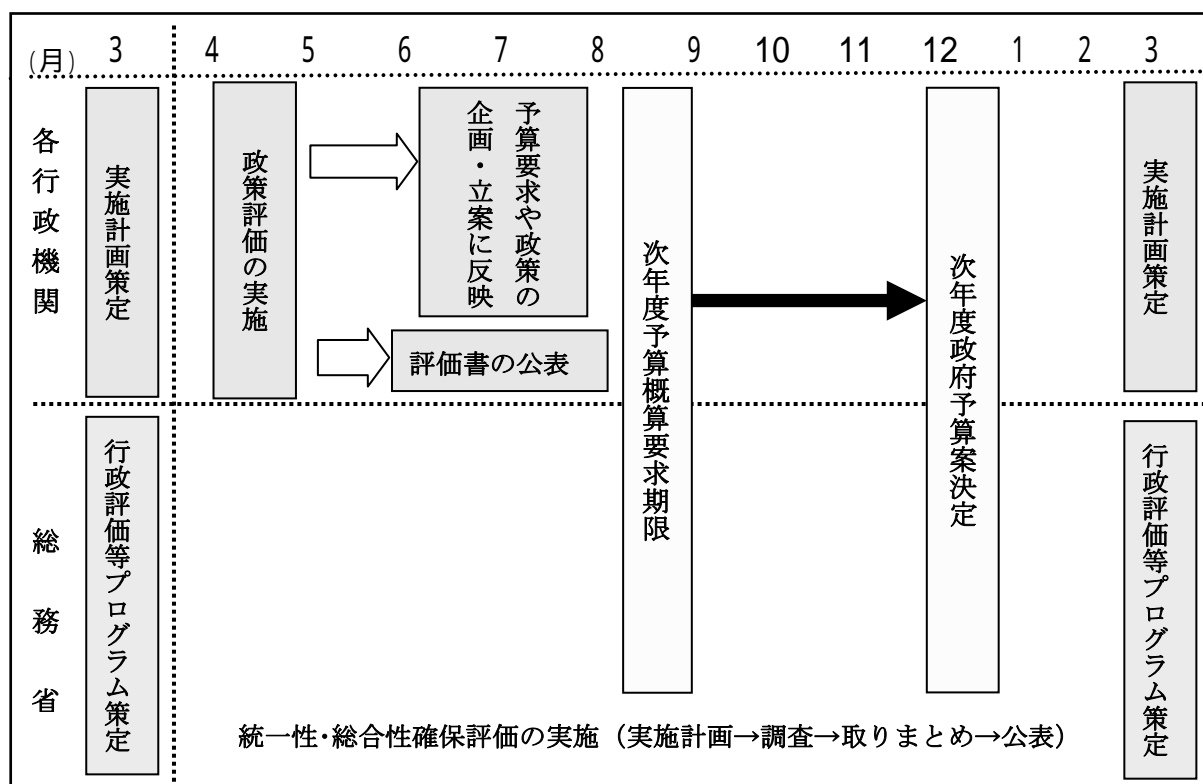
（注）公共事業等以外の政策。

#### (2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価活動については、毎年度末ごろに、翌年度以降の3年間についての行政評価等プログラムを策定し、これに基づき評価を実施している。なお、行政評価等プログラムは、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしている。

【後記Ⅲ－2－(1)（33 ページ以下）及びⅤ（225 ページ以下）参照】

図2 政策評価の実施時期等



（注）各行政機関における政策評価の実施時期については、一般政策に係る状況を記載している。



#### 4 政策評価の方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて図3のような「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

なお、平成20年度における政策評価の実施方式（特定4分野の政策に係る事業評価方式6,433件を除く。）をみると、実績評価方式が312件、次いで事業評価方式が274件、総合評価方式が69件となっている。

【後記Ⅲ－1－(2)－①（27ページ以下）及びⅣ（37ページ以下）参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法	実施件数 (20年度)
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に 資する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定	274件(注) (事前及び 事後)
実績 評価 方式	各府省の主要 な政策等	事後 定期的継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達 成度を評価	政策等の不断 の見直しや改 善に資する見 地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合について 評価	312件
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経 過後が中心	問題点を把握 その原因を分 析など総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 など総合的に 評価	69件

(注) 「実施件数(20年度)」については、特定4分野の政策に係る事業評価方式による評価件数6,433件を除いている。



## 平成 20 年度における政策評価の取組(トピック)

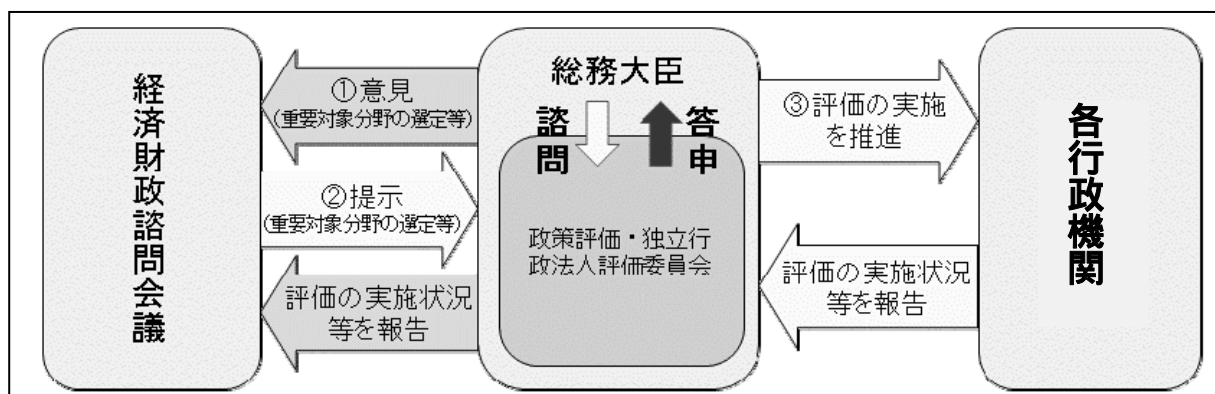


# 1 政策評価の重要対象分野 - 経済財政諮問会議と総務省・各行政機関の政策評価に関する連携の強化 -

## (1) 政策評価の重要対象分野に関する取組の経緯

「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）において、経済財政諮問会議と総務省・各行政機関の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するため、①総務大臣は、各行政機関の評価の実施状況に関する政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べること、②経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示すること、③総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進することとしている。

図 4 政策評価の重要対象分野の実施に関する流れ



## (2) 平成 19 年度及び 20 年度の重要対象分野

平成 19 年度の重要対象分野としては、①少子化社会対策関連施策、②若年者雇用対策及び③農地政策が経済財政諮問会議から提示され、①及び②について関係行政機関において評価を行い、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議及び答申を経て、平成 20 年 11 月 28 日、総務大臣から経済財政諮問会議へ評価結果について、上記答申において明らかにされた諸課題とともに報告された。今後は、答申における指摘事項が関係行政機関の評価に適切に反映されるよう、総務省において適切にフォローアップを行うこととしている。

(注) 農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。

平成 20 年度の重要対象分野としては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議及び答申を経て、①地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、及び②医師確保対策が経済財政諮問会議から提示され、関係行政機関は評価を実施し、総務省はその実施を推進することとしている。

地震対策及び医師確保対策に係る評価のねらいは、以下のとおりである。

### ① 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険

被災者の生活再建を円滑に行うとともに、地震被害と社会全体のコストを軽減する観点から家庭や企業において建築物の耐震化及び地震保険の普及が進まない要因を明らかにすることにより、その普及に資する。

## ② 医師確保対策

地域間・診療科間の医師偏在の是正を見据えた適正な医師数を確保する観点から、医師養成数の調整、地域間・診療科間の医師の偏在を是正する施策の検証等を行うことにより、今後の医師確保対策の在り方の検討に資する。

表ア 平成 19 年度及び 20 年度の重要対象分野等

年度	重要対象分野	経緯
平成 19	1 少子化社会対策に関連する、 ① 育児休業制度（厚生労働省） 課題：継続就業を希望しながら退職を余議なくされている女性数全体とその充足状況の把握が不十分等 ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組（厚生労働省、内閣府） 課題：長時間労働の抑制に向けて、助成金以外の広範に及ぶような別途の政策手段の検討が不十分等 ③ 子育て支援サービス（厚生労働省、文部科学省） 課題：各種保育サービスの未実施地域を含めた潜在的なニーズ及びその充足状況の把握が不十分等 2 若年者雇用対策（厚生労働省、文部科学省、経済産業省） 課題：より多くのフリーターの職場定着を促進する効果的な施策の見極めが不十分等 3 農地政策（農林水産省）（注）	19 年 11 月 経済財政諮問会議から提示  20 年 11 月 ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会から総務大臣に答申 ・ 総務大臣から経済財政諮問会議へ評価結果等を報告
20	1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険（国土交通省、財務省） 2 医師確保対策（厚生労働省、文部科学省）	20 年 11 月 ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会から総務大臣に答申 ・ 経済財政諮問会議から提示 21 年度以降評価を実施

（注）農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。

## 2 規制の事前評価

### (1) 規制の事前評価の実施状況

平成 19 年 10 月から行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）（以下「施行令」という。）により実施が義務付けられた規制の事前評価については、各行政機関において、施行令、基本方針、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等に基づき、取り組んでいる。

平成 20 年度に公表された規制の事前評価に係る評価の総実施件数は、表イのとおり、12 機関で 157 件となっている。

表イ 規制の事前評価に係る評価の実施件数（平成 20 年度）

（単位：件）

行政機関名	実施件数（昨年度の実施件数）
内閣府	2（0）
公正取引委員会	1（3）
国家公安委員会・警察庁	14（6）
金融庁	23（11）
総務省	5（9）
法務省	1（0）
文部科学省	3（11）
厚生労働省	25（21）
農林水産省	4（5）
経済産業省	17（15）
国土交通省	44（29）
環境省	18（6）
合計（12 機関）	157（116）

（注）1 一つの評価書において、複数の評価が行われている場合、当該評価の数を評価実施件数として計上した。

2 「昨年度の実施件数」は、規制の事前評価の義務付けが開始された平成 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までの間に公表されたものを計上した。

## （2）規制の事前評価に関する今後の課題

総務省及び各行政機関においては、評価の質の向上に向けて取り組んでいる。

平成 21 年 3 月 31 日に総務省が公表した政策評価の点検結果において、規制の事前評価に関する今後の課題として、表ウのとおり、費用及び便益を可能な限り定量化又は金銭価値化して算定し、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析すること等を挙げている。

表ウ 規制の事前評価に関する今後の課題（政策評価の点検結果から）

政策評価の点検結果— 評価の実効性の向上に向けて —（抜粋）
平成 21 年 3 月総務省行政評価局
（3）今後の課題
① 規制の目的、内容及び必要性の説明に関し、規制緩和の場合においては、緩和後の規制の必要性を説明することが必要である。
② 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示的に示していく必要がある。
③ 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することが望まれる。
④ 費用要素について、（ア）遵守費用、（イ）行政費用及び（ウ）その他の社会的費用の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。また、その際、費用を負担する主体を示すことが必要である。
⑤ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。
⑥ 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。また、レビューを行う時期又は条件の特定に加えて、レビューの方法を明示していくことが望まれる。さらに、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについて「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）等累次の閣議決定の趣旨を踏まえて盛り込まれた一定期間経過後見直しを行う旨の条項（見直し条項）に基づき当該規制の見直しを行う場合には、ガイドラインに基づくレビューを活用することが望まれる。

⑦ 不確実性が伴う場合には、推計値の不確実性の程度についての説明を行っていく必要がある。定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも、一定の前提条件を置いて定量化するなどして、これを説明していくことが望まれる。

### 3 公共事業等における休止又は中止事業件数、総事業費等

#### (1) 平成 20 年度の休止等事業数、総事業費等

法第 7 条第 2 項においては、事業採択後、5 年経過しても着工していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）公共事業や政府開発援助等を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

平成 20 年度に行われた再評価のうち、これらの結果を踏まえ、休止又は中止することとされた事業は、表エのとおり、4 省で計 22 事業、総事業費等ベースで計 2,816.1 億円となっている。なお、昨年度は、13 事業、628.6 億円であった。

（注）「休止」は当面事業を凍結するもの（事業再開の余地があるもの）、また、「中止」は事業そのものを止めるものとして整理している。

表エ 平成 20 年度に行われた再評価の結果、休止又は中止とされた事業（単位：億円）

事業名	個別事業名等（都道府県）	分類	総事業費等
<b>厚生労働省 3 事業（721.5 億円）</b>			
水道水源開発施設整備事業	県中地域水道用水供給企業団（福島県）	中止	70.7
	東総広域水道企業団（千葉県）	中止	7.6
水道水源開発施設整備事業 特定広域化施設整備費	南房総広域水道企業団（千葉県）	中止	643.2
<b>農林水産省 4 事業（37.4 億円）</b>			
畑地帯総合整備事業	涸沼南台（茨城県）	中止	8.2
農村環境保全対策事業	富岡東部（徳島県）	中止	4.8
地域水産物供給基盤整備事業	伊根北部地区（京都府）	中止	11.9
広域漁港整備事業	引田地区（香川県）	中止	12.5
<b>経済産業省 3 事業（335.5 億円）</b>			
工業用水道事業	双葉地方工業用水道事業（福島県）	休止	139.1
	第二北上中部工業用水道事業（岩手県）	中止	87.7
	日野川流域水資源総合開発事業（福井県） （関連工業用水道事業：日野川地区工業用水道事業）	中止	108.7 (注 1)
<b>国土交通省 12 事業（1,721.7 億円）</b>			
ダム事業	猪名川総合開発事業（大阪府）	中止	500
	芹谷ダム建設事業（滋賀県）	中止	398
海岸事業	鳴門海岸侵食対策事業（徳島県）	中止	35
	見能林海岸侵食対策事業（徳島県）	中止	13
道路事業	一般国道 11 号 丹原道路（愛媛県）	中止	149



事業名	個別事業名等（都道府県）	分類	総事業費等
道路事業	一般国道 380 号 小田バイパス(愛媛県)	中止	89
港湾整備事業	高知港横浜地区 海域環境創造・自然再生等事業(高知県)	中止	1.7
土地区画整理事業	栗東新都心土地区画整理事業(滋賀県)	中止	273
	打馬・王子・下祓川土地区画整理事業(鹿児島県)	中止	87
	中心市街地土地区画整理事業(沖縄県)	中止	170
都市再生推進事業	栗東新都心土地区画整理事業(滋賀県)	中止	273 (注 2)
住宅市街地基盤整備事業	船明西線（静岡県）	中止	6
合計	22 事業	—	2,816.1

(注) 1 日野川流域水資源総合開発事業(福井県)の総事業費 1,511.99 億円のうち、中止するのは日野川地区工業用水道事業に係る事業費 108.7 億円である。

2 栗東新都心土地区画整理事業は、土地区画整理事業で記載しているものと同じ事業であるため、合計には加算していない。

## (2) 法施行後における休止等事業数、総事業費等

法が施行された平成 14 年度から 20 年度までの 7 年間で休止又は中止することとされた公共事業等は、表オのとおり、計 227 事業、総事業費等の累計は約 3.9 兆円に上っている。

表オ 法施行後の公共事業等の休止又は中止件数、総事業費等

(単位 上段：億円、下段：事業数)

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	約 338 (8)	—	約 11,353 (37)	約 11,691 (45)
15	約 505 (4)	約 194 (2)	約 14 (1)	約 1,217 (3)	約 6,940 (43)	約 8,870 (53)
16	約 481 (3)	約 68 (1)	約 17 (3)	約 1,430 (2)	約 1,330 (16)	約 3,326 (25)
17	—	約 1,540 (5)	約 238 (13)	約 435 (1)	約 6,188 (22)	約 8,401 (41)
18	—	約 1,398 (8)	約 56 (3)	約 685 (4)	約 919 (13)	約 3,058 (28)
19	約 60 (1)	約 186 (3)	約 59 (4)	—	約 324 (5)	約 629 (13)
20	—	約 722 (3)	約 37 (4)	約 335 (3)	約 1,722 (12)	約 2,816 (22)
合計	約 1,046 (8)	約 4,108 (22)	約 759 (36)	約 4,102 (13)	約 28,776 (148)	約 38,791 (227)

## 4 行政支出総点検会議の指摘（政策評価関係）に関する対応

### (1) 行政支出総点検会議の指摘

不適切な支出を是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることが最重要の課題であるとの認識の下、国民の目線で無駄の根絶に向けた指摘を行うため、内閣官房長官の下に「行政支出総点検会議」が開催され、「指摘事項 ～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(以下「指摘事項」という。)が平成20年12月1日に取りまとめられた。この中で、各行政機関における自律的な無駄の削減のための取組が求められているところであり、「政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取組みを強化すべきである」等と指摘されている。

#### 表力 行政支出総点検会議の指摘（政策評価関係部分）

<p>指摘事項 ～ムダ・ゼロ政府を目指して～（抜粋）</p> <p>平成20年12月1日 行政支出総点検会議</p>
<p>6. 各府省における自律的な取組体制の確立</p> <p>(3) 各府省における担当プロジェクトチームの設置等の具体的な取組内容</p> <p>⑥ 有識者による取組状況のチェック</p> <p><u>各府省は、目標の設定や予算の執行状況の調査・把握等の担当プロジェクトチーム等の無駄の削減のための取組みについて、既存の政策評価に関する会議を活用して、外部の有識者からの意見を聴き、指摘を受ける機会を設けるべきである。</u></p> <p><u>また、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、各府省の政策評価に係る取組みを報告し、意見聴取等を行うべきである。</u></p>
<p>(4) その他</p> <p>各府省の取組みや執行状況をチェックする既存の仕組みについて、その機能を充実強化していくことも、予算執行の適正化の観点から重要である。こうしたチェックの仕組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 財務省は、予算編成過程を通じ、各府省が提出する執行状況を踏まえた査定等を実施するとともに、現在実施している予算執行調査を強化し、各府省と連携・協力しつつ、無駄の削減に向けた取組みを行う必要がある。</li><li>・ <u>各府省は、自ら所管する政策について、必要性、有効性、効率性等の観点から政策評価を行い、その結果を政策の企画立案や実施に役立てており、政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取組みを強化すべきである。</u></li><li>・ <u>総務省は、政策評価が無駄の削減に一層資するようその取組みを強化するなど、政策評価、行政評価・監視の充実・強化に向けて取り組むべきである。</u></li></ul>

(注) 下線は総務省が付したもの。

### (2) 行政支出総点検会議の指摘に関する政策評価に関する取組

政策評価は、その実施を通じて無駄の削減に寄与する側面があると考えられ、指摘事項を受け、各行政機関及び総務省は、既存の政策評価の取組を充実強化していくこととしている。また、指摘事項において、「総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、各府省の政策評価に係る取組みを報告し、意見聴取等を行うべきである」とされていることを受け、平成22年度予算要求後の段階で、政府の全体の状況を取りまとめた上で報告等を行い、その内容については、対外的にも明らかにする予定としている。

## 5 各行政機関における新たな取組

各行政機関は、法、基本方針、基本計画等に基づき、政策評価について着実に取り組んでいるところであるが、表キのとおり、より一層効率的に進めるなどの観点から、新たな取組を行っている例がみられる。

表キ 新たな取組の例

事例の区分	取組の内容
義務付けの対象外の新たな分野に関する評価に取り組んだ例	<p><b>【税制に関する事前評価】</b>            実施計画において、平成 21 年度に新設等を予定している税制改正、財政投融资の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるものについて事前評価を行うことを明記し、税制に関する評価を行った。〔文部科学省〕            （平成 20 年度評価対象政策：「家庭の教育費負担の軽減（特定扶養控除の拡充等）」、「大学等への寄附に係る税制」、「文化財の修理に係る税制」）</p> <p><b>【公害紛争処理に係る事前評価】</b>            公害紛争処理の現状と課題を明らかにし、利便性を高めるための予算要求へのプロセスをより明確化させるため、必要性・有効性・効率性の観点から、新たに事前評価を実施した。〔公害等調整委員会〕            （平成 20 年度評価対象政策：「身近で効率的な公害紛争処理」）</p>
採用する評価方式について、方針の転換を行った例	<p><b>【評価方式の見直し】</b>            過去 5 年間（平成 14 年度から 18 年度）の政策評価の取組について検証を実施（平成 19 年 7 月）。これまで主要な政策について、毎年度、実績評価方式による評価を網羅的に実施していたが、指標設定が困難なものがあること、複数年度単位の方がよりよい評価ができるものがある（例：国家公務員の人事管理の推進等）という分析を基に方針を転換し、政策の特性等に応じて、定期的な総合評価方式による評価を推進することとした。〔総務省〕</p> <p><b>【評価方式の見直し】</b>            数値目標の設定が困難な政策（例：人権啓発活動の推進等）について、無理に数値目標を掲げることにより評価そのものへの悪影響が予想されることから、数値目標を立ててその達成度を測ることだけではなく、定性的な目標も許容し、多角的に捉えて評価をする方がより適切にその後の政策検討につながりやすいという判断から、従来、実績評価方式で行っていた政策の一部について、総合評価方式を採用することとした。〔法務省〕</p>
政策評価の結果等の情報を分かりやすく提供するため、評価書における記載等を明確化した例	<p><b>【目標の達成度合いを明確化】</b>            目標の達成状況を明確にするため、実績評価書及び事業評価書（事後）において目標達成率（実績値／達成水準）を記載することとし、目標の達成状況が明確に分かるようにした。また、成果重視事業の評価書においては、目標の達成度合いを 4 段階に分類し、より分かりやすく明示することとした。〔厚生労働省〕</p> <p><b>【評価結果の反映の明確化】</b>            政策評価と予算要求等との関連をより明確にするため、予算要求等への反映の方向性について、予算の項目と一致する施策目標ごとに、「引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直し」等の定型的文言により新たに表示することとした。〔文部科学省〕</p>

<p>目標に関して達成すべき水準の数値化を向上させた例</p>	<p><b>【達成すべき目標の数値化】</b></p> <p>実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定してその達成度合いについて評価する方式であることを踏まえ、目標に関し達成しようとする水準の数値化をできる限り進め、数値化になじむものについては数値化されている評価の割合を大幅に向上させた。〔国家公安委員会・警察庁〕</p> <p>（目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている割合 平成19年度：39.3%→20年度：74.1%）</p>
---------------------------------	--

政策評価等に関する計画及び平成 20 年度の実施状況等  
〔政府全体的状況〕



# 1 各行政機関が行う政策評価（概要）

## (1) 政策評価に関する計画

### 計画期間

<b>法の規定</b>
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、事後評価の実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

<b>状況</b>
<p>〔「表1 基本計画等の計画期間」のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の計画期間について、17行政機関のうち、3年としている機関が4機関、5年としている機関が11機関、その他2機関となっている。</li> <li>実施計画の計画期間について、上記のその他2機関を除く15機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。</li> </ul>

表1 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況						
		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
3年	内閣府			←→				
	公正取引委員会			←→				
	公害等調整委員会			←→				
	法務省			←→				
5年	宮内庁			←→				
	総務省			←→				
	外務省			←→				
	財務省			←→				
	文部科学省			←→				
	厚生労働省			←→				
	農林水産省			←→				
	経済産業省			←→				
	国土交通省			←→				
	環境省			←→				
	防衛省			←→				

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況						
		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
その他	国家公安委員会・警察庁	(前基本計画)~20.12.31 ←		→ (現基本計画) 21.1.1~24.3.31				
	金融庁	(前基本計画)~20.6.30 ←		→ (現基本計画) 20.7.1~24.3.31				

- (注) 1 平成20年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。  
2 は基本計画の計画期間、は実施計画の計画期間を表す。国家公安委員会・警察庁及び金融庁の については、前実施計画の計画期間を表す(会計年度の20年度においては、前実施計画に基づく評価があることを表す趣旨で記載)。  
3 国家公安委員会・警察庁は暦年、金融庁は事務年度により計画期間を定めている(基本計画については、次回策定の計画から会計年度によることとするため、上記のような計画期間となっている)。

## 政策評価の対象とする政策及び評価方式

法の規定
行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め(法第6条第2項)、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている(法第7条第2項)。

状況
各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表2及び表3のとおりである。
<p>【「表2 事前評価に関する対象政策(義務付けられているもの以外)及び評価方式の概要」のポイント】</p> <p>事前評価については、法第9条により実施が義務付けられている政策(研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策)があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている機関が17機関のうち13機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。</p>

表2 事前評価に関する対象政策(義務付けられているもの以外)及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 [法第9条で義務付けられるもの以外]	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制(実施に努める)	事業評価方式(又は総合評価方式)
国家公安委員会・警察庁	多額の支出を伴う事業等	事業評価方式(必要に応じ総合評価方式)
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業</li> <li>義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策</li> </ul>	事業評価方式
総務省	相当程度の社会的影響等があると認められる事業等	事業評価方式



行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式
外務省	—	事業評価方式*
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの</li> <li>義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）</li> <li>税制及び財政投融资（必要に応じ実施）</li> </ul>	事業評価方式
厚生労働省	予算要求等を伴うものであって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの	事業評価方式
農林水産省	—	事業評価方式
経済産業省	基本計画別紙に掲げる34施策	アウトカム目標（予想される効果）等を明示*
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、規制、税制、財政投融资、法令等）	政策アセスメント（事前評価）
	事業費を予算化しようとする公共事業（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する研究開発課題等	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	—	事業評価方式*
防衛省	新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）等	事業評価方式

(注) 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「\*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

3 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」参照。

## 状 況

### 〔「表3 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用している。  
事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式をすべて採用している機関が7機関となっている。また、事業評価方式のみを採用している機関が1機関、実績評価方式のみを採用している機関が5機関及び総合評価方式のみを採用している機関が1機関となっている。
- 実績評価方式を採用している機関が15機関、次いで総合評価方式10機関、事業評価方式9機関となっており、実績評価方式が最も多く採用されている。
- 「未着手」（法第7条第2項第2号イ）については3機関、「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については4機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については3機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

(注) 法第7条第2項

第1号 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

第2号 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

第3号 前2号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

表3 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）			未着手 （法第7条第21項第2号イ）	未了 （法第7条第21項第2号ロ）	その他の政策 （法第7条第21項第3号）
	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式			
内閣府		20 政策 [1 施策含む。]				
宮内庁	1 政策					
公正取引委員会		5 政策 [1 含む。]	3 政策 [1 含む。]			
国家公安委員会・ 警察庁		8 基本目標、27 業績目標	1 行政課題			
金融庁	過去に事前評価を実施し、平成 20 年度に効果が発現する事業 等、[全事業]	24 施策	1 テーマ			
総務省	7 政策	3 政策 [8 (外数)]				9 政策 (総合評価方式)
公害等調整委員会		2 政策				
法務省	2 施策	7 施策	5 施策			
外務省			7 基本目標 (24 施策) 47 具体的施策	政府開発援助 1 案件	政府開発援助 17 案件	
財務省		6 総合目標、24 政策目標				
文部科学省	過去に事前評価を実施し平成 20 年度に達成年度が到来する事業等	13 政策目標、47 施策目標	政策評価の重要対象分野等			
厚生労働省	20 事業 [8 含む。]	41 施策目標	4 重点評価課題		公共事業 (評価実 施要領で規定)	指標のモニタリング 結果等により評価の 必要が生じた政策等
農林水産省	54 公共事業、4 研究開発課題	17 政策分野 [9 (外数)]	1 課題	1 公共事業実施地 区	76 公共事業実施地 区	
経済産業省		11 施策等				
国土交通省	3,087 公共事業 (再評価) 82 公共事業 (完了後の事後評価) 1 研究開発課題 (中間評価) 48 研究開発課題 (終了後の事後評価)	13 の政策目標に係る政策	8 テーマ	9 公共事業	340 公共事業	
環境省		9 施策				[全事業]
防衛省	1 項目 (中間段階の事業評価) 13 項目 (事後の事業評価)	2 項目	19 項目			
計	9 機関	15 機関	10 機関	3 機関	4 機関	3 機関

(注) 1 各行政機関の平成 20 年度実施計画 (国家公安委員会・警察庁にあっては平成 20 年実施計画) を基に作成した。

2 [ ] は、成果重視事業に関する状況を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定) に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。

3 経済産業省の実施計画では、評価方式を明示していないが、実際に採用している評価方式に基づき、本表では実績評価方式に記載した。

4 国土交通省の実施計画では、実績評価方式を「政策チェックアップ (業績測定)」、総合評価方式を「政策レビュー (プログラム評価)」としている。

5 詳細は、後記 「各行政機関が行う政策評価 [行政機関別状況]」 参照。

## その他主な事項についての方針

基本計画の策定状況を基に、その他の主な事項についての各行政機関における方針をまとめると、次のとおりである。

### a. 政策評価の結果への政策への反映

#### 状 況

##### 政策評価の結果の政策への反映に関する事項（法第6条第2項第8号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

### b. 政策評価に関する透明性の確保

#### 状 況

##### インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項（法第6条第2項第9号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

##### その他政策評価の実施に関し必要な事項（法第6条第2項第11号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

## (2) 政策評価の実施状況

### 評価実施件数

平成20年度における各行政機関の政策評価の実施状況について、事前評価、事後評価別、対象政策別にみると、表4、表5及び表6のとおりである。

【「表4 政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント】

- 各行政機関の政策評価の総実施件数は7,088件である（前年度3,709件）。
  - \* 前年度より大幅に増加している主な理由は、国土交通省における未着手・未了の公共事業の再評価実施件数の増加による。国土交通省では、再評価実施後一定期間（事業の種類によって5年又は10年）が経過している公共事業等について評価（再々評価）を行っており、平成20年度に再々評価の時期が到来したものが多く。
- 事前評価、事後評価別の実施状況をみると、事前評価が1,546件、事後評価が5,542件となっている（表5参照）。
- 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（4,847件）、次いで厚生労働省（770件）、農林水産省（761件）の順となっており、これらの3機関（6,378件）で全体の90%を占める。
  - \* これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、これらの機関が所管している個別公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表5参照）。
- 事前評価1,546件のうち、特定4分野の政策を対象としたものは1,311件である（表5参照）。
- 事後評価の内訳については、実施計画期間内の評価対象政策が4,524件と82%を占め、未着手10件（0.2%）、未了417件（8%）、その他の政策は591件（11%）となっている。

表4 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）	左記以外のもの（第3号）	
内閣府	2	26	26	0	0	28
宮内庁	0	1	1	0	0	1
公正取引委員会	1	8	8	0	0	9
国家公安委員会・警察庁	14	28	28	0	0	42
金融庁	24	32	32	0	0	56
総務省	13	19	10	0	0	32
公害等調整委員会	1	2	2	0	0	3
法務省	8	9	9	0	0	17
外務省	46	49	24	1	24	95
財務省	0	33	33	0	0	33
文部科学省	114	50	50	0	0	164
厚生労働省	114	656	51	0	25	770
農林水産省	266	495	425	1	69	761
経済産業省	51	22	22	0	0	73
国土交通省	781	4,066	3,759	8	299	4,847
環境省	92	11	9	0	0	103
防衛省	19	35	35	0	0	54
計	1,546	5,542	4,524	10	417	7,088

（注）規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。

【「表5 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント】

- 政策評価の対象政策別の実施状況をみると、事前評価については、個別公共事業を対象としたものが最も多く963件、次いで規制を対象としたもの157件、研究開発課題を対象としたもの145件の順となっている。
- 事後評価については、未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象としたものが最も多く4,236件、次いで完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象としたもの886件となっている。

表5 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価							事後評価						合計
	研究開発課題を対象	個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象	個別政府開発援助を対象	規制を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等を対象	小計	行政の幅広い分野を対象に定期的評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業等を対象に評価(事業評価方式等)	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)	完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価(事業評価方式等)	小計	
内閣府	0	0	0	2	0	0	2	23	3	0	0	0	26	28
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
公正取引委員会	0	0	0	1	0	0	1	5	3	0	0	0	8	9
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	14	0	0	14	27	1	0	0	0	28	42
金融庁	0	0	0	23	1	0	24	25	1	6	0	0	32	56
総務省	5	0	0	5	3	0	13	3	9	5	0	2	19	32
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	2	3
法務省	0	0	0	1	7	0	8	7	0	0	0	2	9	17
外務省	0	0	46	0	0	0	46	0	24	0	25	0	49	95
財務省	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	33	33
文部科学省	25	0	0	3	83	3	114	47	2	1	0	0	50	164
厚生労働省	32	28	0	25	29	0	114	41	3	19	78	515	656	770
農林水産省	2	260	0	4	0	0	266	26	0	3	224	242	495	761
経済産業省	0	0	0	17	0	34	51	11	0	0	11	0	22	73
国土交通省	70	601	0	44	0	66	781	51	4	1	3,898	112	4,066	4,847
環境省	0	74	0	18	0	0	92	9	0	2	0	0	11	103
防衛省	11	0	0	0	8	0	19	2	19	1	0	13	35	54
計	145	963	46	157	131	104	1,546	312	69	39	4,236	886	5,542	7,088
	1,311													

(注) 1 「研究開発課題を対象」欄、「個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象」欄及び「規制を対象」欄には、法第9条により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 「未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

【「表6 政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント】

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用し、政策評価を行っている。

表6 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2]	実績評価方式：23政策 [23] 総合評価方式：3政策 [3]
宮内庁	—	事業評価方式：1事業 [1]
公正取引委員会	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [1]	実績評価方式：5施策等 [5] 総合評価方式：3施策等 [3]
国家公安委員会・警察庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [14]	実績評価方式：27業績目標 [27] 総合評価方式：1行政課題 [1]
金融庁	事業評価方式：平成21年度予算概算要求に係る新規・拡充事業 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [23]	事業評価方式：6事業 [6] 実績評価方式：25政策 [25] 総合評価方式：1政策 [1]
総務省	事業評価方式：新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業 [3] 事業評価方式：平成21年度予算概算要求に係る研究開発課題 [5] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [5]	事業評価方式：7事業 [7] 実績評価方式：3政策 [3] 総合評価方式：9政策 [9]
公害等調整委員会	事業評価方式：1政策 [1]	実績評価方式：2政策 [2]
法務省	事業評価方式：法務省所管に係る施設の整備 [7] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [1]	事業評価方式：2の法務に関する調査研究 [2] 実績評価方式：7政策 [7]
外務省	総合評価方式：政府開発援助 [46]	総合評価方式：24施策 [24]、 25政府開発援助 [25]
財務省	—	実績評価方式：6総合目標 [6]、 25政策目標 [25] 実績評価方式：2成果重視事業 [2]
文部科学省	事業評価方式：新規・拡充事業のうち社会的影響又は予算規模の大きいもの [108] 事業評価方式：税制改正要望のうち社会的影響の大きいもの [3] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [3]	事業評価方式：1事業 [1] 実績評価方式：47施策目標 [47] 総合評価方式：2テーマ [2]
厚生労働省	事業評価方式：平成21年度予算概算要求に係る新規・拡充事業 [29] 事業評価方式(公共事業)：平成20年度新規採択地区 [28] 事業評価方式(研究開発)：平成21年度予算概算要求に係る研究開発 [32] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [25]	実績評価方式：41施策目標 [41] 総合評価方式：3テーマ [3] 事業評価方式：7成果重視事業 [7] 事業評価方式：12継続事業 [12] 事業評価方式：78公共事業(再評価) [78] 事業評価方式：515個別研究開発課題 [515]
農林水産省	事業評価方式(公共事業)：260事業実施地区 [260] 事業評価方式(研究開発)：2研究開発課題 [2] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [4]	実績評価方式：17政策分野 [17] 実績評価方式：9成果重視事業 [9] 事業評価方式(公共事業)：期中の評価24事業実施地区、完了後の評価240事業実施地区 [464]

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
		事業評価方式（研究開発）：期中評価（3研究開発課題）[3] 終了時評価（2研究開発課題）[2]
経済産業省	事前評価方式：平成21年度予算概算要求に係る既存の施策[34] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策[17]	事業評価方式：11公共事業[11] 実績評価方式：11施策[11]
国土交通省	政策アセスメント：平成21年度予算概算要求等に係る新規施策等[95] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策[15] 個別公共事業の評価：平成21年度予算概算要求に係る新規採択事業等[60] 個別研究開発課題の評価：平成21年度予算概算要求に係る個別研究開発課題等[70]	業績測定：46施策目標、5成果重視事業[51] プログラム評価：4テーマ[4] 個別公共事業の評価：平成21年度予算概算要求に係る再評価時の3,898事業等[3,898] 個別公共事業の評価：事業完了後の一定期間経過時の85事業[85] 個別研究開発課題の評価：中間評価時の研究開発課題[1]、研究開発終了後の研究開発課題[27]
環境省	事業評価方式：新設規制[18] 個別公共事業[74]	実績評価方式：9施策[9] 事業評価方式：2成果重視事業[2]
防衛省	事業評価方式：平成21年度予算概算要求に係る新規事業[19]	中間段階の事業評価：平成21年度予算概算要求に係る1継続事業[1] 事後の事業評価：実施を完了した13事業[13] 実績評価方式：2施策[2] 総合評価方式：19施策[19]

(注) [ ] 内は、評価実施件数である。

## 評価書の公表時期

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成し、公表しなければならないとされており（法第10条）、評価書の公表件数を月別にみると、表7のとおりである。

### 【「表7 評価書の公表時期」のポイント】

- 一般政策については、政策評価結果を予算要求や政策の企画立案に反映させるため、8月末の予算概算要求期限までに政策評価が行われていることから、平成20年8月に公表された評価書が多くなっている（1,418件）。  
また、年末の政府予算案の決定を受けて、どの地区に当該予算を配分するかに関する公共事業に係る評価が年度末に行われていることから、平成21年3月に公表された評価書が多くなっている（4,969件）。

表7 評価書の公表時期

(単位:件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成20年										21年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	28	0	0	1	0	23	1	0	0	2	0	0	1	
宮内庁	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	9	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	1	
国家公安委員会・警察庁	42	0	0	0	27	0	0	12	0	1	0	2	0	
金融庁	56	0	2	1	0	33	6	0	2	0	0	0	12	
総務省	32	0	0	0	19	10	1	0	0	1	1	0	0	
公害等調整委員会	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	17	0	0	0	0	16	1	0	0	0	0	0	0	
外務省	95	0	9	9	3	52	1	4	1	0	1	3	12	
財務省	33	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	164	0	0	0	1	160	2	0	0	0	0	1	0	
厚生労働省	770	109	2	0	0	637	6	8	0	0	3	0	5	
農林水産省	761	0	0	1	26	155	0	1	0	2	0	3	573	
経済産業省	73	0	2	2	0	42	1	3	0	2	0	4	17	
国土交通省	4,847	0	359	0	0	249	0	0	0	0	1	9	4,229	
環境省	103	0	0	0	1	11	1	3	0	0	0	2	85	
防衛省	54	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	34	
計	7,088	110	374	47	77	1,418	20	31	3	8	6	25	4,969	



### (3) 政策への反映状況

行政機関の長は、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないとされており(法第11条)、事前評価・事後評価別に政策評価の結果の政策への反映状況をみると、表8及び表9のとおりである。

#### [「表8 政策への反映状況(事前評価)」のポイント]

- 事前評価の結果、平成21年度予算概算要求に反映したものは415件である。これらのうち、評価結果を踏まえ、政策を維持することとしたものが大部分であるが、政策の所要の見直しを行ったもの(評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったものや、複数の選択肢から適切な政策を選択したもの)は43件となっている。

表8 政策への反映状況(事前評価)

(単位:件)

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	個別公共事業(官庁営繕事業等を含む。)を対象	個別政府開発援助を対象	規制を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等を対象	計
評価実施件数	145	963	46	157	131	104	1,546
政策評価の結果の政策への反映件数	145 (111)	963 (51)	46 (24)	157 (0)	131 (131)	104 (98)	1,546 (415)
うち評価対象政策の見直し等	1	—	—	—	7	35	43

(注)1 表中の( )内は、平成21年度予算概算要求に反映した件数である。

また、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載した他に平成20年度にさらに政策への反映を行った件数は25件である。

2 上記のほか、政策評価の結果、平成21年度機構・定員要求に反映したものは54件(機構要求13件、定員要求50件)である。

3 「評価対象政策の見直し等」とは、評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったもの及び複数の選択肢から適切な政策を選択したものである。

〔「表9 政策への反映状況（事後評価）」のポイント〕

- ・ 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているもの4,430件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているもの199件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているもの23件となっている。
- ・ 一般政策についてみると、評価結果は、すべて予算要求や政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、38.6%（162/420件）となっている。
- ・ 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているもの79件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているもの20件となっている。

表9 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	一般政策				未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）	計
		行政の幅広い分野を対象に定期的に評価（実績評価方式等）	特定のテーマを対象に適期に評価（総合評価方式等）	個別の継続事業等を対象に評価（事業評価方式等）				
評価実施件数	4,656	420	312	69	39	4,236	886	5,542
政策評価の結果の政策への反映件数	4,656 (4,551)	420 (315)	312 (261)	69 (34)	39 (20)	4,236 (4,236)	886	5,542
これまでの取組を引き続き推進	4,430 (4,356)	254 (180)	187 (158)	35 (5)	32 (17)	4,176 (4,176)	—	—
評価対象政策の改善・見直しを実施	199 (172)	161 (134)	120 (102)	34 (29)	7 (3)	38 (38)	—	—
評価対象政策の重点化等	79 (79)	79 (79)	66 (66)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	20 (20)	20 (20)	19 (19)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政策を廃止、休止又は中止	23 (23)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	—	—
その他	4 (0)	4 (0)	4 (0)	—	—	—	—	—

- (注) 1 表中の（ ）内は、平成21年度予算概算要求等（21年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等）に反映した件数である。
- 2 上記のほか、政策評価の結果、平成21年度機構・定員要求に反映したものは129件（機構要求52件、定員要求121件）である。  
また、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は13件である。
- 3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。  
なお、「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、(i) 評価対象政策の改善・見直し（政策の拡充等）を行っているもの、(ii) 評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、(iii) 評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、(iv) 評価対象政策の重点化等及び一部廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。
- 4 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合、部局間の連携による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 5 「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数には、一部重複がある。
- 6 「完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係る政策評価で、既に事業等が完了又は終了した事業等を対象としてその政策効果の発現状況等を評価したものであり、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映される。

## 2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前述のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
- ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）

を行うものとされている【5ページ参照】。

### (1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している「行政評価等プログラム」に掲載している。

平成20年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、平成20年4月策定の「行政評価等プログラム」において、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
  - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）について重点的かつ計画的に実施
  - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成20年度から22年度までの3年間に実施する評価のテーマ
  - ・ バイオマスの利活用に関する政策評価
  - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
  - ・ 科学技術駆動型の地域経済発展に関する政策評価（いずれも総合性確保評価）
- 平成20年度に実施する評価のテーマ
  - ・ バイオマスの利活用に関する政策評価
  - ※ 既に実施中のもの（いずれも総合性確保評価）
    - ・ 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価
    - ・ 自然再生の推進に関する政策評価
    - ・ 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価
    - ・ 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価

なお、総務省は、「行政評価等プログラム」について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成21年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、平成21年4月策定の「行政評価等プログラム」において定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

([http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

(2) 政策の評価の実施状況等

統一性又は総合性を確保するための評価

平成 20 年度における統一性又は総合性を確保するための評価については、5 テーマを実施した。これらのうち、2 テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関に勧告し、評価書とともに公表し、その他の 3 テーマについては評価を実施中である（平成 21 年 3 月末現在）。また、平成 18 年度から 20 年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、4 テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている。

表10 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況（平成20年度）

区分	評価の実施、評価結果の政策への反映の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した 2 テーマ	自然再生の推進に関する政策評価（平成20年 4月 22日勧告、公表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然再生協議会は、平成14年 3 月末の 8 協議会から 19年 3 月末の87協議会に増加、自然再生活動を行っている N P O 法人数は、14年 3 月末の195法人から19年 3 月末の753法人に増加し、自然再生推進法の制定による一定の効果あり。</li> <li>○ 一方、自然再生の推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置は必ずしも十分に進んでいないなどの課題があり、そのための改善方を勧告した。</li> </ul>
	外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（平成21年 3 月 3 日勧告、公表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政策目標（平成22年までに外国人旅行者数1,000万人）は、今後も世界的な景気の後退等が続けば、目標達成が困難となる可能性あり。</li> <li>○ 今後は、効果的・効率的な訪日促進施策の実施と魅力ある観光地づくりが一層重要であり、そのための改善方を勧告した。</li> </ul>
評価を実施中の 3 テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価</li> <li>・配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価</li> <li>・バイオマスの利活用に関する政策評価</li> </ul>	
評価の結果の政策への反映が図られた 4 テーマ	自然再生の推進に関する政策評価	○ 自然再生の推進政策を一層推進するため新しい自然再生基本方針を決定し、また、仕組みや運営方法の見直しのために自然再生協議会情報連絡会議を開催して情報交換等を行った。
	P F I 事業に関する政策評価（平成20年 1 月 11 日勧告、公表）	○ V F M（事業を効率的・効果的に実施できるかを判断するための基準）に関するガイドラインの改定や、「P F I アニュアルレポート」による情報提供の充実等を行った。
	リサイクル対策に関する政策評価（平成19年 8 月 10 日通知、公表）	○ 循環型社会形成推進基本計画について新たな指標を設定するなどの見直しや、家電リサイクル法施行令の改正による対象機器の追加等を行った。
	少年の非行対策に関する政策評価（平成19年 1 月 30 日通知、公表）	○ 平成19年度の取組を引き続き推進したほか、スクールソーシャルワーカーを活用するための調査研究等を行った。

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

平成 20 年度においては、表 11 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について、そのやり方及び内容を点検した。

表11 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況（平成20年度）

区分	点検活動の概要
<p>審査 （政策評価のやり方の点検）</p>	<p><b>【個別審査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各行政機関が概算要求に関連して行った政策評価を対象に、行政機関ごとの政策評価を個別に点検する個別審査を実施</li> <li>○ 対象とした政策評価は、16の行政機関に係る761件であり、平成20年11月20日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【総括的審査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別審査の結果を踏まえつつ、行政機関横断的及び行政機関ごとに政策評価の取組の状況等について整理・分析を行い、審査結果を「政策評価の点検結果」として平成21年3月31日に関係行政機関に通知し、公表</li> <li>○ 今後の課題として、実績評価方式を用いた政策評価では、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定すること等政策評価の質の向上に向けた取組を引き続き推進していくことが必要であること等を提起</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【成果重視事業に係る政策評価の審査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）に基づく平成19年度予算における成果重視事業に係る政策評価について、審査を実施</li> <li>○ 対象とした政策評価は、15の行政機関に係る63件であり、平成20年11月20日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表</li> <li>○ 今後の課題として、目標の達成度合いの判定方法・基準、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果、目標設定の考え方を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにするよう引き続き努力する必要があること等を提起</li> </ul>
<p>認定関連活動 （政策評価の内容の点検）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各行政機関が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問が生じたものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動を実施</li> <li>○ 次のとおり、疑問が生じた11の行政機関に係る45件（延べ49件<sup>（注）</sup>）の政策評価について、事実関係の把握・整理を行い、その取組結果を「政策評価の点検結果」として平成21年3月31日に公表</li> </ul> <p>&lt;疑問の類型の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの</li> <li>・ 目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本取組を通じて政策評価に関する事実関係が明らかになるとともに、改善すべき点がみられたものについては、政策評価をやり直すなど、各行政機関において改善措置が執られることとなった。</li> <li>○ 今後の評価の質の向上に向けて、次のとおり、平成20年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理</li> </ul> <p>&lt;課題の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便益算定の前提として需要予測等を行う場合には、当該予測等が現実的なものとなっていることが必要である。</li> <li>・ 指標が専ら政策の執行状況をとらえるもののみになっている場合は、政策効果を把握できるものを設定するよう改善する。</li> </ul>

（注）一つの事例が複数の「疑問の類型」に該当するものがあり、「疑問の類型」ごとにそれぞれカウントした場合の事例数は、延べ49件となる。



各行政機関が行う政策評価  
〔行政機関別状況〕





## 内閣府



内閣府

表 1 - 1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 20 年 2 月 18 日策定） 平成 20 年 12 月 25 日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間
	事前評価の対象等	事業評価方式を基本とする。 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第 9 条第 1 号に該当すると考えられる政策が対象、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日 政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	事後評価の対象等	総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 計画期間内に評価の対象とする政策は 20 政策 88 施策（平成 20 年 12 月 25 日改正） 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて、様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	政策評価の結果の政策への反映	政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を内閣府大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 20 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 20 年 6 月 30 日策定） 平成 20 年 12 月 25 日改正	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	実績評価：20 政策（成果重視事業 1 施策を含む）
	未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表1 - 2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価		事業評価方式：2件 (規制) (表1-3-ア)	評価の結果、規制の新設又は改廃が妥当とされたもの 2	評価の結果を踏まえ、規制の新設又は改廃が行われたもの 2
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：23件 [160測定指標] (成果重視事業1件含む) (表1-3-イ)  { 実績評価方式：20件 } (表1-3-ウ)	目標以上の成果を達成できた 28	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】 うち概算要求に反映 8 うち機構・定員要求に反映 3 機構要求に反映 0 定員要求に反映 3 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】 うち概算要求に反映 10 うち機構・定員要求に反映 1 機構要求に反映 0 定員要求に反映 1 政策の重点化等 9 うち概算要求に反映 9 政策の一部廃止・休止・中止 1 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止・休止・中止】 その他 【その他】 4
			達成できた 86	
			達成に向けて進展があった 36	
			達成に向けて一部進展があった 9	
			達成に向けての進展はなかった 1	
	総合評価方式：3件 (表1-3-エ)	引き続き推進することが妥当 3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 3	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし			
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし			

(注) 1 { }は、評価実施中のもの(外数)である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は測定指標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1 - 3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- ( 1 ) 規制の新設又は改廃に係る 2 政策について評価を実施し、その結果を平成 20 年 9 月 17 日及び 21 年 3 月 2 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 1 - 3 - ア 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	消費者被害の発生又は拡大防止のための措置
2	青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 1 - 4 - 参照。

2 事後評価

- ( 1 ) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。実績評価方式を用いて、「平成 19 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、23 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「平成 19 年度内閣府本府政策評価書 (事後評価)」として公表。

表 1 - 3 - イ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会連帯等の国民運動	廃止・休止・中止
2	遺棄化学兵器処理事業の推進	引き続き推進
3	政府広報の実施	改善・見直し
4	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析	改善・見直し
5	防災に関する普及・啓発	引き続き推進
6	国際防災協力の推進	改善・見直し
7	地震対策等の推進	引き続き推進
8	沖縄における産業振興	引き続き推進
9	沖縄の離島の活性化	引き続き推進
10	沖縄の戦後処理対策	改善・見直し
11	少子化社会対策に関する普及・啓発	改善・見直し
12	高齢社会対策に関する普及・啓発	改善・見直し
13	交通安全対策に関する普及・啓発	改善・見直し
14	男女共同参画に関する普及・啓発	改善・見直し
15	省資源・省エネルギー型生活の推進	その他
16	公益通報者保護に関する施策の推進	その他
17	個人情報保護に関する施策の推進	その他
18	消費者行政の推進	その他
19	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進	改善・見直し
20	原子力安全対策	引き続き推進
21	経済財政政策関係業務システムの最適化 (成果重視事業)	改善・見直し
22	国民経済計算	引き続き推進
23	国際平和協力業務等の推進	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 1 - 4 - 参照。

- 2 「評価結果の反映状況」欄の「その他」としている政策は、新たに消費者庁が開設された場合に、今後同庁において取組方針の検討がなされるもの。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成20年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、20政策を対象として評価を実施中（平成21年度に公表予定）。

表1-3-ウ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

	評価対象政策
1	公文書等の保存及び利用の取組
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
4	経済財政政策の推進
5	地域活性化の推進
6	科学技術政策の推進
7	防災政策の推進
8	沖縄政策の推進
9	共生社会実現のための施策の推進
10	栄典事務の適切な遂行
11	男女共同参画社会の形成の促進
12	国民生活政策の推進
13	食品の安全性の確保
14	原子力利用の安全確保
15	公益法人制度改革等の推進
16	経済社会総合研究の推進
17	迎賓施設の適切な運営
18	北方領土問題の解決の促進
19	国際平和協力業務等の推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡

(3) 総合評価方式を用いて、「平成20年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日及び12月25日に「平成20年度内閣府本府政策評価書（事後評価）」として公表。

表1-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	電子政府の構築(内閣府本府電子政府構築計画)	引き続き推進
2	沖縄振興計画(沖縄の振興への取組)	引き続き推進
3	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表1-4-参照。

## 政策体系(内閣府)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

(政策分野)	(政策名)
1 社会連帯等の国民運動	(1)社会連帯等の国民運動
2 遺棄化学兵器廃棄処理事業	(1)遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
3 政府広報・広聴活動	(1)政府広報の実施 (2)世論の調査
4 経済財政政策	(1)政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (2)対日直接投資に関する国民理解の増進及び海外広報の推進 (3)物価関連施策の推進 (4)市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (5)国内の経済動向の分析 (6)国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (7)海外の経済動向の分析
5 防災行政	(1)防災に関する普及・啓発 (2)国際防災協力の推進 (3)災害復旧・復興に関する施策の推進 (4)地震対策等の推進
6 沖縄対策、沖縄の振興への取組	(1)沖縄における産業振興 (2)沖縄の離島の活性化 (3)沖縄の特殊事情に伴う特別対策 (4)沖縄の戦後処理対策
7 共生社会政策	(1)青年国際交流の推進 (2)青少年健全育成に関する普及・啓発 (3)少子化社会対策に関する普及・啓発 (4)高齢社会対策に関する普及・啓発 (5)障害者施策に関する普及・啓発 (6)交通安全対策に関する普及・啓発
8 栄典行政の適切な遂行	(1)栄典制度の適切な運用
9 男女共同参画社会の形成の促進	(1)男女共同参画に関する普及・啓発 (2)国際交流・国際協力の促進 (3)女性に対する暴力の根絶に向けた取組 (4)女性のチャレンジ支援
10 国民生活行政	(1)国民生活に関する調査分析 (2)省資源・省エネルギー型生活の推進 (3)公益通報者保護に関する施策の推進 (4)個人情報保護に関する施策の推進 (5)市民活動の促進 (6)消費者行政の推進
11 食品安全行政	(1)食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進

12 原子力安全対策	(1)原子力安全対策
13 電子政府の構築	(1)経済財政政策関係業務システムの最適化(成果重視事業)
14 経済社会総合研究	(1)経済社会活動の総合的研究
	(2)国民経済計算
15 北方領土問題の解決の促進	(1)北方領土問題解決促進のための施策の推進
16 国際平和協力業務等	(1)国際平和協力業務等の推進



## 宮内庁



宮内庁

表2 - 1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成19年3月12日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成19年度から23年度までの5年間
	事前評価の対象等	事業評価方式を基準とする。
	事後評価の対象等	対象としようとする政策 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの 事業評価方式を基準とする。
	政策評価の結果の政策への反映	部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に秘書課及び主計課へ報告 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。	
実施計画の名称	平成20年度宮内庁政策評価実施計画（平成20年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	事業評価：1政策
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表2 - 2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	該当する政策なし		
事後評価			
実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	事業評価方式：1件 〔表2-3-ア〕 { 事業評価方式：1件 } 〔表2-3-イ〕	必要性、有効性、効率性が認められる	1 評価結果を踏まえ、引き続き推進することとした 【引き続き推進】
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし		
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし		
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし		

（注）{ } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 2 - 3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

( 1 ) 事業評価方式を用いて、「平成 19 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 4 月 10 日に「事業評価書(事後評価)」として公表。

表 2 - 3 - ア 事業評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	皇居東御苑入園者及び三の丸尚蔵館入館者の利便性の向上	引き続き推進

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 2 - 4 - 参照。

( 2 ) 事業評価方式を用いて、「平成 20 年度宮内庁政策評価実施計画」に基づき、1 政策を対象として評価を実施中(平成 21 年 4 月に中間報告予定)。

表 2 - 3 - イ 事業評価方式により事後評価を実施中の政策

	評価対象政策
1	宮内庁の広報活動の推進

## 公正取引委員会



公正取引委員会

表3 - 1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間
	事前評価の対象等	<p>事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。</p> <p>事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。</p> <p>施行令第3条第6項の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同施行令第3条第6項において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。</p>
	事後評価の対象等	<p>事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。</p>
	政策評価の結果の政策への反映	<p>政策所管課等は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算（定員等を含む。）要求、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。</p> <p>政策所管課等は、各施策等についての政策評価結果を基に、官房総務課及び各部署筆頭課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。</p> <p>政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。</p>
国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。</p>	
実施計画の名称	平成20年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成20年3月28日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価：5施策等（成果重視事業1件を含む）</p> <p>総合評価：3施策等（成果重視事業1件を含む）</p>
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表3 - 2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数
事前評価		事業評価方式：1件 (規制) (表3-3-ア)	便益が費用を上回る 1	評価結果を踏まえ、規制の新設 又は改廃に係る法案を国会に 提出した 1
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：5件 (成果重視事業1件含む) (表3-3-イ)	これまでの取組を 引き続き進める 0	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】 0
			これまでの取組の 改善・見直しを行う 5	評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た(することとした又はする 予定) 【改善・見直し】 5
		うち機構・定員要求に反映 3		
		機構要求に反映 2		
	総合評価方式：3件 (成果重視事業1件含む) (表3-3-ウ)	これまでの取組を 引き続き進める 2	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 2	うち概算要求に反映 0
				うち機構・定員要求に反映 0
		これまでの取組の 改善・見直しを行う 1	評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た 【改善・見直し】 1	うち概算要求に反映 1
うち機構・定員要求に反映 0				
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし			
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし			
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし			



表3 - 3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る1政策について評価を実施し、その結果を「規制の事前評価」として平成21年2月26日に公表。

表3 - 3 - ア 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	会社の株式取得についての事前届出制度の導入、株式取得会社の届出基準算定範囲の変更等、共同の株式移転についての実体規定及び届出規定の導入等

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表3 - 4 - 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成20年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の5事業を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成20年8月25日に公表。

表3 - 3 - イ 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
施策1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	企業結合の審査(平成19年度)	改善・見直し
2	独占禁止法違反行為に対する措置(平成19年度)	改善・見直し
施策2 ルールある競争社会の推進		
3	下請法違反行為に対する措置(平成19年度)	改善・見直し
4	下請法違反行為に対する措置(平成17年度~19年度)【成果重視事業】 - 役務委託等の下請取引分野における発注書面交付率の向上 -	改善・見直し
5	景品表示法違反行為に対する措置(平成19年度)	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表3 - 4 - 参照。

- (2) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成20年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の3事業を対象として評価を実施し、その結果を「総合評価書」として平成20年8月25日及び21年3月31日に公表。

表3 - 3 - ウ 総合評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
施策1 迅速かつ実効性のある法運用		

1	独占禁止法違反行為に対する措置 - 大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を排除した後の取引の適正化の状況 -	引き続き推進
施策2 ルールある競争社会の推進		
2	景品表示法違反行為に対する措置 - 景品表示法違反事件処理の一般消費者に対する影響	引き続き推進
施策3 競争環境の積極的な創造		
3	法令遵守意識の向上(成果重視事業) - 入札談合の防止に係る発注機関における法令遵守意識の向上等 -	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表3 - 4 - 参照。

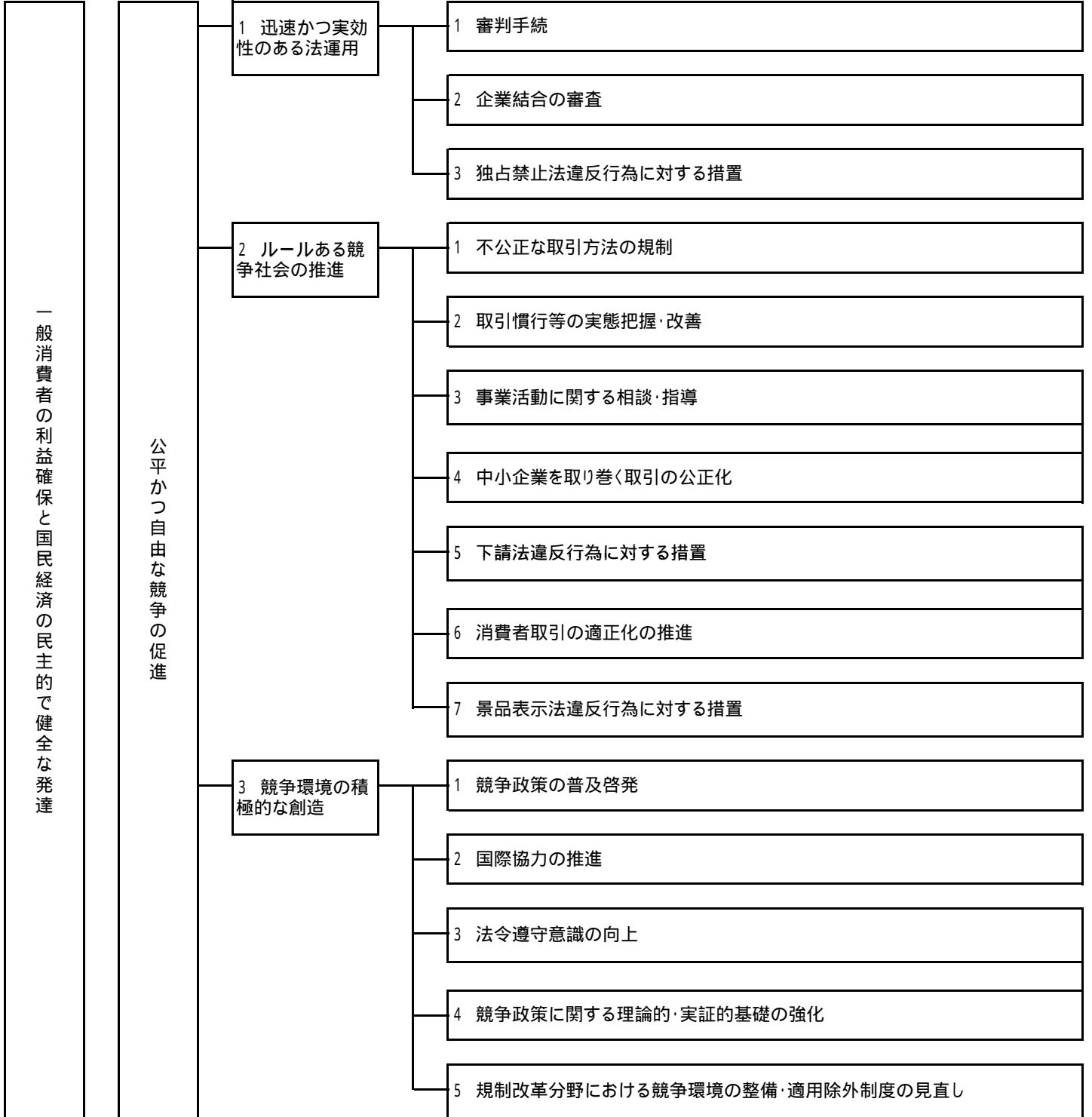
政策体系(公正取引委員会)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

基本目標

政策

施策





**国家公安委员会・警察厅**



国家公安委員会・警察庁

表4 - 1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成17年12月22日策定） 平成19年9月20日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成18年1月1日から20年12月31日まで
	事前評価の対象等	<p>政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。（平成19年9月20日改正）</p> <p>事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</p> <p>評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。</p>
	事後評価の対象等	<p>政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を選択した上で実施する。</p> <p>事業評価方式：既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため、重点的に実施する。</p> <p>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの</li> <li>・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの</li> <li>・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの</li> <li>・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの</li> <li>・ 評価を実施してから長期間が経過したもの</li> </ul> <p>計画期間内に対象とする政策 12 政策</p>
	政策評価の結果の政策への反映	政策評価の結果は、予算要求、法令等による制度の新設・改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する国民からの意見・要望の受付窓口は、総務課とする。また、警察庁ホームページに国民からの意見・要望を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>国民から寄せられた意見・要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</p>	
基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成21年1月1日から24年3月31日まで
	事前評価の対象等	<p>政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。</p> <p>事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。</p> <p>評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会の</p>

		ニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	事後評価の対象等	<p>政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標(基本目標)を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を選択した上で実施する。</p> <p>事業評価方式：既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。</p> <p>総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの</li> <li>・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの</li> <li>・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの</li> <li>・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの</li> <li>・ 評価を実施してから長期間が経過したもの</li> </ul> <p>計画期間内に対象とする政策 15 政策</p>
	政策評価の結果の政策への反映	政策評価の結果は、予算要求、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、総務課とする。また、警察庁ウェブサイトにも国民からの意見・要望を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。</p>
実施計画の名称	平成 20 年政策評価の実施に関する計画（平成 19 年 12 月 20 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	<p>実績評価： 平成19年を評価期間とする8の基本目標と27の業績目標について評価書を作成。 平成20年を評価期間とする8の基本目標と28の業績目標について評価を実施。(平成21年度に評価書を作成。)</p> <p>事業評価：評価書を作成する予定なし 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成。</p>
	未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	<p>事業評価：評価書を作成する予定なし。(2つの事業について平成22年に評価書を作成。)</p> <p>総合評価：評価書を作成する予定なし。(1つの行政課題について平成21年に評価書を作成。)</p>
実施計画の名称	平成 21 年度政策評価の実施に関する計画（平成 20 年 12 月 25 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	<p>実績評価： 平成20年までを評価期間とする8の基本目標と28の業績目標について評価書を作成。 平成21年を評価期間とする8の基本目標と30の業績目標について評価を実施。(平成22年度に評価書を作成)</p> <p>事業評価：評価書を作成する予定なし(2つの規制</p>



		について平成22年度に、1の事業及び11の規制について平成23年に評価書を作成。 総合評価:1つの行政課題について評価書を作成。 (1つの行政課題について平成23年に評価書を作成。)
	未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	事業評価:評価書を作成する予定なし。 総合評価:評価書を作成する予定なし。

- (注) 1 国家公安委員会・警察庁は、暦年により計画期間を定めているため、平成20年度(会計年度)に係る計画は複数にわたる。
- 2 このほか、8の基本目標と28の業績目標について定めた「平成20年実績評価計画書」(平成19年12月)及び8の基本目標と30の業績目標について定めた「平成21年実績評価計画書」(平成20年12月)を策定している。

表4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：14件 (規制) (表4-3-ア)	規制の新設は妥当	14	評価の結果を踏まえ、新規規制を内容の一部とする改正法案を国会へ提出	14
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：27件 (表4-3-イ)	達成	12	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	16
			おおむね達成	11	うち概算要求に反映	16
		うち機構・定員要求に反映			8	
		うち機構要求に反映			1	
		うち定員要求に反映			8	
		{ 8の基本目標と28の業績目標 } (表4-3-ウ)	達成が十分とは言えない	4	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	11
		{ 8の基本目標と30の業績目標 } (表4-3-エ)	達成が十分とは言えない	4	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	11
		{ 2つの行政課題 } (表4-3-カ)	これまでの取組を引き続き進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1
うち概算要求に反映	0					
{ 事業評価方式：14件 } (規制) (表4-3-キ) (事業) (表4-3-ク)	これまでの取組の改善・見直しを行うことが妥当	0	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	0		
					うち機構・定員要求に反映	0
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	-	-	-	-	
						未了 (法第7条第2項第2号ロ)
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	-	-	-	-	

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表4 - 3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る14政策について評価を実施し、その結果を平成20年10月21日及び21年2月27日に「規制の事前評価書」として公表。

表4 - 3 - ア 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正	
1	所持の禁止の対象となる剣の範囲の拡大
2	銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由の追加
3	銃砲刀剣類の所持許可を取り消された者に係る欠格期間の延長
4	高齢者に対する認知機能検査の導入
5	射撃技能に関する講習の受講義務の新設
6	年少者による空気銃の所持の制限
7	年少射撃資格の認定制度の創設
8	実包の所持状況の記録化
9	実包等の保管に係る努力義務の新設
10	行政調査に関する規定の整備
11	調査を行う間における銃砲の保管に関する規定の新設
12	猟銃安全指導委員の秘密保持義務の新設
道路交通法の一部改正	
13	高齢運転者標識の表示義務の見直し
14	高齢運転者等専用駐車区間制度の導入

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表4 - 4 - 参照。

2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成19年政策評価の実施に関する計画」に基づき、8の基本目標と27の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成20年7月12日に「実績評価書」として公表。

表4 - 3 - イ 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	改善・見直し
2	地域警察官による街頭活動の更なる推進	引き続き推進
3	少年非行の防止	改善・見直し
4	犯罪等からの少年の保護	改善・見直し
5	良好な生活環境の保持	改善・見直し
6	経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保	改善・見直し
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
7	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
8	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進

9	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
10	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	改善・見直し
11	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化		
12	暴力団の存立基盤の弱体化	改善・見直し
13	薬物密輸・密売組織の取締りの強化	改善・見直し
14	暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化	改善・見直し
15	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行者・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～		
16	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
17	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
18	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
19	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	改善・見直し
20	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標5 国の公安の維持		
21	重大テロ事案の予防鎮圧	引き続き推進
22	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
23	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
24	グローバルな情報収集・分析機能の強化による謀報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実		
25	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標7 情報セキュリティの確保		
26	サイバー空間の安全確保	改善・見直し
基本目標8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上		
27	警察行政の電子化の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表4-4-参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成20年政策評価の実施に関する計画」に基づき、8の基本目標と28の業績目標について、平成20年における業績目標の実施状況の評価を実施中(平成21年中に公表予定)。

表4-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策(平成21年度公表予定)

評価対象政策	
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪・環境犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動、自然環境等の確保
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
7	重要犯罪に係る捜査の強化
8	重要窃盗犯に係る捜査の強化
9	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
10	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
11	科学技術を活用した捜査の更なる推進

基本目標3 組織犯罪対策の強化	
12	暴力団の存立基盤の弱体化
13	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
14	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
15	来日外国人犯罪対策の強化
16	犯罪収益対策の推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた、歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～	
17	歩行者・自転車利用者の安全確保
18	高齢運転者による交通事故の防止
19	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
20	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
21	道路交通環境の整備
基本目標5 国の公安の維持	
22	重大テロ事案等の予防鎮圧
23	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
24	警備犯罪取締りの的確な実施
25	グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標6 犯罪支援者等の支援の充実	
26	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標7 情報セキュリティの確保	
27	サイバー空間の安全確保
基本目標8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	
28	警察行政の電子化の推進

(3) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、8の基本目標と30の業績目標について、平成21年度における業績目標の実施状況の評価を実施中(平成22年度中に公表予定)。

表4-3-工 実績評価方式により評価実施中の政策(平成22年度公表予定)

評価対象政策	
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
11	振り込め詐欺(恐喝)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進
13	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
基本目標3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化

17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪支援者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止
基本目標 8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	
30	警察行政の電子化の推進

(4) 総合評価方式を用いて、「平成20年政策評価の実施に関する計画」等に基づき、1の行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成20年12月25日に「総合評価書」として公表。

表4-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	警察による国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表4-4-参照。

(5) 総合評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、2つの行政課題を対象として評価を実施中。

表4-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

	評価対象政策
1	G8司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進
2	振り込め詐欺対策の推進

(6) 事業評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、13の規制及び1の事業を対象として評価を実施中。

表4-3-キ 事業評価方式により評価実施中の政策(規制)

	評価対象政策
警備業法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第244号)により新設された規制	
1	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続
2	登録講習機関の登録の有効期間を3年とする
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)により新設された規制	

3	風俗営業の許可の欠格事由等の追加
4	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け
5	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務
6	デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加
7	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
8	警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加
9	客引きをするための立ちふさがり及びつきまとい行為の禁止
10	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制	
11	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制	
12	準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものをいう。）の所持の禁止
13	猟銃の所持許可の欠格事由の追加

表 4 - 3 - ク 事業評価方式により評価実施中の政策（事業）

評価対象政策	
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

## 政策体系(国家公安委員会・警察庁)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穩の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動の更なる推進 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存在基盤の弱体化 2 薬物密輸・密売組織の取締りの強化 3 暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化 4 来日外国人犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5,000人以下という政府目標の実現に向けた歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 情報セキュリティの確保	1 サイバー空間の安全確保
8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	1 警察行政の電子化の推進



## 金融庁



# 金融庁

表5 - 1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成14年4月1日策定） 平成14年9月13日改正 平成15年7月1日改正 平成16年7月7日改正 平成17年7月26日改正 平成18年7月10日改正 平成19年7月3日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成15年7月1日から20年6月30日まで
	事前評価の対象等	事前評価は、事業評価の方式を基本とする。 評価の対象は、次のとおり。 法令に基づき評価が義務付けられている政策に該当するもの 規制の新設など金融庁において新規に開始又は拡充される事業（予算、規制、法令等）
	事後評価の対象等	事後評価は、実績評価、総合評価及び事業評価の方式を基本とする。 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象 総合評価：新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価の方式を適用するものを除く。）及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象
	政策評価の結果の政策への反映	政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算・機構定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年7月1日から24年3月31日まで
	事前評価の対象等	事前評価は、事業評価方式を基本とする。 評価の対象は、次のとおり。 法令に基づき評価が義務付けられている政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） 規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（を除外） に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	事後評価の対象等	事後評価は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式を基本とする。 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 事業評価：評価法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価の方式を適用するものを除く。）及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策
政策評価の結果	政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・	

	果の政策への反映	定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成 19 年度金融庁政策評価実施計画（平成 19 年 7 月 3 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	事業評価：過去に事前評価を実施し平成 19 年度に効果が発現する事業（モデル事業、成果重視事業を含む） 実績評価：25 政策 総合評価：1 つのテーマ
	未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし
実施計画の名称	平成 20 年度金融庁政策評価実施計画（平成 20 年 7 月 3 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	事業評価：過去に事前評価を実施し平成 20 年度に効果が発現する事業（成果重視事業については、効果発現の有無に関わらず事後評価を実施） 実績評価：24 施策 総合評価：1 つのテーマ
	未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) 金融庁は事務年度により計画期間を定めているため、平成 20 年度（会計年度）に係る計画は複数にわたる。

表5 - 2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式：1件 (新規事業)〔表5-3-ア〕	実施が妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	1		
				うち概算要求に反映	1		
				うち機構・定員要求に反映	1		
				機構要求に反映	0		
				定員要求に反映	1		
	事業評価方式：23件 (規制)〔表5-3-イ〕	規制の新設又は改廃は妥当	23	評価結果を踏まえて、法案を国会に提出した	10		
評価結果を踏まえて、政令等を制定及び改正した				13			
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：25件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-ウ〕	11	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	18		
				【引き続き推進】			
				うち概算要求に反映	13		
				うち機構・定員要求に反映	10		
						機構要求に反映	7
						定員要求に反映	9
						評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）【改善・見直し】	7
						うち概算要求に反映	1
						うち機構・定員要求に反映	3
						機構要求に反映	0
				定員要求に反映	3		
				政策の重点化等	0		
				政策の一部廃止・休止・中止	0		
				現時点では成果の発現は予定されていないが、引き続きこれまでの取組を進めていく必要がある	0		
				評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定）【廃止・休止・中止】	0		
	事業評価方式：6件 (成果重視事業3件含む) 〔表5-3-エ〕	そのまま継続が妥当	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】	3		
継続するが改善・見直しが妥当		3	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った【改善・見直し】	3			
廃止、中止又は休止が妥当		0	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した【廃止・休止・中止】	0			
	総合評価方式：1件 〔表5-3-オ〕	そのまま継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。（進める予定）【引き続き推進】	1		
うち概算要求に反映				0			
				うち機構・定員要求に反映	0		

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし					
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし					
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし					

(注) 「実績評価：25件」の「政策評価の結果の内訳別件数」については、1つの評価対象政策に対し、2つの達成目標ごとに評価の結論を導いているものがあるため、実施件数とは一致しない。

表5 - 3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、平成21年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度事業評価書」として公表。

表5 - 3 - ア 事業評価方式により事前評価した政策

評価対象政策	
1	「金融庁業務支援統合システム」の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表5 - 4 - 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る23政策について評価を実施し、その結果を平成20年4月25日、5月9日、6月23日、8月28日、9月19日、11月14日、11月18日、21年1月19日、3月5日及び3月27日に「規制の事前評価書」として公表。

表5 - 3 - イ 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	信託契約代理店の届出事項等の緩和
2	ETF(上場投資信託)の多様化
3	電子債権記録機関の指定に関する規定
4	15歳未満の者又は同意のない者を被保険者とする死亡保険の引受けに関する規定
5	いわゆるプロ向け市場の創設
6	ETF(上場投資信託)の多様化
7	金融商品取引法上の開示規制の適用対象外とされるみなし有価証券の追加
8	開示用電子情報処理組織(EDINET)使用時の届出手続の見直し
9	銀行の出張所の設置等に関する事前届出制度の見直し
10	銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し
11	空売り規制の強化
12	企業結合、セグメント情報等及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設、改正等
13	信用格付業者に対する公的規制の導入
14	金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設
15	特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し
16	有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入
17	金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ
18	「有価証券の売出し」定義の見直し
19	前払式支払手段に係る制度整備
20	資金移動(為替取引)に係る制度整備
21	銀行間の資金決済(資金清算)に係る制度整備
22	事業者団体(認定資金決済事業者協会)に係る制度整備
23	継続企業の前提に関する注記規定の改正

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表5 - 4 - 参照。

## 2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成19年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、25政策についての目標等を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成19年度実績評価書」として公表。

表5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	引き続き推進
3	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	新興市場国の金融当局への技術支援	引き続き推進
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	引き続き推進
8	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	改善・見直し
9	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	引き続き推進
10	公認会計士監査の充実・強化	引き続き推進
11	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	引き続き推進
12	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	引き続き推進
13	取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化	改善・見直し
14	個人投資家の参加拡大	引き続き推進
15	金融・資本市場等の機能拡充	引き続き推進
16	ITの戦略的活用	引き続き推進
17	我が国金融・資本市場の国際化への対応	改善・見直し
18	地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	引き続き推進
19	「官から民へ」の改革に対する適切な対応	引き続き推進
20	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	改善・見直し
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
22	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	引き続き推進
23	人材の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
24	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
25	専門性の高い調査研究の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表5-4-参照。

- (2) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

事業評価方式を用いて、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価(事前評価)を実施し、平成20年度に効果が発現する事業のうち、以下の6事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度事業評価書」として公表。

表5-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	少額短期保険募集人管理業務システム開発	引き続き推進
2	パーゼルの国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備	改善・見直し
3	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	改善・見直し
4	有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の更なる基盤整備等	引き続き推進
5	最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の再構築	引き続き推進



6	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	改善・見直し
---	--------------------------	--------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表5 - 4 - 参照。

(3) 総合評価方式を用いて、「平成16年度金融庁政策評価実施計画」等に基づき、以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度総合評価書(金融システム改革(日本版ビッグバン))」として公表。

表5 - 3 - 才 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	金融システム改革(日本版ビッグバン)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表5 - 4 - 参照。

別表

政策体系(金融庁)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

法定任務	基本目標	重点目標	政策
金融機能の安定	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 金融システムの安定が確保されていること (2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 新興市場国の金融当局への技術支援
預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 国民が金融サービスを適切に利用できること	(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること (2) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 公認会計士監査の充実・強化
	2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること	(1) 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応
	3 市場が公正であること	(1) 証券市場において取引の公正が確保されていること	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化
円滑な金融等	1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること	(1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること (2) 金融インフラ等が整備されていること (3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること (4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること (5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したもとなっていること	個人投資家の参加拡大 金融・資本市場等の機能拡充 ITの戦略的活用 我が国金融・資本市場の国際化への対応 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化 「官から民へ」の改革に対する適切な対応
	2 金融機関の企業活動が活発に行われていること	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 金融行政の透明性・予測可能性の向上
	3 金融機関等が犯罪に利用されないこと	(1) 金融機関等が金融犯罪に利用されないこと	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

(業務支援基盤整備に係る政策)

分野	課題	政策
1 人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成・強化	人材の育成・強化のための諸施策の実施
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	専門性の高い調査研究の実施

## 総務省



総務省

表 6 - 1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定）		
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成 20 年度から 24 年度までの5年間	
	事前評価の対象等	<p>基準とする評価方式は、事業評価方式とする。</p> <p>事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。</p> <p>新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業</p> <p>既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題</p> <p>規制の新設又は改廃を目的とする政策</p>	
	事後評価の対象等	<p>基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。</p> <p>評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。</p> <p>実績評価：総務省の主要な政策</p> <p>事業評価：次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策</p> <p>事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの</p> <p>一定期間継続している研究開発制度（ に該当するものを除く。）</p> <p>一定期間継続している事業（ 及び に該当するものを除く。）であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業</p> <p>総合評価： 総務省の主要な政策</p> <p>分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策</p>	
	政策評価の結果の政策への反映	<p>政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。</p>	
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。</p>	
実施計画の名称	平成 20 年度総務省政策評価実施計画（平成 20 年 4 月 22 日策定）		
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価：20の主要な政策のうち3政策</p> <p>（その他に成果重視事業8件）</p> <p>事業評価：7政策</p>	
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし	
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	総合評価：20の主要な政策のうち9政策	

表6-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価		事業評価方式：8件 (新規事業等)〔表6-3-ア〕	必要性・有効性等が認められる	8	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映	8	
		事業評価方式：5件 (規制)〔表6-3-イ〕	適切・妥当と考えられる	5	評価結果を踏まえ、法令等に反映	5	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3件 (表6-3-ウ)	目標年度を迎えた全ての指標について目標を達成	2	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	3	
			うち概算要求に反映		3		
		目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標について目標を達成	1	うち機構・定員要求に反映		3	
				機構要求に反映		1	
				定員要求に反映		3	
				政策の重点化等		2	
				政策の一部廃止・休止・中止		1	
		事業評価方式：7件 (表6-3-エ)	一定の有効性・効率性が認められる	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4	
						うち概算要求に反映	
						うち機構・定員要求に反映	
			評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1			
			うち概算要求に反映		1		
			うち機構・定員要求に反映		0		
			事業終了後の評価		2		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし						
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし						
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	総合評価方式：9件 (表6-3-オ)	設定した指標等について進展がみられ、一定の効果が認められるが、更なる推進のため不断の取組強化を要する	9	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4		
					うち概算要求に反映		4
				うち機構・定員要求に反映		3	
				機構要求に反映		1	
				定員要求に反映		3	
				評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	5		
					うち概算要求に反映		5
				うち機構・定員要求に反映		4	
				機構要求に反映		1	
				定員要求に反映		4	
政策の重点化等		2					
政策の一部廃止・休止・中止		1					

表 6 - 3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 21 年度の概算要求時点における新規又はそれと同視できる程度の見直しを伴う拡充事業のうち、新規研究開発のうち、総事業費が 5 億円以上のもの、その他の各予算要求事業のうち、総事業費が 10 億円以上（未定の場合は、5 年以上継続が見込まれ、かつ初年度要求額が 2 億円以上）のもの計 8 事業を対象として事前事業評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 28 日に「平成 20 年度事前事業評価書」として公表。

表 6 - 3 - ア 事業評価方式により事前評価した政策

評価対象政策	
1	ICT 先進事業国際展開プロジェクトの推進
2	ナノ ICT によるネットワークの高効率化基盤技術の研究開発
3	高齢者・障害者のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発
4	消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発
5	ネットワーク技術を活用した実プロジェクト型高度 ICT 人材育成基盤の開発・実証
6	IPv6 運用技術習得のためのテストベッド整備
7	準天頂衛星システムの研究開発
8	移動通信システムにおける周波数の高度利用に向けた要素技術の研究開発

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 6 - 4 - 参照。  
2 1～ 6 は新規要求事業、7～ 8 は継続事業である。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る 5 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 24 日、8 月 22 日、9 月 22 日、12 月 18 日及び 21 年 1 月 28 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 6 - 3 - イ 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	大規模地震等に対応した自衛消防力確保対策
2	携帯電話の貸与業者に対する本人確認の義務付け
3	携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続役務提供事業者に対するフィルタリング提供義務に関する規定
4	無線方式を用いた自動火災報知設備
5	移動受信用地上放送の早期実現のための制度整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 6 - 4 - 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。そのうち、実績評価方式を用いて、「平成 20 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 24 日に「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表。

表 6 - 3 - ウ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	改善・見直し
2	ICT分野における国際戦略の推進	改善・見直し
3	消防防災体制の充実強化	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 6 - 4 - 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成 20 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 7 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 24 日に「平成 20 年度事後事業評価書」として公表。

表 6 - 3 - エ 事業評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備	
2	字幕番組・解説番組等の制作促進事業	引き続き推進
3	地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究	
4	ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証	改善・見直し
5	移动通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発	引き続き推進
6	衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発	引き続き推進
7	高速・高精度測定技術の研究開発	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 6 - 4 - 参照。

2 1 及び 3 は、事業終了後の評価を実施したものである。

- (3) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。そのうち、総合評価方式を用いて、「平成 20 年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 24 日に「平成 20 年度政策評価書（平成 19 年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表。

表 6 - 3 - オ 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	改善・見直し
2	行政評価等による行政制度・運営の改善	改善・見直し
3	地域振興	引き続き推進
4	地方財源の確保と地方財政の健全化	引き続き推進
5	分権型社会を担う地方税制度の構築	引き続き推進
6	選挙制度等の適切な運用	改善・見直し
7	電子政府・電子自治体の推進	引き続き推進
8	電波利用料財源電波監視等の実施	改善・見直し
9	郵政行政の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 6 - 4 - 参照。



## 政策体系(総務省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	5 地域振興
	6 地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 分権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 ユビキタスネットワークの整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化



## 公害等調整委員会



## 公害等調整委員会

表7-1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成20年1月7日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年度から22年度までの3年間
	事前評価の対象等	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	事後評価の対象等	本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	政策評価の結果の政策への反映	政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成20年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成20年1月7日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	実績評価:2政策
	未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表7-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数				
事前評価	事業評価方式：1件 〔表7-3-ア〕	政策の必要性、有効性、効率性が認められる	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施策)を実施することとした	1		
				うち概算要求に反映	1		
				うち機構・定員要求に反映	1		
				機構要求に反映	0		
定員要求に反映	1						
事後評価	実績評価方式：2件 〔表7-3-イ〕 {実績評価方式：2件} 〔表7-3-ウ〕	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進める 〔引き続き推進〕	2		
				うち概算要求に反映	2		
				うち機構・定員要求に反映	0		
				未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし		
				未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし						

(注){ }は、評価を実施中のもの(外数)である。

表7 - 3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式により、以下の1政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書」として公表。

表7 - 3 - ア 事業評価方式により事前評価した政策

評価対象政策	
1	身近で効率的な公害紛争処理

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表7 - 4 - 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。実績評価方式を用いて、「平成19年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書」として公表。

表7 - 3 - イ 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
1	公害紛争の処理	引き続き推進
2	土地利用の調整	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表7 - 4 - 参照。

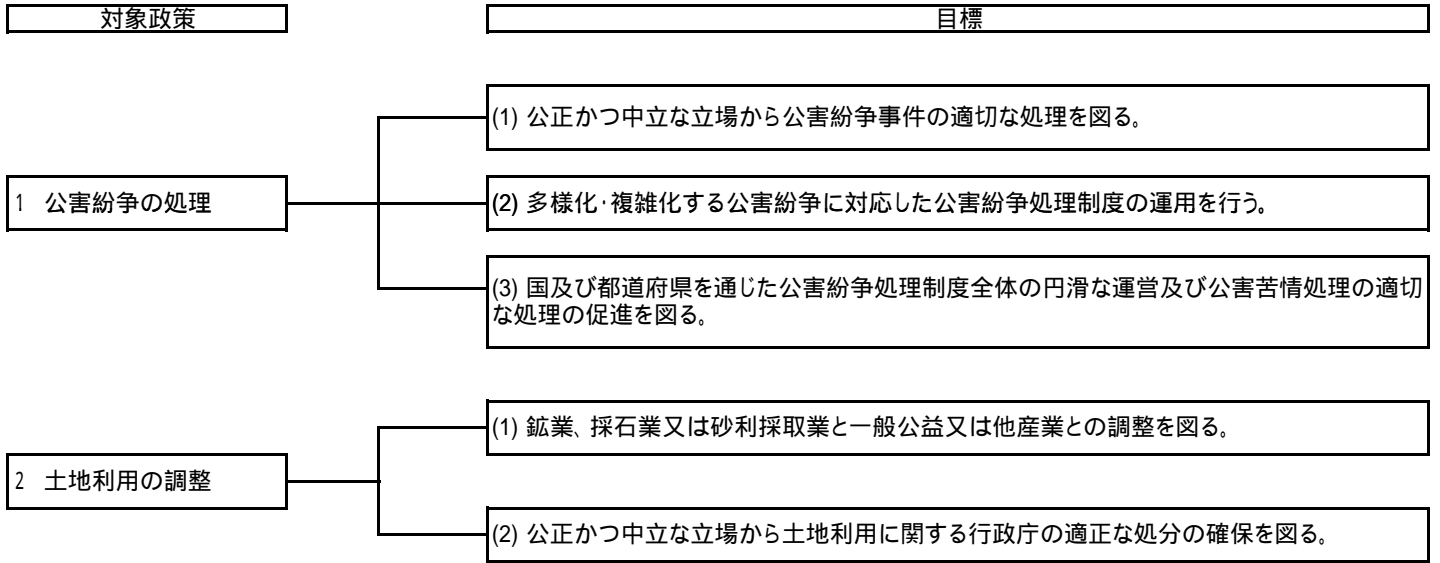
- (2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度に評価を実施。実績評価方式を用いて、「平成20年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の2政策を対象に評価を実施中(平成21年8月公表予定)。

表7 - 3 - ウ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

評価対象政策	
1	公害紛争の処理
2	土地利用の調整

## 政策体系(公害等調整委員会)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの







## 法務省



法務省

表 8 - 1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年度から22年度までの3年間
	事前評価の対象等	<p>事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。）</li> <li>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</li> <li>新規の政策のうち、政策評価企画室又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの</li> </ul>
	事後評価の対象等	<p>事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。</p> <p>また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うものとする。</p> <p>事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象に選定して行うものとする。</p>
	政策評価の結果の政策への反映	<p>政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめ政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討し、予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用することにより、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映されるよう努めるものとする。</p>
国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付けるものとする。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。</p>	
実施計画の名称	法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年3月28日策定） 平成21年1月23日改定 平成21年3月31日改定	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>実績評価：7施策 事業評価：2施策 総合評価：5施策</p>
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8 - 2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：7件 〔表8-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	7	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） うち概算要求に反映 7 うち機構・定員要求に反映 0	
	事業評価方式：1件 （規制）〔表8-3-イ〕	評価の結果、規制の改正が妥当	1	評価結果を踏まえ、規制の改正が行われた	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：7件 〔表8-3-ウ〕	そのまま継続が妥当	5 【引き続き推進】 うち概算要求に反映 5 うち機構・定員要求に反映 0	
		{ 実績評価方式：7件 } 〔表8-3-エ〕	見直し・改善が必要	2 【改善・見直し】 うち概算要求に反映 2 うち機構・定員要求に反映 0 政策の重点化等 2	
			政策の廃止、休止又は中止が妥当	0 【廃止・休止・中止】	
			うち、機構・定員要求に反映	3 機構・定員要求に反映 3 うち機構要求に反映 1 うち定員要求に反映 2	
		事業評価方式：2件 〔表8-3-オ〕	所期の成果を得ることができた	2	今後も同様の結果が得られるよう努める
		{ 事業評価方式：2件 } 〔表8-3-カ〕			
		{ 総合評価方式：5件 } 〔表8-3-キ〕			
		未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし		
		未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし		
		その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし		

（注）{ } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 8 - 3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- ( 1 ) 事業評価方式を用いて、以下の 7 事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 26 日に「平成 20 年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 8 - 3 - ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
	{ - 14 - (2)}
1	松戸法務総合庁舎新営工事
2	甲府法務総合庁舎新営工事
3	郡山第2法務総合庁舎新営工事
4	仙台少年鑑別所新営工事
5	大阪拘置所新営工事
	{ - 3 - (1)}
6	法務に関する調査研究(家庭内の重大犯罪に関する研究)
7	法務に関する調査研究(覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 8 - 4 - 参照。  
2 評価対象政策名の上の { } 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- ( 2 ) 規制の新設又は改廃に係る 1 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 9 月 4 日に「規制影響分析書」として公表。

表 8 - 3 - イ 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正 { - 9 - (3)}

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 8 - 4 - 参照。  
2 評価対象政策名の右の { } 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- ( 1 ) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。  
実績評価方式を用いて、平成 19 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 26 日に「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 8 - 3 - ウ 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
2	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	引き続き推進
3	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
4	犯罪予防活動の助長	改善・見直し
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための	引き続き推進

	業務の実施	
6	人権の擁護	改善・見直し
7	国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 8 - 4 - 参照。

- (2) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。実績評価方式を用いて、平成 20 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7 施策を対象として評価を実施中（平成 21 年 8 月公表予定）。

表 8 - 3 - 工 実績評価方式により事後評価中の政策

評価対象政策	
1	法教育の推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営
3	矯正施設における適正な処遇の実施
4	保護観察対象者等の改善更生
5	登記事務の適正円滑な処理
6	出入国の公正な管理
7	法務行政における国際協力の推進

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 19 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2 つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 26 日に「平成 19 年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 8 - 3 - 才 事業評価方式により事後評価した政策(終了後)

評価対象政策	
〔 - 3 - (1) 〕	
1	法務に関する調査研究(配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究)
2	法務に関する調査研究(高齢犯罪者に関する総合的研究)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 8 - 4 - 参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 20 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2 つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施中（平成 21 年 8 月公表予定）。

表 8 - 3 - 力 事業評価方式により事後評価中の政策

評価対象政策	
〔 - 3 - (1) 〕	
1	法務に関する調査研究(再犯防止に関する総合的研究)
2	法務に関する調査研究(犯罪被害に関する総合的研究)

(注) 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (5) 総合評価方式を用いて、平成 20 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 5 施策を対象として評価を実施中。

表 8 - 3 - キ 総合評価方式により事後評価中の政策

評 価 対 象 政 策	
1	社会経済情勢に即応した基本法制の整備〔 - 1 - (1)〕
2	裁判員制度の啓発推進(成果重視事業)〔 - 2 - (2)〕
3	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 〔 - 7 - (1)〕
4	人権の擁護〔 - 10 - (1)〕
5	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理〔 - 11 - (1)〕

(注) 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

政策体系(法務省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の助長 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	(1) 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保



## 外務省



外務省

表9 - 1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年度から24年度までの5年間
	事前評価の対象等	対象は、以下の政策とする。 イ 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ロ 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 ハ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策
	事後評価の対象等	実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。
	政策評価の結果の政策への反映	各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。	
実施計画の名称	平成21年度（平成20年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成20年7月28日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	7の基本目標に係る24の施策、47の具体的施策
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	未着手：政府開発援助1案件 未了：政府開発援助17案件
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9 - 2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価		政府開発援助：46件 〔表9-3-ア、イ〕 政府開発援助：19件 〔表9-3-ウ〕	実施が妥当	46 19	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） うち概算要求に反映（することを予定）	46 19 46 19
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：24件 〔表9-3-エ〕 { 総合評価方式：24件 } 〔表9-3-オ〕	目標を達成した	0	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1
			目標の達成に向けて相当な進展があった	9	うち概算要求に反映	1
					評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	23
					うち概算要求に反映	23
			目標の達成に向けて進展があった	15	政策の重点化等	11
	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した 【廃止・休止・中止】	0				
	目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった	0	機構・定員要求に反映したもの	21		
うち機構要求に反映			14			
うち定員要求に反映			21			
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	政府開発援助：1件 〔表9-3-カ〕	継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：24件 〔表9-3-キ〕	継続が妥当	24	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	24	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	-	-	-	-	

（注） 1 { } は、評価実施中のもの（外数）である。

2 は、平成19年度に評価結果が公表され、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表9 - 3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成20年5月12日、5月16日、5月26日、6月2日、6月9日、6月17日、6月30日、7月11日、7月23日、7月30日、8月20日、9月17日、11月11日、21年1月15日、2月19日、3月2日及び3月31日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表9 - 3 - ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

	評価対象政策
1	「フリータウン電力供給システム緊急改善計画(2/2)」(シエラレオネ共和国)
2	「アヌラダプラ教育病院整備計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
3	「緊急港湾改修計画」(アンゴラ共和国)
4	「シカソ地域飲料水供給計画」(マリ共和国)
5	「クルガンチュベ - ドゥスティ間道路改修計画」(タジキスタン共和国)
6	「コンボンチャム州病院改善計画」(カンボジア王国)
7	「南太平洋大学情報通信技術センター整備計画」(フィジー諸島共和国)
8	「テグシガルバ緊急給水計画(2/2期)」(ホンジュラス共和国)
9	「ポートビラ港埠頭改善計画」(バヌアツ共和国)
10	「オイスターベイ送配電施設強化計画」(タンザニア連合共和国)
11	「教育施設建設計画」(ブータン王国)
12	「離島間連絡船建造計画」(トンガ王国)
13	「島嶼間フェリー建造計画」(サモア独立国)
14	「パハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画」(エジプト)
15	「マヘ島零細漁業施設計画」(セーシェル共和国)
16	「保健人材養成機関施設及び機材拡充計画」(モザンビーク共和国)
17	「カトマンズ - バクタプール間道路改修計画」(ネパール)
18	「ファイサラバード上水道整備計画(第2期)」(パキスタン・イスラム共和国)
19	「北部地域教育施設改修及び機材整備計画」(ニカラグア共和国)
20	「第二次ザルカ地区上水道施設改善計画(3/3期)」(ヨルダン・ハシェミット王国)
21	「ボンベイ国際空港改善計画」(ミクロネシア連邦)
22	「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画(1/2)」(インドネシア共和国)
23	「ドゥスティ - ニジノピャンジ間道路整備計画(2/2)」(タジキスタン共和国)
24	「ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画」(バングラデシュ人民共和国)
25	「第二次ザンジバル市街地給水計画」(タンザニア連合共和国)
26	「緊急給水計画」(モザンビーク共和国)
27	「緊急給水計画」(セネガル共和国)
28	「第四次小学校建設計画」(カメルーン共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表9 - 4 - 参照。  
なお、平成20年8月末までに公表した 1 ~ 20については、21年度予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成20年5月7日、6月25日、6月30日、8月29日、10月1日、10月23日、21年2月10日、2月19日及び3月31日に、「外務省における事前評価書」として公表。

表9 - 3 - イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

	評価対象政策
1	「東西道路改修計画(国道70号線)(第一期)」(パキスタン・イスラム共和国)

2	「南部ハイウェイ建設計画(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)
3	「クルド地域上水道整備計画」(イラク共和国)
4	「気候変動対策プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
5	「環境開発計画」(フィリピン共和国)
6	「チェンナイ地下鉄建設計画」(インド)
7	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ2)」(インド)
8	「中小零細企業・省エネ支援計画」(インド)
9	「地方都市上下水道整備計画」(アゼルバイジャン共和国)
10	「ハリプール新発電所建設計画(第二期)」(バングラデシュ人民共和国)
11	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第四期)」(インド)
12	「グワハティ上水道整備計画」(インド)
13	「ホゲナカル上水道整備計画・フッ素症対策計画(フェーズ2)」(インド)
14	「バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(I)」(タイ王国)
15	「ハイフォン都市環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「第二期ハノイ水環境改善計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「国道・省道橋梁改修計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
18	「ジャカルタ都市高速鉄道計画(第一期)」(インドネシア共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表9-4-参照。  
 なお、平成20年8月末までに公表した 1～4については、21年度予算要求に反映。

(3) 以下の19件(無償資金協力3、有償資金協力16)は、平成19年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「外務省における事前評価書」として公表し、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として21年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表9-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成19年度に事前評価した政策

評価対象政策	
無償資金協力	
1	「鳥インフルエンザ等重要家畜疾病診断施設整備計画」(インドネシア共和国)
2	「第四次小学校建設計画」(ベナン共和国)
3	「オロミア州小学校建設計画」(エチオピア連邦民主共和国)
有償資金協力	
4	「モンバサ港開発計画」(ケニア共和国)
5	「災害復興・管理セクター・プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
6	「ハリプール新発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
7	「新ウランバートル国際空港建設計画」(モンゴル国)
8	「ハリヤナ州送変電網整備計画」(インド)
9	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第三期)」(インド)
10	「ハイデラバード外環道路建設計画(フェーズ1)」(インド)
11	「ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策計画」(インド)
12	「第4次開発政策借款」(インドネシア共和国)
13	「南北高速道路建設計画(ホーチミン市-ソーザイ間)(第一期)」(ベトナム社会主義国)
14	「ハノイ市環状3号線整備計画」(ベトナム社会主義国)
15	「フエ市水環境改善計画」(ベトナム社会主義国)
16	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)( )」(タイ王国)
17	「中部ルソン高速道路建設計画」(フィリピン共和国)
18	「ジャワ南線複線化計画(第三期)」(インドネシア共和国)
19	「ヴァルナ港及びブルガス港コンテナターミナル整備計画」(ブルガリア共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表9-4-参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成20年度(平成19年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月18日に「平成20年度外務省政策評価書」として公表。

表9-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	対アジア大洋州外交	改善・見直し
2	対北米外交	改善・見直し
3	対中南米外交	改善・見直し
4	対欧州外交	改善・見直し
5	対中東外交	改善・見直し
6	対アフリカ外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	改善・見直し
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し
11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、IT広報	改善・見直し
15	領事サービスの改善・強化	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	改善・見直し
20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	改善・見直し
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	改善・見直し
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表9-4-参照。

(2) 所掌するすべての政策について、体系化した上で、毎年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成21年度(平成20年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施中。

表9-3-オ 総合評価方式により評価実施中の政策

	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交

7	国際の平和と安定に対する取組
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
10	国際経済に関する取組
11	国際法の形成・発展に向けた取組
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
13	海外広報、文化交流
14	報道対策、国内広報、IT 広報
15	領事サービスの充実
16	海外邦人の安全確保に向けた取組
17	外国人問題への対応強化
18	外交実施体制の整備・強化
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
20	経済協力
21	地球規模の諸問題への取組
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成 20 年度（平成 19 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）の 1 件を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 18 日に「平成 20 年度外務省政策評価書」として公表。

表 9 - 3 - カ 未着手の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「スービック自由港環境整備計画( )」(フィリピン)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 9 - 4 - 参照。

(4) 「平成 20 年度（平成 19 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 24 件を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 18 日に「平成 20 年度外務省政策評価書」として公表。

表 9 - 3 - キ 未了の事業（政府開発援助）を対象として事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「上水道セクター整備計画( )」(モロッコ)	引き続き推進
2	「カル河水源開発・給水拡張計画」(スリランカ)	引き続き推進
3	「ジャムナ橋アクセス道路計画」(バングラデシュ)	引き続き推進
4	「道路整備計画」(ルーマニア)	引き続き推進
5	「山西省王曲火力発電所建設計画」(中国)	引き続き推進
6	「電力フロンティア拡張計画(1)」(ペルー)	引き続き推進
7	「産業環状道路建設計画」(タイ)	引き続き推進
8	「マニプ - ル州養蚕計画」(インド)	引き続き推進
9	「電力リハビリ計画」(グルジア)	引き続き推進
10	「道路整備計画( )」(パラグアイ)	引き続き推進
11	「農業部門強化計画( )」(パラグアイ)	引き続き推進
12	「ガジャマダ大学整備計画」(インドネシア)	引き続き推進
13	「都市内幹線道路改良計画」(インドネシア)	引き続き推進
14	「メダン洪水防御計画」(インドネシア)	引き続き推進
15	「チタルム川上流域治水計画(2)」(インドネシア)	引き続き推進
16	「タラハン石炭火力発電計画」(インドネシア)	引き続き推進
17	「ドマイ港開発計画(2)」(インドネシア)	引き続き推進



18	「デポック車庫建設計画」(インドネシア)	引き続き推進
19	「ジャワ北幹線鉄道複線化計画(2)」(インドネシア)	引き続き推進
20	「ブルガス港拡張計画」(ブルガリア)	引き続き推進
21	「都市洪水対策計画」(チュニジア)	引き続き推進
22	「中部ベトナム地方通信網整備計画」(ベトナム)	引き続き推進
23	「ドンナイノバリア・ブントウ省上水道整備計画(1)」(ベトナム)	引き続き推進
24	「国道 18 号線改良計画」(ベトナム)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表9 - 4 - 参照。

## 政策体系(外務省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
地域別外交:各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること	1 対アジア大洋州外交:アジア地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 対北米外交:我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 対中南米外交:中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域の多国間フォーラム及びメキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバとの協力・交流の強化 2 南米・カリブ諸国との協力・交流の強化
	4 対欧州外交:統合の深化と拡大を続けるEUとの関係強化及び欧州各国、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 対中東外交:中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東和平実現に向けた働きかけ 2 イラクの平和と安定のための支援 3 アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援 4 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大 5 中東地域産油国(特にGCC(湾岸協力理事会))諸国との経済関係強化
	6 対アフリカ外交:アフリカ開発の促進、対アフリカ外交を通じた国際社会でのリーダーシップ強化、及びアフリカとのパイ・マルチでの協力関係を強化すること	1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の推進 2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進 3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること

1 国際の平和と安定に対する取組：国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること

- 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
- 2 日本の安全保障政策に係る基本的な外交政策
- 3 国際平和協力の拡充、体制の整備
- 4 国際テロ対策協力
- 5 国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現
- 6 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強
- 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進
- 8 国際組織犯罪への取組

2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組：大量破壊兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること

- 1 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散
- 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力：原子力の平和的利用を促進し、及び国際的な研究・開発を推進・強化し、及び科学技術分野の国際協力を推進すること

- 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進
- 2 科学技術に係る国際協力の推進

4 国際経済に関する取組：我が国の経済外交における国益を保護・増進すること

- 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
- 2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組
- 3 重層的な経済関係の強化
- 4 経済安全保障の強化
- 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

5 国際法の形成・発展に向けた取組：新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること

- 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
- 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
- 3 経済分野における国際約束の締結・実施
- 4 社会分野における国際約束の締結・実施

6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供：情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること

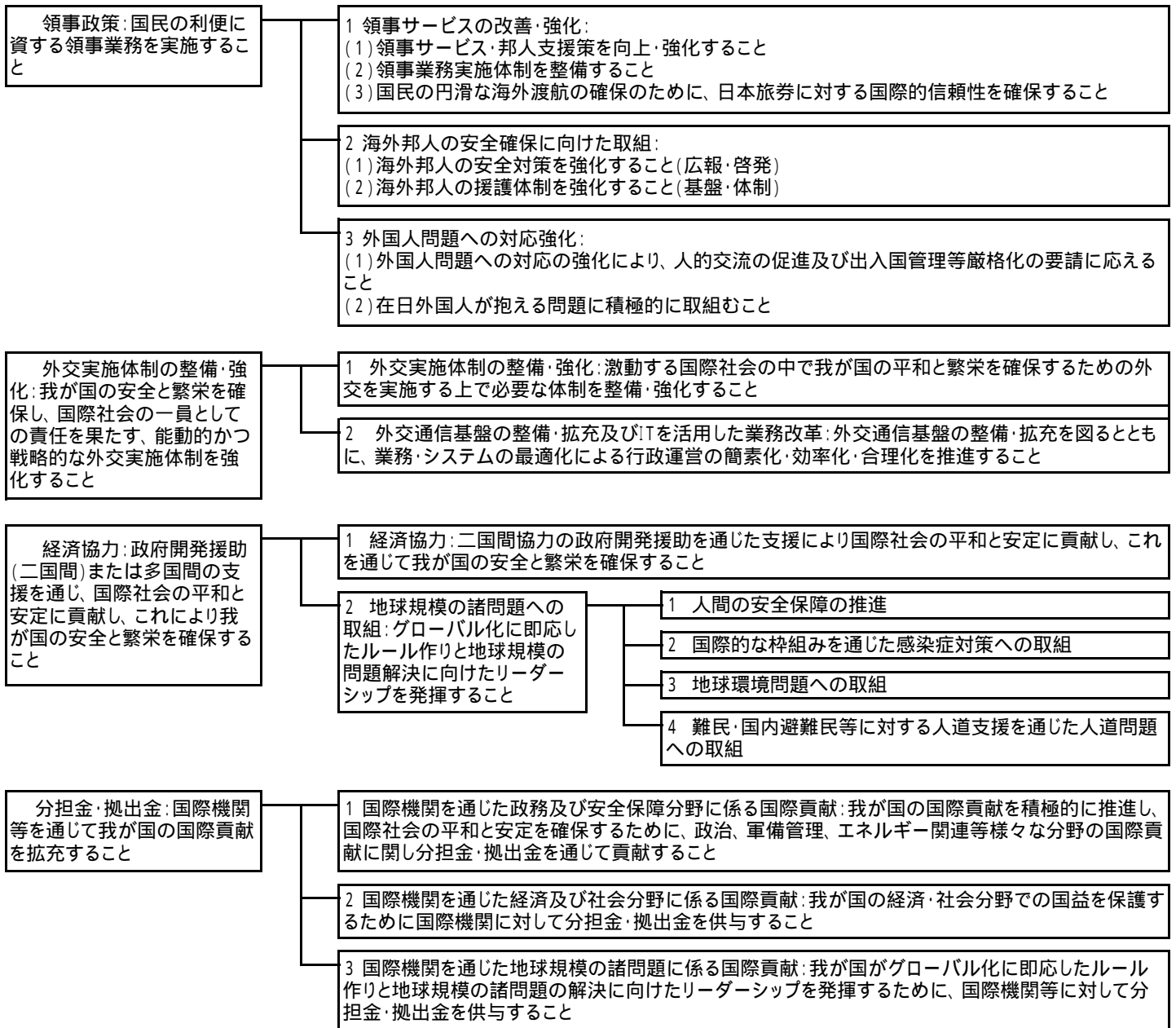
広報、文化交流及び報道対策：海外における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとともに、国内外における我が国外交政策への理解を増進し、もって日本外交を展開する上での環境を整備すること

1 海外広報、文化交流：海外向け広報の実施、国際文化交流事業を展開・促進、及び世界各国の文化の発展に向けた国際貢献により、諸外国国民の対日理解の促進及び親日感の醸成を図り、日本外交を展開する上での環境を整備すること

- 1 海外広報
- 2 国際文化交流の促進
- 3 文化の分野における国際協力

2 報道対策、国内広報、IT広報：我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること

- 1 効果的な外国報道機関対策の実施
- 2 適切な国内広報・報道機関対策の実施
- 3 効果的なIT広報の実施



## 財務省



財務省

表 10 - 1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成20年度から24年度までの5年間
	事前評価の対象等	<p>評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p> <p>事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。</p>
	事後評価の対象等	<p>財務省の主要な政策分野全てを対象とする。</p> <p>事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。</p>
	政策評価の結果の政策への反映	<p>政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。</p> <p>財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。</p>
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は政策評価室とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。</p> <p>寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。</p>
実施計画の名称	平成20年度政策評価の実施に関する計画（平成20年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	実績評価：6総合目標 24政策目標
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 10 - 2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数							
事前評価		事業評価方式：1 研究開発 〔表10-3-ア〕		1		1						
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：31件 (表10-3-イ) { 実績評価方式：30件 } (表10-3-エ)	1 目標の達成度	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A(達成に向けて相当の進展があった)</li> <li>・B(達成に向けて進展があった)</li> <li>・C(達成に向けて一部進展があった)</li> </ul>	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた【引き続き推進】	27					
				14				うち概算要求に反映	18			
				2				うち機構・定員要求に反映	8			
								機構要求に反映	8			
								定員要求に反映	5			
			2 事務運営のプロセス	21 18 20 10				<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切であった</li> <li>・有効であった</li> <li>・効率的であった</li> <li>・おおむね適切であった</li> <li>・おおむね有効であった</li> <li>・おおむね効率的であった</li> </ul>	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	4		
				13							うち概算要求に反映	3
				11							うち機構・定員要求に反映	2
											機構要求に反映	2
											定員要求に反映	2
3 結果の分析	14 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的確に行われている</li> <li>・おおむね的確に行われている</li> </ul>	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、中止又は休止した(廃止、中止又は休止する予定) 【廃止・休止・中止】	0								
4 政策の改善策の提言	27 4				その他	0						
5 政策評価の改善策の提言	14 1											
	1											
	1											
	1											
	1											
	1											
	1											
	1											
	1	実績評価方式：2 成果重視事業 〔表10-3-ウ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標を達成した</li> <li>・目標を達成できなかった</li> </ul>	1 1			評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた	2				
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし											
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし											
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし											

(注) 1 { } は、評価実施中のもの(外数)である。

2 は、平成17年度に評価結果が公表され、「平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成18年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから、掲載したものである。



表 10 - 3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

( 1 ) 以下の 1 政策は、平成 18 年度から新規に実施している研究開発について、18 年度から研究開発期間終了年度における総事業費が現時点において 10 億円以上と見込まれることから評価を実施した結果を、平成 18 年 3 月 30 日に「平成 17 年度事業評価書」として公表し、「平成 17 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成 18 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成 19 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として 21 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 10 - 3 - ア 事業評価方式により事前評価した政策

評価対象政策	
1	塩製造技術高度化研究開発事業補助

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 10 - 4 - 参照。

2 事後評価

( 1 ) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 19 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標等を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 6 月 24 日に、「平成 19 年度政策評価書」として公表。

表 10 - 3 - イ 実績評価方式により事後評価した政策

評価対象政策		評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること		
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011 年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010 年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高 GDP 比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す	引き続き推進
2	少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築する	改善・見直し
3	「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015 年度末に国の資産規模の対 GDP 比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む	引き続き推進
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行	引き続き推進

	う	
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	引き続き推進
政策目標1 健全な財政の確保		
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	引き続き推進
9	適正な予算執行の確保	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	引き続き推進
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現		
13	税制の基本的な原則を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築	改善・見直し
政策目標3 国の資産・債務の適正な管理		
14	資産・債務改革の視点を踏まえつつ、政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化	改善・見直し
15	財政融資資金の適切な管理・運用とデットクローザーの徹底	改善・見直し
16	国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	引き続き推進
17	庁舎及び宿舍の有効活用の推進	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	引き続き推進
19	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	引き続き推進
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持		
20	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	引き続き推進
21	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	引き続き推進
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展		
22	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	引き続き推進
23	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進	引き続き推進
24	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	引き続き推進
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進		
25	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	引き続き推進
26	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	引き続き推進
政策目標7 財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保		
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度の構築及び管理	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表10 - 4 - 参照。

(2) 実績評価方式を用いて、「平成19年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の2つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年6月24日に「平成19年度政策評価書」として公表。

表 10 - 3 - ウ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	大型監視艇による沖縄・先島諸島海域取締強化対策(政策目標5-3)	引き続き推進
2	予算編成支援システム最適化計画実施事業	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表10-4-参照。  
2 評価対象政策名の右の〔 〕は関連する別表政策体系の政策目標を表す。

(3) 所掌するすべての政策について、体系化した上で毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成20年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、30の目標等を対象として評価を実施中（平成21年6月公表予定）。

表 10 - 3 - エ 実績評価方式により評価実施中の政策

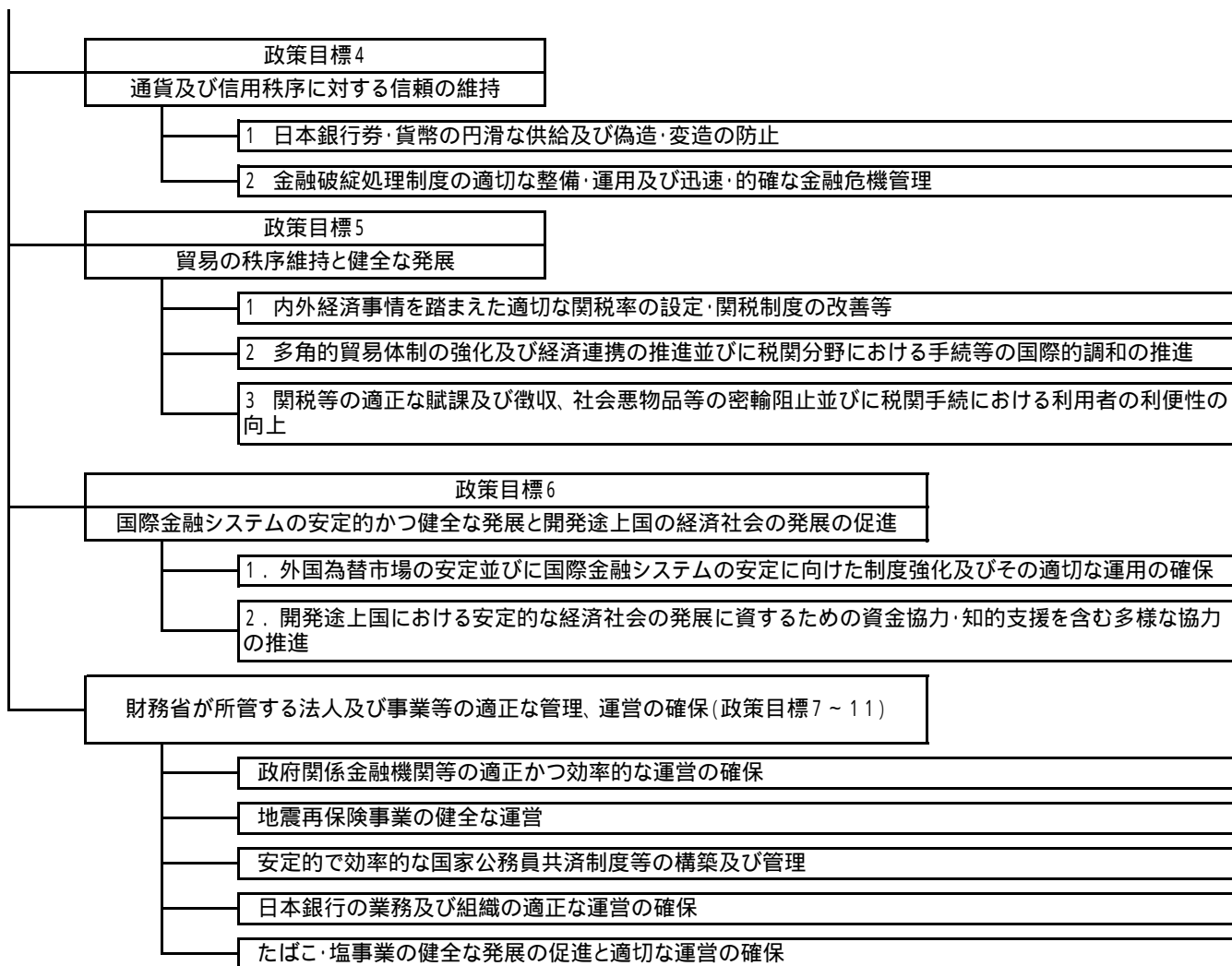
	評価対象政策
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す
2	少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築する
3	「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指すし、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築
政策目標3 国の資産・債務の適正な管理	
14	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
15	国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示
16	庁舎及び宿舍の有効活用の推進
17	国庫金の正確で効率的な管理
18	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	

19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上
政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展促進	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）	
26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営確保
27	地震再保険事業の健全な運営
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

## 政策体系(財務省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

<b>使命</b>	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
<b>総合目標</b>	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、歳出・歳入一体改革に取り組み、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指す。さらに、2010年代半ばにかけて、安定的な経済成長を維持しつつ、国・地方それぞれの債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す</li> <li>2 少子・高齢化や国際化などの経済社会の構造変化や財政状況に対応した、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制を構築する</li> <li>3 「簡素で効率的な政府」を実現するため、2015年度末に国の資産規模の対GDP比を半減するとの目標を踏まえ、民間の知見を活用しつつ、国の資産・債務管理の強化を図る。そのため、財政投融资について重点化・効率化等その適切な運営を図るとともに、国有財産の売却・有効活用等に取り組む</li> <li>4 金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</li> <li>5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す</li> <li>6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政・経済の構造改革に積極的に取り組むとともに、民間需要主導の持続的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</li> </ol>	
<b>政策目標1</b>	<b>健全な財政の確保</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</li> <li>2 必要な歳入の確保</li> <li>3 適正な予算執行の確保</li> <li>4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示</li> <li>5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行</li> <li>6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</li> </ol>	
<b>政策目標2</b>	<b>適正かつ公平な課税の実現</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税制の基本的な原則を踏まえつつ、国民の安心を支え、経済社会の活力を高め、国民・納税者の信頼を得ることができる税制の構築</li> </ol>	
<b>政策目標3</b>	<b>国の資産・債務の適正な管理</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</li> <li>2 国有財産の適正かつ効率的な管理及び処分と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示</li> <li>3 庁舎及び宿舍の有効活用の推進</li> <li>4 国庫金の正確で効率的な管理</li> <li>5 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</li> </ol>	



## 文部科学省





《文部科学省》

表 11-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日策定）	
基本計画の主な規定内容	<p>① 計画期間</p> <p>② 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 新規・拡充事業評価:毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きいものを対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに、事業評価を実施する。この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。          なお、施行令(平成13年政令第323号)に該当する研究開発課題の事前評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づき、本新規・拡充事業評価の一環として行う。</p> <p>○ 規制に関する評価:毎年度、所掌に係る政策のうち、施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。          なお、施行令第3条第6号によりその実施が義務付けられている規制以外のものについても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める。</p> <p>○ その他の事前評価:所管行政に係る法令に基づく税制及び財政投融资に関する事前評価については、必要に応じ、同法第7条第1項及び基本計画に基づく文部科学省の行う政策評価に関する実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	<p>③ 事後評価の対象等</p>	<p>○ 実績評価:「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る主要な施策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに、実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段(予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融资、独立行政法人の業務運営等)の実績等についても検証する。          また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 達成年度到来・継続事業評価:過去に新規・拡充事業評価(事前評価)を実施し当該年度に達成年度が到来する事業、過去に具体的な目標を設定していない事業であって社会的影響又は予算規模の大きいもの及びその他見直しを行う必要性が高い事業等について、必要に応じ、実施計画の定めるところにより、事業ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ 総合評価:所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に、総合評価を実施する。          総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価:上記のほか、事前評価を実施した事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより実施する。</p>
実施計画の名称	平成20年度文部科学省政策評価実施計画（平成20年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	<p>① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画</p>	<p>○ 実績評価:          「文部科学省の使命と政策目標」の実現に向けて平成19年</p>

<p>容</p>	<p>期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<p>度に取り組んだ施策を対象とする（13政策目標－47施策目標）。</p> <p>○ 事業評価：</p> <p>① 以下の事業のうち、実績評価における政策手段の実績の記述がない、もしくは実績を踏まえ更に事業評価の必要があるもの</p> <p>i 過去に新規・拡充事業評価(事前評価)を実施し平成20年度に達成年度が到来する事業</p> <p>ii 過去に事前評価により具体的な達成年度を設定していない事業であって社会的影響又は予算規模の大きいもの</p> <p>iii 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」における「政策群」に位置づけられた個別の政策手段</p> <p>② 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」における「成果重視事業」</p> <p>③ その他見直しを行う必要性が高い事業</p> <p>○ 総合評価：</p> <p>「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、経済財政諮問会議より政策評価の重要対象分野等として提示された政策を対象とする。なお、実績評価及び事業評価で明らかになった個別の政策課題についても必要に応じて評価対象とする。</p>
	<p>② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>
	<p>③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>

表 11-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：108件 〔表11-3-ア〕  (注) 〔新規事業:44事業〕 〔拡充事業:65事業〕	評価の結果、21年度 の新規・拡充事業と して実施することが 必要とされた事業	108 評価結果を踏まえ、概算要求 に反映したもの		
	事業評価方式：3 件 (税制) 〔表11-3-イ〕	評価の結果、21年度 税制改正要望を実施 することが必要とされ たもの	3 評価結果を踏まえ、税制改正 要望が行われたもの		
	事業評価方式：3 件 (規制) 〔表11-3-ウ〕	評価の結果、規制の 新設又は改廃が妥当 とされたもの	3 評価結果を踏まえ、規制の新 設又は改廃が行われたもの		
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 13政策目標の下 に掲げた47施策目 標 〔表11-3-エ〕	《施策目標の達成度合 い（又は施策の進捗状 況）》	① 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た（進める予定） 【引き続き推進】	37
		S（想定した以上に 達成（又は順調に進 捗））	5	うち概算要求に反映	37
				うち機構・定員要求に反映	18
				機構要求に反映	0
				定員要求に反映	0
		A（想定どおり達成 （又はおおむね順調 に進捗））	38	② 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った（することとした又 はする予定） 【改善・見直し】	10
		B（一定の効果が上 がっているが、一部 については想定どお り達成できなかった （進捗こやや遅れが みられる））	4	うち概算要求に反映	10
				うち機構・定員要求に反映	6
				政策の重点化等	3
				機構要求に反映	0
		定員要求に反映	0		
		政策の一部の廃止・休止・中 止	1		
C（想定どおりには 達成（又は進捗）し ていない）	0	③ 評価結果を踏まえ、当該 政策を廃止、休止又は中止 した（廃止、休止又は中止 する予定） 【廃止・休止・中止】	0		
事業評価方式：1 件 〔表11-3-オ〕  (達成年度到来・継続 事業:1事業 (成果重視事業))	想定以上の効果が得 られた事業	0	① 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た（進める予定） 【引き続き推進】	1	
	想定どおりの効果が 得られたとされた事 業	1	うち概算要求に反映	0	
			うち機構・定員要求に反映	0	
	一定の効果は上が っているが、想定した 効果は得られなかつ た事業	0	② 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った（することとした又 はする予定） 【改善・見直し】	0	
総合評価方式：2テ ーマ 〔表11-3-カ〕	—	2	① 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た（進める予定） 【引き続き推進】	0	

					② 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	2
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	—

(注) 新規・拡充重複(1件)を含む。

表 11-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 21 年度予算概算要求に向けて、108 の新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「文部科学省事業評価書 - 平成 21 年度新規・拡充事業等 - 」として公表。

表 11-3-ア 新規・拡充個別事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
<b>政策目標 1 生涯学習社会の実現</b>	
1	専修学校を活用した就業能力向上支援事業(新規)
2	環境教育総合プログラム開発事業(新規)
3	地域の知の拠点・ネットワーク推進事業(新規)
4	優れた社会教育重点推進プラン(新規)
5	学校支援地域本部事業(拡充)
6	地域における家庭教育支援基盤形成事業(拡充)
7	子どもの生活習慣づくり支援事業(新規)
8	家庭教育手帳の作成(拡充)
9	小中高等学校等における地上デジタルテレビの整備に係る補助事業(新規)
10	地域で取り組む IT 安心利用推進事業(新規)
<b>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>	
11	新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備事業(新規)
12	新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学、理科の補助教材の作成・配付事業(新規)
13	理科教育設備整備費等補助金(拡充)
14	全国的な学力調査の実施事業(拡充)
15	新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制整備(新規)
16	学校図書館の活性化推進総合事業(新規)
17	学校教育情報化推進総合プラン(新規・拡充)
18	英語教育改革総合プラン(新規)
19	退職教員等外部人材活用事業(拡充)
20	道徳教育用教材費補助(新規)
21	豊かな体験活動推進事業(拡充)
22	発達段階に応じたキャリア教育支援事業(新規)
23	小学校におけるキャリア教育の指導内容の充実(新規)
24	いじめ対策緊急支援総合事業(拡充)
25	問題を抱える子ども等の支援事業(拡充)
26	スクールカウンセラー等活用事業費補助(拡充)
27	青少年体験活動総合プラン(拡充)
28	青少年を取り巻く有害環境対策推進事業(拡充)
29	子どもの読書応援プロジェクト(拡充)
30	学校すこやかプラン(拡充)
31	食育推進プラン(拡充)
32	子ども安心プロジェクト(拡充)
33	免許状更新講習開設事業費等補助(拡充)
34	学校マネジメント支援に関する調査研究事業(拡充)
35	公立小中学校施設の耐震化等(拡充)
36	帰国・外国人児童生徒受入促進事業(拡充)
37	外国人児童生徒の日本語指導等の充実のための総合的な調査研究(新規)
38	認定こども園幼保連携型移行・設置促進事業(新規)
39	幼稚園教育理解推進事業(新規)
40	幼稚園就園奨励費補助事業(拡充)
41	発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究(新規)
42	発達障害を含む特別支援教育における NPO 等活動体系化事業(新規)
43	発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(拡充)
44	発達障害早期総合支援モデル事業(拡充)

45	拡大教科書等普及推進事業(新規)
46	特別支援学校等における指導充実事業(拡充)
<b>政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b>	
47	義務教育費国庫負担金(拡充)
<b>政策目標4 個性が輝く高等教育の振興</b>	
48	国際化拠点整備事業(新規)
49	海外進出・ネットワーク形成支援事業(新規)
50	学士力確保と教育力向上プログラム(拡充)
51	法科大学院教育水準高度化事業(新規)
52	先導的ITスペシャリスト等育成推進プログラム(拡充)
53	医師不足対策人材養成推進プラン(新規)
54	がんプロフェッショナル養成プラン(拡充)
55	社会人力育成のための学生支援プログラム(拡充)
56	グローバルCOEプログラム(拡充)
57	組織的な大学院教育改革推進プログラム(拡充)
58	大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム(拡充)
59	大学病院連携型高度医療人養成推進事業(拡充)
60	看護職キャリアシステム構築プラン(新規)
61	国立大学等の施設整備の推進(拡充)
<b>政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b>	
62	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進(拡充)
<b>政策目標6 私学の振興</b>	
63	私学助成の充実(拡充)
<b>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b>	
64	理数学生応援プロジェクト(拡充)
65	地域産業の担い手育成プロジェクト(拡充)
66	知的クラスター創成事業(グローバル拠点育成型)(新規)
67	都市エリア産学官連携促進事業(拡充)
68	サービス科学・工学研究の推進(新規)
69	デジタル・ミュージアムの実現に向けた研究開発の推進(新規)
<b>政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保</b>	
70	国際約束の履行に必要な国内保障措置制度の完成(拡充)
<b>政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b>	
71	科学研究費補助金(拡充)
72	政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業(拡充)－近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究推進事業－
73	産学官連携戦略展開事業(拡充)
74	研究開発基盤整備補助金【先端研究施設共用促進】(新規)
<b>政策目標10 科学技術の戦略的重点化</b>	
75	脳科学研究戦略推進プログラム(拡充)
76	革新的タンパク質・細胞解析研究イニシアティブ(新規)
77	再生医療の実現化プロジェクト(第Ⅱ期)(拡充)
78	橋渡し研究支援推進プログラム(拡充)
79	Web社会分析基盤ソフトウェアの研究開発(新規)
80	21世紀気候変動予測革新プログラム(拡充)
81	データ統合・解析システム(拡充)
82	「元素戦略」(拡充)
83	光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発(拡充)
84	ナノテクノロジーを活用した環境技術の研究開発(新規)
85	数学・数理科学と他分野との融合の推進(新規)
86	東海・東南海・南海地震の連動性評価研究(拡充)
87	活断層調査の総合的推進(拡充)
88	安全・安心科学技術プロジェクト(拡充)
<b>政策目標11 スポーツの振興</b>	
89	トップアスリート派遣指導事業(拡充)
90	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上支援事業(新規)
91	中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校等(新規)
92	地域スポーツ人材の活用実践支援事業(拡充)
93	公立中学校武道場整備費補助事業(新規)

94	私立学校体育等諸施設整備費補助(拡充)
95	総合型地域スポーツクラブの育成・支援(拡充)
96	競技力向上ナショナルプロジェクト(拡充)
政策目標 12 文化による豊かな社会の実現	
97	アートマネジメント重点支援事業(新規)
98	本物の舞台芸術体験事業(拡充)
99	国宝重要文化財等買上げ(拡充)
100	建築物保存修理等(拡充)
101	建造物防災施設等(一般)(拡充)
102	地域日本語教育体制整備事業(新規)
政策目標 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進	
103	国際初中教育支援事業－日本の学び舎を海外へ－(新規)
104	日米教育交流プログラム(新規)
105	留学生交流の推進(拡充)
106	国連大学人材育成プログラム(新規)
107	アジア太平洋地域教育協力信託基金拠出金事業(新規)
108	日本／ユネスコパートナーシップ事業(拡充)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表11-4-参照。  
2 本表 64～ 88(25事業)は、研究開発事業である。

(2) 平成 21 年度に予定している 3 件の税制改正を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「文部科学省事業評価書 - 平成 21 年度新規・拡充事業等 - 」として公表。

表 11—3—イ 個別施策等(税制)を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	家庭の教育費負担の軽減(特定扶養控除の拡充等)(拡充)
2	大学等への寄附に係る税制(新設・拡充)
3	文化財の修理に係る税制(新設)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表11-4-参照。

(3) 規制の新設又は改廃に係る 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 7 月 10 日、8 月 5 日及び 21 年 2 月 3 日に「平成 20 年度文部科学省規制に関する評価書」として公表。

表 11—3—ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新しい教育課程の実施に伴う義務教育諸学校の教科用図書の採択に係る特例措置
2	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令案
3	原子力事業者が講ずべき損害賠償措置に係る規制の改定

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表11-4-参照。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13 政策目標の下に掲げる 47 施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「文部科学省実績評価書 - 平成 19 年度実績 - 」として公表。

表 11-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
<b>政策目標 1 生涯学習社会の実現</b>		
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	引き続き推進
2	生涯を通じた学習機会の拡大	改善・見直し
3	地域の教育力の向上	改善・見直し
4	家庭の教育力の向上	改善・見直し
5	ITを活用した教育・学習の振興	引き続き推進
<b>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</b>		
6	確かな学力の育成	引き続き推進
7	豊かな心の育成	引き続き推進
8	児童生徒の問題行動等への適切な対応	引き続き推進
9	青少年の健全育成	改善・見直し
10	健やかな体の育成及び学校安全の推進	改善・見直し
11	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	引き続き推進
12	魅力ある優れた教員の養成・確保	引き続き推進
13	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	引き続き推進
14	教育機会の確保のための特別な支援づくり	引き続き推進
15	幼児教育の振興	引き続き推進
16	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	引き続き推進
<b>政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上</b>		
17	義務教育に必要な教職員の確保	引き続き推進
<b>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興</b>		
18	大学などにおける教育研究の質の向上	引き続き推進
19	大学などにおける教育研究基盤の整備	引き続き推進
<b>政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進</b>		
20	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	引き続き推進
<b>政策目標 6 私学の振興</b>		
21	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	引き続き推進
<b>政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進</b>		
22	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	改善・見直し
23	科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進	改善・見直し
24	地域における科学技術の振興	改善・見直し
25	科学技術システム改革の先導	引き続き推進
26	科学技術の国際活動の戦略的推進	引き続き推進
<b>政策目標 8 原子力の安全及び平和利用の確保</b>		
27	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握	引き続き推進
<b>政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備</b>		
28	学術研究の振興	引き続き推進
29	研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化	引き続き推進
30	科学技術振興のための基盤の強化	引き続き推進
<b>政策目標 10 科学技術の戦略的重点化</b>		
31	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進	改善・見直し
32	情報通信分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
33	環境・海洋分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
34	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
35	原子力分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
36	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
37	新興・融合領域の研究開発の推進	引き続き推進
38	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	引き続き推進
<b>政策目標 11 スポーツの振興</b>		
39	子どもの体力の向上	引き続き推進
40	生涯スポーツ社会の実現	引き続き推進
41	我が国の国際競技力の向上	引き続き推進
<b>政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現</b>		
42	芸術文化の振興	引き続き推進
43	文化財の保存及び活用の充実	引き続き推進
44	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	引き続き推進



45	文化芸術振興のための基盤の充実	引き続き推進
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進		
46	国際交流の推進	改善・見直し
47	国際協力の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表11-4-参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」における「成果重視事業」に登録されている1の継続事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「文部科学省事業評価書-平成21年度新規・拡充事業等-」として公表。

表11-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	都市エリア産学官連携促進事業(発展型)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表11-4-参照。

- (3) 総合評価方式を用いて、経済財政諮問会議より提示された2の政策評価の重要対象分野について評価を実施し、その結果を平成20年9月19日に「重要対象分野に関する評価書」として公表。

表11-3-カ 総合評価方式により事後評価した政策（重要対象分野）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	少子化社会対策に関連する子育て支援サービス	改善・見直し
2	若年者雇用対策	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表11-4-参照。

## 政策体系(文部科学省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

## 文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

## 政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ITを活用した教育・学習の振興

## 政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応

施策目標2-4 青少年の健全育成

施策目標2-5 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-7 魅力ある優れた教員の育成・確保

施策目標2-8 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり

施策目標2-10 幼児教育の振興

施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

## 政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

## 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

## 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

## 政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

## 政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進

施策目標7-3 地域における科学技術の振興

施策目標7-4 科学技術システム改革の先導

施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進

## 政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9 - 1 学術研究の振興

施策目標9 - 2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化

施策目標9 - 3 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10 - 1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進

施策目標10 - 2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10 - 3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

施策目標10 - 4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10 - 5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10 - 6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10 - 7 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10 - 8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11 - 1 子どもの体力の向上

施策目標11 - 2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11 - 3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12 - 1 芸術文化の振興

施策目標12 - 2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12 - 3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12 - 4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13 - 1 国際交流の推進

施策目標13 - 2 国際協力の推進



## 厚生労働省



厚生労働省

表 12 - 1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日策定） 平成19年9月28日改正 平成20年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成19年度から23年度までの5年間
	事前評価の対象等	<p>事前評価は、事業評価方式を基本とする。 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>法第9条に規定する政策 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものを除く。） 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発</p>
	事後評価の対象等	<p>事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>政策体系に基づき対象とする政策 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 重点評価課題として評価を行う場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 骨太方針に基づき定める政策群に位置付けられた政策 c 骨太方針に基づき、経済財政諮問会議から政策評価の重要対象分野等として提示された政策（平成20年3月31日改正） d 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの 個々の公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの 法第7条第2項第2号に規定する政策 骨太方針に基づき定める成果重視事業 その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの 事後評価は、上記及び の場合については実績評価又は総合評価方式、及び の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、及び の場合については事業評価方式を基本とする。 政策体系の施策目標について、実績評価方式による事後評価を実施しない年度においては、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p>
政策評価の結果の政策への反映	<p>担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用する。 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況につ</p>	

		いて、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成20年度）（平成20年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	実績評価：41の施策目標（17の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。） 総合評価：4の重点評価課題 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した12の事業及び8の成果重視事業（注）
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	未着手：該当する政策なし 未了：個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 個々の公共事業であって、評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

（注）8の成果重視事業のうちの1事業の評価は、社会保険庁の実施庁評価による。



表 12 - 2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした政 策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価	事業評価方式： 29件 (新規事業等) 〔表12-3-ア〕	事業の政策効果が 有効であると認め られたため予算要 求を行う	29	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施 策)を実施することとした(実施す ることを予定) うち概算要求に反映	29		
				うち機構・定員要求に反映	0		
	事業評価方式： 28件 (個別公共事業) 〔表12-3-イ〕	新規採択が妥当で ある	28	評価結果を踏まえ、新規に実施す ることとした	28		
	事業評価方式： 32件 (研究開発) 〔表12-3-ウ〕	新規採択が妥当で ある	32	評価結果を踏まえ、新規に実施す ることとした	32		
事業評価方式： 25件 (規制) 〔表12-3-エ〕	規制の新設又は改 廃が妥当である	25	評価結果を踏まえ、法令改正により、 規制の新設又は改廃を行うこととし た(行うことを予定)	25			
事後 評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 41件 〔表12-3-オ〕	施策全体として予 算規模の縮小等の 見直しを検討	4	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】 うち概算要求に反映	32	
						うち機構・定員要求に反映したもの	32
			見直しを行わず引 き続き実施	20	評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】	9	
			施策全体として予 算の新規要求、拡 充要求等の見直し を検討	17	うち概算要求に反映 政策の重点化等	9	
						5	
		施策目標の終了・ 廃止を検討	0	うち機構要求に反映 うち定員要求に反映	2		
				5			
	事業評価方式： 7件 (成果重視事業) 〔表12-3-キ〕	目標の達成に向け て取組を進める	7	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】 うち概算要求に反映	6		
					5		
				評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】 うち概算要求に反映	1		
				0			
総合評価方式： 3件 〔表12-3-ク〕	-	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	3			
未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	-	-	-			
未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	事業評価方式： 25件 (個別公共事業 (再評価))	継続が妥当である	22	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】	22		
		休止又は中止が妥	3	評価結果を踏まえ、当該政策を	3		

政策評価の対象 としようとした政 策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)		(表12-3-ケ)	当である		廃止、休止又は中止した(廃止、 休止又は中止する予定) 【廃止・休止・中止】	
	事業評価方式： 12件 (継続事業) (表12-3-カ)		継続が妥当である	12	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた(進める予 定) 【引き続き推進】	10
					うち概算要求に反映	8
					評価結果を踏まえ、評価対象政 策の改善・見直しを行った(する こととした又はする予定) 【改善・見直し】	2
	うち概算要求に反映	2				
事業評価方式： 53件 (個別公共事業 (再評価)) (表12-3-ケ)		継続が妥当である	53	評価結果を踏まえ、これまでの取組 を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	53	
事業評価方式： 515件 (個別研究開発課 題) (表12-3-コ)		行政課題の解決に 貢献している	515	今後同種の政策の企画立案や次期研 究開発課題の実施に際し反映する予 定である	515	

表 12 - 3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」に基づき、平成21年度概算要求を伴う新たな政策(事業)のうち、29の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度新規事業に関する事業評価書(事前)」として公表。

表 12 - 3 - ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	救急医療体制の基盤整備・強化
2	女性医師保育等支援事業
3	新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ関係機関連携事業経費)
4	新型インフルエンザ対策事業費(新型インフルエンザ普及啓発費)
5	新型インフルエンザ対策事業費(医療体制の整備)
6	新型インフルエンザ対策事業費(プレパンデミックワクチンの社会機能維持者への接種体制整備)
7	グローバル臨床研究拠点整備事業
8	女性の健康支援対策事業費
9	ナノマテリアルの有害性等の試験等
10	円滑な職場復帰支援のための職場復帰等相談員の配置
11	仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励
12	ふるさとハローワーク推進事業(仮称)
13	大都市圏における非正規労働者の就労支援体制の整備
14	公共職業安定所における日雇派遣労働者等に対する安定就職に向けての支援
15	緊急地域共同就職支援事業(仮称)
16	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援
17	雇用創造先導的創業等奨励金(仮称)
18	地域貢献活動分野支援事業(仮称)
19	フリーター常用就職支援事業の拡充
20	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等
21	若年者等試行雇用事業の実施
22	若年者等雇用促進特別奨励金
23	一般事業主行動計画策定等支援事業
24	保育所緊急整備補助金
25	地域生活定着支援事業
26	福祉人材確保緊急支援事業
27	訪問看護支援事業
28	認知症対策等総合支援事業
29	昆虫媒介疾患対策

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照。

(2) 新規採択を要求している公共事業の28実施地区を対象として事業評価(事前評価)を実施し、その結果を平成20年4月14日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 12 - 3 - イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	簡易水道等施設整備事業(8地区)
2	水道水源開発等施設整備事業(19(2)地区)
3	水道水源開発施設整備事業(1地区)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照。  
 2 本表の地区数のうち、( )内は、平成19年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。

(3) 平成21年度概算要求を行う32の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「厚生労働省の平成21年度研究事業に関する評価」として公表。

表12-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業(30事業)
2	がん研究助成金(1事業)
3	基礎研究推進事業費(1事業)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照。

(4) 以下の25の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成20年4月10日、4月14日、4月28日、5月21日、8月29日、9月1日、9月9日、9月18日、9月30日、10月9日、10月30日、21年1月21日、1月29日及び3月18日に「規制影響分析書」として公表。

表12-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	新たな類型の感染症に対する規制の創設
2	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
3	感染症の疑似症患者に対する規制の創設
4	毒物及び劇物指定令の改正(毒物又は劇物の指定及び劇物の指定の除外)(2件)
5	おしゃれ用カラーコンタクトレンズに対する規制の創設
6	一定規模以上の事業所における身体障害者補助犬の受入れの義務化
7	ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
8	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
9	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
10	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
11	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正
12	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
13	派遣先の事業場に対する立入検査等
14	労働者派遣事業における違法派遣に対する迅速・的確な対処措置の整備等
15	日雇派遣の原則禁止等の労働者派遣事業の規制の強化
16	労働者派遣事業における派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合等の情報提供義務の創設等
17	新規承認医薬品に関する広告制限対象への追加
18	毒物及び劇物指定令の改正(毒物又は劇物の指定及び劇物の指定の除外)(2件)
19	精神保健福祉士の養成に係る制度の見直し
20	精神保健指定医の職務の在り方の見直し
21	障害福祉サービスの適切な利用に関する手続きの見直し(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)
22	障害福祉サービス事業の運営適正化に関する指定障害福祉サービス事業者に対する規制の見直し(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)
23	基幹相談支援センターの規定の整備(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照。  
 2 表中の( )は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成20年度）」に基づき、41の施策目標について評価を実施し、その結果を平成20年8月28日に「平成20年度実績評価書」として公表。

表12-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	引き続き推進
2	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	引き続き推進
3	医療従事者の資質の向上を図ること	引き続き推進
4	医療情報化インフラの普及を推進すること	引き続き推進
5	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	引き続き推進
6	感染症の発生・まん延の防止を図ること	引き続き推進
7	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	引き続き推進
8	適正な移植医療を推進すること	引き続き推進
9	原子爆弾被爆者等を援護すること	引き続き推進
10	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	改善・見直し
11	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	引き続き推進
12	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	改善・見直し
13	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	引き続き推進
14	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	引き続き推進
15	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	引き続き推進
16	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること	引き続き推進
17	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	改善・見直し
18	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	引き続き推進
19	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	引き続き推進
20	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	引き続き推進
21	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	引き続き推進
22	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	改善・見直し
23	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	引き続き推進
24	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること	改善・見直し
25	地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること	改善・見直し
26	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	引き続き推進
27	労働市場のインフラを充実すること	引き続き推進
28	技能継承・振興のための施策を推進すること	引き続き推進
29	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること	改善・見直し
30	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	引き続き推進

31	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	引き続き推進
32	災害に際し応急的な支援を実施すること	引き続き推進
33	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	引き続き推進
34	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	引き続き推進
35	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	引き続き推進
36	公的年金制度の持続可能性を確保すること	引き続き推進
37	公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること	引き続き推進
38	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	改善・見直し
39	二国間等の国際協力を推進すること	引き続き推進
40	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること	引き続き推進
41	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照

(2) 事業評価方式を用いて、平成16年度に事業評価(事前評価)を実施した17年度予算概算要求に係る新規事業のうち、20年度における継続事業12事業(20年度において継続中でないもの及び他の検証手段によるもの等を除く。)を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月28日に「平成20年度継続事業に関する事業評価書(事後)」として公表。

表12-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	災害派遣医療チーム(DMAT)研修事業	引き続き推進
2	地域職業相談室の体制準備について	改善・見直し
3	地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)	引き続き推進
4	キャリア探索プログラム等による職業意識啓発の推進	引き続き推進
5	大学及び大学生に対する就職支援の強化	引き続き推進
6	ものづくり立国の推進	引き続き推進
7	地域活動支援センター機能強化事業 (小規模作業所への支援の充実強化事業)	引き続き推進
8	重度障害者在宅就労促進特別事業	引き続き推進
9	発達障害者支援体制整備事業	引き続き推進
10	日中一時支援事業(障害児タイムケア事業)	引き続き推進
11	女性のがん緊急対策:女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費(女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費)	改善・見直し
12	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12-4-参照

(3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成20年度)」に基づき、7つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月28日に「平成20年度成果重視事業評価書」として公表。

表 12 - 3 - キ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	健康増進総合支援システム事業	引き続き推進
2	マンモグラフィ緊急整備事業	改善・見直し
3	厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業	引き続き推進
4	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
5	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
6	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
7	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表12 - 4 - 参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第2期)」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成20年度)」に基づき、3テーマについて評価を実施し、平成20年10月9日に公表。

表 12 - 3 - ク 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	若年者雇用対策	引き続き推進
2	少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組	引き続き推進
3	子育て支援サービス	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表12 - 4 - 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の78実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成20年4月14日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 12 - 3 - ケ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業(25(2)地区)	引き続き推進
2	水道水源開発等施設整備事業(51(3)地区)	引き続き推進(48地区) 廃止・休止・中止(3地区)
3	水道水源開発施設整備事業(2地区)	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表12 - 4 - 参照。

2 本表の地区数のうち、( )内は、平成19年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成19年度に終了した515研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表 12 - 3 - コ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

	評価対象政策	
1	行政政策研究分野	行政政策研究(39課題)
2		厚生労働科学特別研究(36課題)
3	厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発研究(87課題)
4		臨床応用基盤研究(27課題)
5	疾病・障害対策研究分野	長寿科学総合研究(20課題)
6		子ども家庭総合研究(13課題)

7		第3次対がん総合戦略研究(14 課題)
8		循環器疾患等生活習慣病対策総合研究(18 課題)
9		障害関連研究(17 課題)
10		エイズ・肝炎・新興再興感染症研究(27課題)
11		免疫アレルギー疾患予防・治療研究(14課題)
12		こころの健康科学研究(24課題)
13		難治性疾患克服研究(46課題)
14	健康安全確保総合研究分野	医療安全・医療技術評価総合研究(48課題)
15		労働安全衛生総合研究(19課題)
16		食品医薬品等リスク分析研究(53課題)
17		地域健康危機管理研究(13課題)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表12 - 4 - 参照。



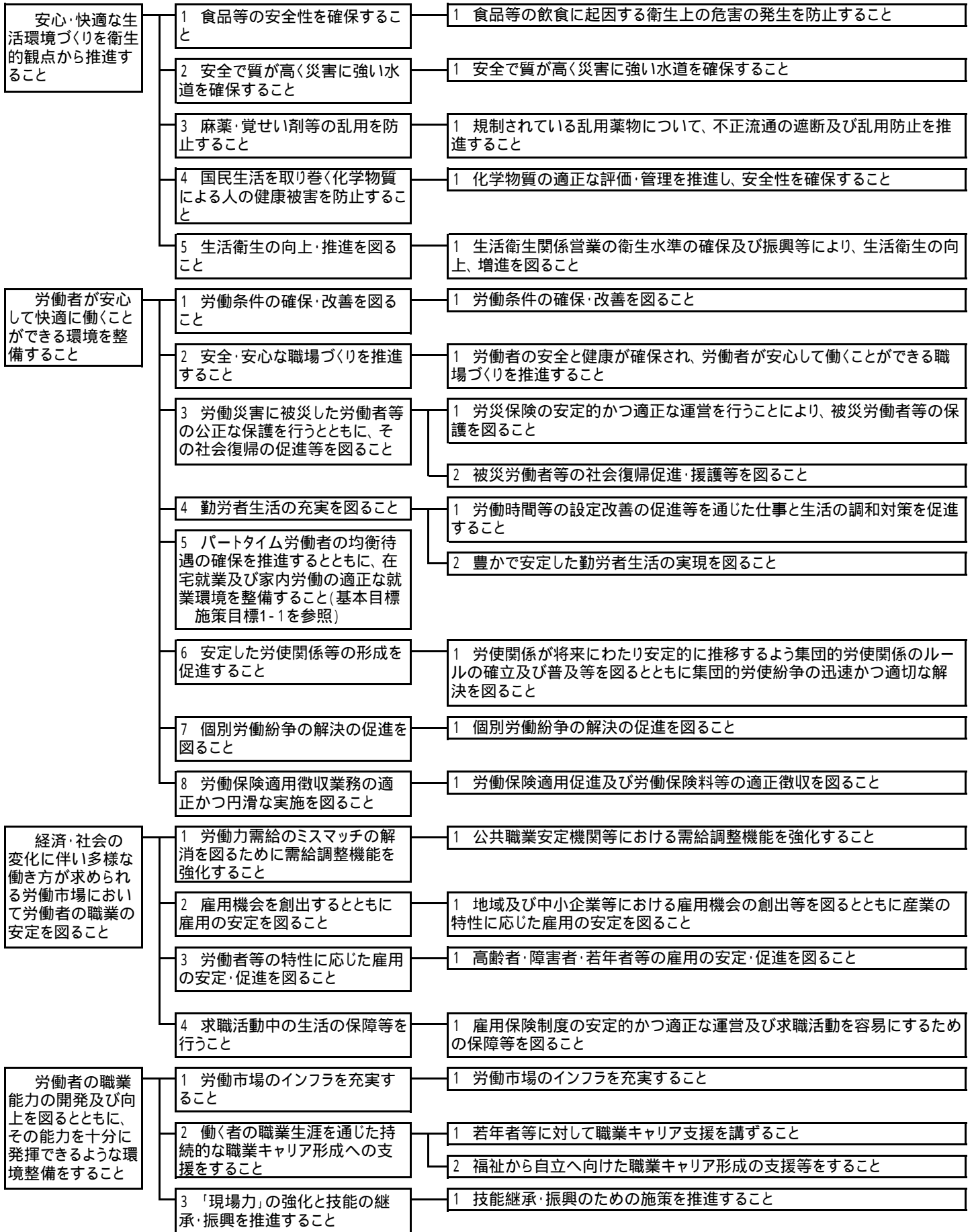
## 政策体系(厚生労働省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

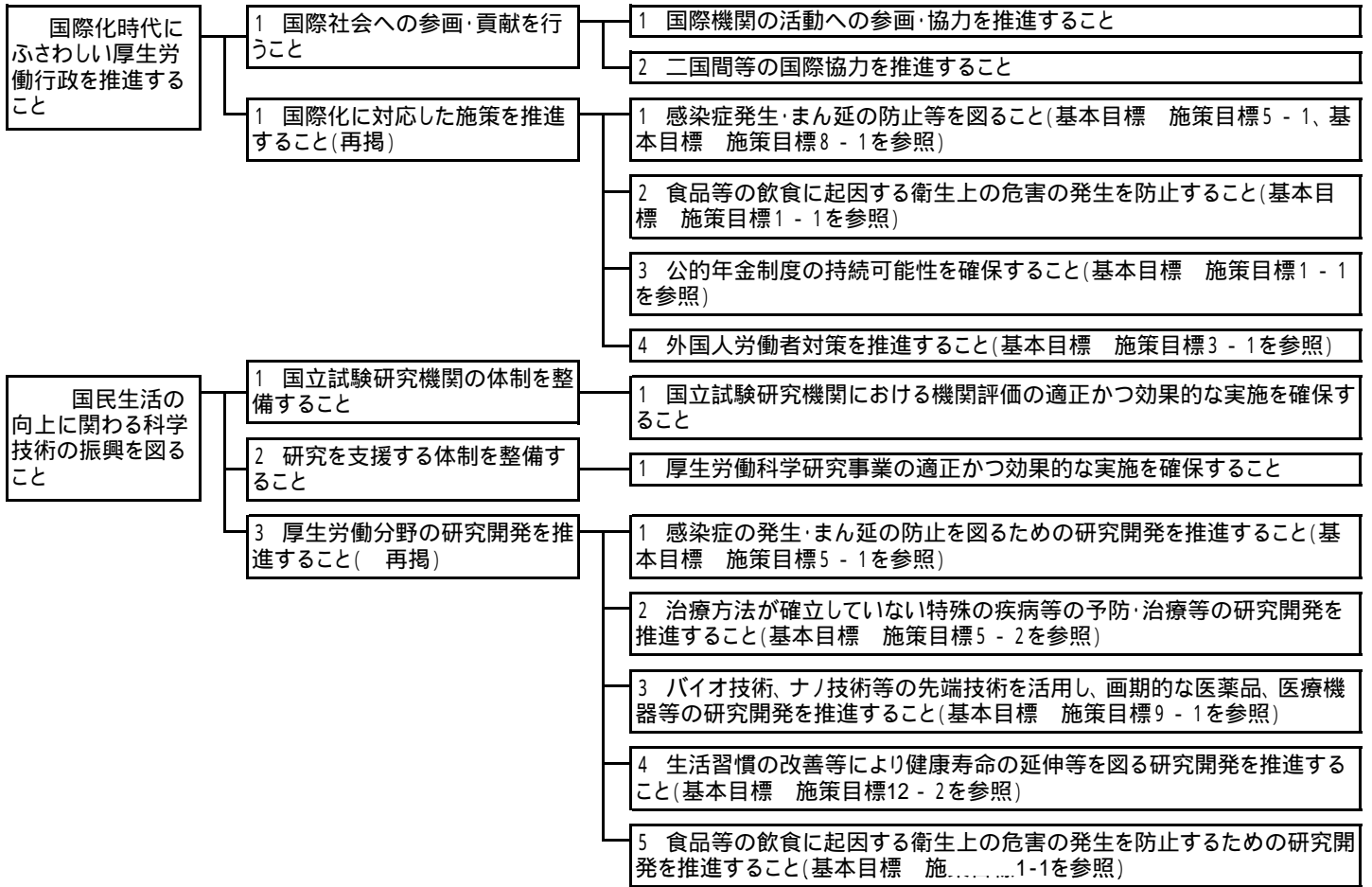
## 厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

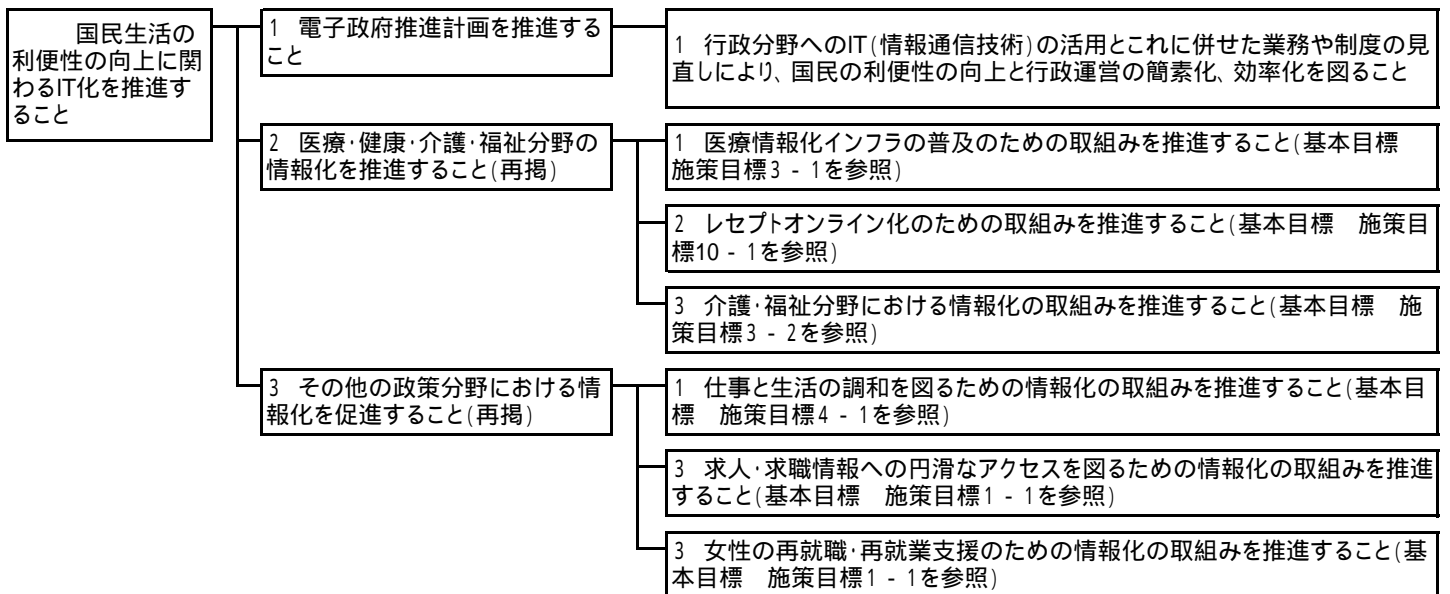
基本目標	施策目標	
安心・信頼して かけられる医療の確保 と国民の健康づくり を推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化インフラの普及を推進すること 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
	9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保険医療体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標 施策目標2を参照) 4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標 施策目標5を参照) 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標 施策目標3-1を参照)
	12 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること







再掲:基本目標 施策目標3 施策目標1～5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。



## 農林水産省



《農林水産省》

表 13-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成18年3月28日決定） 平成19年4月2日改正 平成19年10月1日改正 平成20年4月1日改正 平成20年8月1日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成18年度から22年度までの5年間
	事前評価の対象等	<p>事業評価(公共事業) 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。(平成19年4月2日改正)</p> <p>事業評価(研究開発) ・法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題。 ・また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。</p> <p>事業評価(規制) 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策。(平成19年10月1日改正)</p>
事後評価の対象等	<p>実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて。</p> <p>総合評価 実施計画において示すこととする。</p> <p>事業評価(公共事業) ・期中 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業が対象。 また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとにも行う。</p> <p>・完了後 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業は、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。</p> <p>事業評価(研究開発) ・期中 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題が対象。 また、対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとにも行う。 研究制度についても研究開発課題と同様に行う。</p> <p>・終了時 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題が対象。</p>	

		研究制度
	政策評価の結果の政策への反映	<p>実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況調書案を作成する。</p> <p>大臣官房情報評価課は、調書案について審査する。大臣官房情報評価課長は、必要に応じて調整部局(予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。)、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>各調整部局、事業主管課、農林水産技術会議事務局等は、情報評価課の審査を経たのち、評価結果の反映状況を、農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>また、政策評価を適切に政策に反映するよう、省議等において重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求等の際には政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携を強化する。</p>
	国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、情報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける電子メールアドレスを開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 20 年度農林水産省政策評価実施計画 (平成 20 年 3 月 31 日決定) 平成 20 年 8 月 1 日改正	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)及び評価の方式	<p>実績評価: 17 政策分野 9 成果重視事業</p> <p>事業評価: 54 公共事業 4 研究開発課題</p> <p>総合評価: 1 課題(平成 20～21 年度で実施)</p>
	未着手・未了(法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの)	未着手: 1 公共事業実施地区 未了: 76 公共事業実施地区
	その他の政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)	該当する政策なし



表 13 - 2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数				
事前評価	事業評価方式：32公共事業(260事業実施地区) <20年度新規地区採択要求事業:15地区> [表13-3-ア] <21年度新規着工要求事業:13地区> [表13-3-イ] <21年度新規地区採択要求事業:232地区> [表13-3-ウ~オ]	新規採択は妥当	260	評価結果を踏まえ、新規採択を行う	260		
				うち概算要求に反映	13		
	事業評価方式：2研究開発(2研究開発課題) [表13-3-カ]	新規実施は妥当	2	評価結果を踏まえ、新規に実施する	2		
				うち概算要求に反映	2		
事業評価方式：4件(規制) [表13-3-キ]	規制の新設・改正は妥当	4	評価結果を踏まえ、法律案については国会に提出し、政令案については改正案のとおり改正した	4			
事後評価	実績評価方式：17政策分野 [54目標] [表13-3-ク]	達成ランクA(達成度合90%以上、おおむね有効)	39	十分な要因分析を行った上で評価結果を平成21年度概算要求等に反映した 【改善・見直し】	17		
		達成ランクB(達成度合50%以上90%未満、有効性の向上が必要である)	12				
		達成ランクC(達成度合50%未満、有効性に問題がある)	2			うち概算要求に反映	17
		外的要因の影響が大きく、達成度合のランク分けを行わない等	1			うち機構・定員要求に反映	4
						機構要求に反映	0
		定員要求に反映	4				
	政策の重点化等	17					
	政策の一部廃止・休止・中止	15					
	実績評価方式：9成果重視事業 [表13-3-ケ]	目標の達成に向けて順調に進捗等	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する	9		
		今後、成果の検証を実施等	4	うち概算要求に反映	1		
	事業評価方式(期中)：24公共事業(154事業実施地区) [表13-3-コ~ソ]	継続が妥当	134	評価結果を踏まえ、引き続き推進する	134		
				【引き続き推進】			
				うち概算要求に反映	81		
		計画変更の上、継続が妥当	18	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する	18		
		【改善・見直し】					
		うち概算要求に反映	9				
休止・中止が妥当	2	評価結果を踏まえ、休止・中止する	2				
		【廃止・休止・中止】					
事業評価方式(完了後)：33公共事業(240事業実施地区)	実施は妥当	240	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	27			
	実施に問題がある	0					

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
	[表13-3-タ~テ]		
	事業評価方式（期中）： 3 研究開発（3 研究開発課題） [表13-3-ト、ナ]	高く評価できる 継続が妥当	1 2
		見直しが必要	0
		休止・中止が妥当	0
	事業評価方式（終了時）： 2 研究開発（2 研究開発課題） [表13-3-ニ]	予想以上の成果を上げた	0
		当初の目的をほぼ達成	2
		目的の達成は不十分	0
	{総合評価方式：1 課題} [表13-3-ヌ]	—	—
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	事業評価方式：1 公共事業（1 事業実施地区） [表13-3-ス]	継続が妥当	0
		計画変更の上、継続が妥当	0
		休止・中止が妥当	1
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：15 公共事業（69 事業実施地区） [表13-3-コ、ス、ソ]	継続が妥当	62
		計画変更の上、継続が妥当	6
		休止・中止が妥当	1
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—

- (注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。
- 2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は目標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策分野の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。
- 3 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものとして、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものについては、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 4 未了事業については、平成20年度農林水産省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号ロとして76地区を評価することとしているが、事業が完了した6地区及び評価対象外となった1地区の計7地区を除いた69地区について評価を実施している。

表 13-3-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 20 年度の新規地区採択を要求している 2 事業 (15 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 13-3-ア 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	農地集積加速化基盤整備事業(14 地区)
2	農村振興総合整備事業(1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 13-4-参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度に新規着工を要求している 4 事業 (13 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業等の事前評価)」として公表。

表 13-3-イ 新規着工を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業等)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(9 地区)
2	国営農地再編整備事業(2 地区)
3	国営総合農地防災事業(1 地区)
4	独立行政法人水資源機構事業(1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 13-4-参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度に新規地区採択を要求している 14 事業 (165 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 21 年 3 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (農業農村整備事業等補助事業の事前評価)」として公表。

表 13-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (農業農村整備事業等補助事業)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(20 地区)
2	経営体育成基盤整備事業(46 地区)
3	畑地帯総合整備事業(19 地区)
4	中山間総合整備事業(8 地区)
5	農道整備事業(2 地区)
6	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(6 地区)
7	農業集落排水事業(12 地区)
8	農村振興総合整備事業(5 地区)
9	田園交流基盤整備事業(1 地区)

10	地域用水環境整備事業(2地区)
11	農地防災事業(25地区)
12	地すべり対策事業(8地区)
13	草地畜産基盤整備事業(10地区)
14	畜産環境総合整備事業(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成21年度に新規地区採択を要求している7事業(61地区)を対象として評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の事前評価)」として公表。

表13-3-エ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策(林野公共事業)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業(直轄)(5地区)
2	民有林直轄治山事業(直轄)(1地区)
3	森林環境保全整備事業(直轄)(8地区)
4	水源林造成事業(独立行政法人事業)(5地区)
5	民有林補助治山事業(補助)(4地区)
6	森林環境保全整備事業(補助)(35地区)
7	森林居住環境整備事業(補助)(3地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成21年度に新規地区採択を要求している6事業(6地区)を対象として評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「公共事業の事業評価書(水産関係公共事業の事前評価)」として公表。

表13-3-オ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策(水産関係公共事業)

No.	評価対象政策
1	地域水産物供給基盤整備事業(1地区)
2	広域漁港整備事業(1地区)
3	広域漁場整備事業(1地区)
4	水産物供給基盤機能保全事業(1地区)
5	漁業集落環境整備事業(1地区)
6	海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成21年度において新規実施を予定している総事業費10億円以上のプロジェクト研究課題2課題を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「研究開発の事業評価書(プロジェクト研究課題の事前評価)」として公表。

表13-3-カ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発
2	生物の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照

(7) 規制の新設又は改廃に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年10月3日、21年2月16日及び2月23日に「規制の事前評価書」として公表。

表13-3-キ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	きじ、だちょう及びほろほろ鳥の家畜伝染病予防法の対象家畜への追加
2	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達
3	米穀の出荷又は販売事業者の遵守事項の設定及び立入検査等の拒否等に対する罰則の強化
4	農地の権利取得に関する届出制の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、平成20年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべてを17の政策分野に分類し、54目標を設定して評価を実施し、その結果を平成20年7月18日に「農林水産省政策評価結果(平成19年度に実施した政策の評価結果)」として公表。

表13-3-ク 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	食品産業の競争力の強化	改善・見直し
2	主要食糧の需給の安定の確保	改善・見直し
3	食の安全及び消費者の信頼の確保	改善・見直し
4	望ましい食生活の実現に向けた食育の推進	改善・見直し
5	国産農畜産物の競争力の強化	改善・見直し
6	環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換	改善・見直し
7	意欲と能力のある担い手の育成・確保	改善・見直し
8	担い手への経営支援の条件整備	改善・見直し
9	農地、農業用水等の整備・保全	改善・見直し
10	都市との共生・対流等による農村の振興	改善・見直し
11	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮	改善・見直し
12	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	改善・見直し
13	水産物の安定供給の確保	改善・見直し
14	水産業の健全な発展	改善・見直し
15	バイオマスの利活用の推進	改善・見直し
16	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	改善・見直し
17	農林水産物・食品の輸出の促進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照

なお、政策分野ごとに行う「実績評価」を補完するものとして、政策分野に含まれる個々の予算事業等(政策手段)を対象に「政策手段別評価」を実施している。平成20年度には、

4の政策手段を対象に評価を実施し、当該評価結果を踏まえ、21年度予算要求を行った。

- (2) 実績評価方式を用いて、平成20年度の「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の9つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年7月18日に「平成19年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表13-3-ケ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	物流管理効率化新技術確立事業〔 - 〕	引き続き推進
2	商物分離直接流通成果重視事業〔 - 〕	引き続き推進
3	生産資材コスト低減成果重視事業〔 - 〕	引き続き推進
4	高生産性地域輪作システム構築事業〔 - 〕	引き続き推進
5	低コスト植物工場成果重視事業〔 - 〕	引き続き推進
6	IT活用型営農成果重視事業〔 - 〕	引き続き推進
7	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業〔 - 〕	引き続き推進
8	総合食料局情報管理システムの最適化実施	引き続き推進
9	国有林野情報管理システムの開発	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。  
2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業、事業採択後5年を経過して未了であって地方農政局長が再評価の必要があると認めた事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の5事業(13地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕(国営土地改良事業等再評価)評価書」として公表。

表13-3-コ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業(8地区)	引き続き推進
2	国営農地再編整備事業(1地区)	引き続き推進
3	国営総合農地防災事業(1地区)	改善・見直し
4	直轄海岸保全施設整備事業(1地区)	引き続き推進
5	森林総合研究所事業(農用地総合整備事業)(2地区)	引き続き推進(1地区) 改善・見直し(1地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業又は評価の実施主体が必要と認めた事業の4事業(83地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表。

表13-3-サ 国有林直轄治山事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業(直轄)(14地区)	引き続き推進(9地区)

		改善・見直し(5地区)
2	民有林直轄治山事業(直轄)(14地区)	引き続き推進(13地区) 改善・見直し(1地区)
3	直轄地すべり防止事業(直轄)(7地区)	引き続き推進(5地区) 改善・見直し(2地区)
4	水源林造成事業(独立行政法人事業)(48地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業又は評価の実施主体が必要と認めた事業の2事業(2地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成20年12月19日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表。

表13-3-シ 国有林直轄治山事業等を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業(1地区)	改善・見直し
2	直轄地すべり防止事業(1地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後5年を経過して未着手の事業、事業採択後10年を経過して未了の事業又は事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業の12事業(94地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の期中の評価)」として公表。

表13-3-ス 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	かんがい排水事業(10地区)	引き続き推進
2	経営体育成基盤整備事業(29地区)	引き続き推進(25地区) 改善・見直し(4地区)
3	畑地帯総合整備事業(10地区)	引き続き推進(9地区) 廃止・休止・中止(1地区)
4	農道整備事業(11地区)	引き続き推進(10地区) 改善・見直し(1地区)
5	農村総合整備事業(1地区)	引き続き推進
6	中山間総合整備事業(1地区)	引き続き推進
7	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(9地区)	引き続き推進(8地区) 改善・見直し(1地区)
8	農地防災事業(8地区)	引き続き推進
9	農地保全事業(5地区)	引き続き推進(4地区) 改善・見直し(1地区)
10	農村環境保全対策事業(1地区)	廃止・休止・中止
11	海岸保全施設整備事業(農地)(8地区)	引き続き推進
12	海岸環境整備事業(農地)(1地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施

した年度から起算して5年を経過した事業の2事業(6地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表。

表13-3-セ 林野公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	直轄地すべり防止事業(直轄)(1地区)	改善・見直し
2	民有林補助治山事業(補助)(5地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

(8) 事業評価方式を用いて、事業採択後10年を経過して未了の事業、事業採択後10年を経過して未了であって直近の期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業又は漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた事業の7事業(26地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「公共事業の事業評価書(水産関係公共事業の期中の評価)」として公表。

表13-3-ソ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地域水産物供給基盤整備事業(2地区)	改善・見直し(1地区) 廃止・休止・中止(1地区)
2	広域漁港整備事業(2地区)	改善・見直し(1地区) 廃止・休止・中止(1地区)
3	漁業集落環境整備事業(2地区)	引き続き推進(1地区) 改善・見直し(1地区)
4	漁港環境整備事業(1地区)	改善・見直し
5	海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(9地区)	引き続き推進
6	海岸保全施設整備事業(浸食対策事業)(5地区)	引き続き推進
7	海岸環境整備事業(5地区)	引き続き推進(4地区) 改善・見直し(1地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

(9) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね5年を経過した6事業(29地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表13-3-タ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(9地区)
2	国営農用地再編整備事業(13地区)
3	直轄地すべり対策事業(2地区)
4	直轄海岸保全施設整備事業(農地)(1地区)
5	森林総合研究所事業(旧緑資源機構営事業)(1地区)
6	水資源機構営事業(3地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。



- (10) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね5年を経過した17事業(162地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表。

表13-3-チ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(11地区)
2	ほ場整備事業(16地区)
3	土地改良総合整備事業(10地区)
4	畑地帯総合整備事業(14地区)
5	畑地帯開発整備事業(3地区)
6	農道整備事業(9地区)
7	農業集落排水事業(18地区)
8	農村総合整備事業(12地区)
9	農村振興総合整備事業(9地区)
10	中山間総合整備事業(15地区)
11	農村漁業用揮発油税財源身替農道整備事業(8地区)
12	農地防災事業(9地区)
13	農地保全事業(5地区)
14	農村環境保全対策事業(4地区)
15	海岸保全施設整備事業(農地)(7地区)
16	草地畜産基盤整備事業(6地区)
17	畜産環境総合整備事業(6地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (11) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね5年を経過した3事業(19地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の完了後の評価)」として公表。

表13-3-ツ 林野公共事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国有林直轄治山事業(直轄)(2地区)
2	民有林補助治山事業(補助)(12地区)
3	森林居住環境整備事業(補助)(5地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

- (12) 事業評価方式を用いて、事業完了後、原則としておおむね5年を経過した7事業(30地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「公共事業の事業評価書(水産関係公共事業の完了後の評価)」として公表。

表13-3-テ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	漁港修築事業(6地区)
2	漁港改修事業(1地区)
3	漁港関連道整備事業(3地区)
4	漁業集落環境整備事業(6地区)
5	漁港漁村総合整備事業(1地区)

6	海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)(8地区)
7	海岸環境整備事業(5地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

(13)平成19年度末をもって2年を経過するプロジェクト研究課題1課題を対象に期中の評価を実施し、その結果を平成20年6月18日に「研究開発の事業評価書(プロジェクト研究課題の期中評価)」として公表。

表13-3-オ 研究開発課題を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	土壌微生物相の解明による土壌生物性の解析技術の開発	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-参照。

(14)平成20年度末をもって2年を経過するプロジェクト研究課題2課題を対象に期中の評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「研究開発の事業評価書(プロジェクト研究課題の期中評価)」として公表。

また、平成20年度末をもって終了するプロジェクト研究課題2課題について、必要性(研究成果の科学的、社会的、経済的意義)、効率性(投入された研究資源の妥当性、研究計画・推進体制の妥当性)及び有効性(研究目標の達成度、成果等の実績、他の研究への波及可能性等)の各観点から終了時評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「研究開発の事業評価書(プロジェクト研究課題の終了時評価)」として公表。

表13-3-ナ 研究開発課題を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	担い手の育成に資するIT等を活用した新しい生産システムの開発	引き続き推進
2	ウナギの種苗生産技術の開発	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-21参照。

表13-3-ニ 研究開発課題を対象として事後評価した政策(終了時)

No.	評価対象政策
1	生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発
2	アグリバイオ実用化・産業化研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表13-4-22参照。

(15)総合評価方式を用いて、「農林水産研究基本計画」に掲げられている1課題を対象として評価を実施中。

表13-3-ヌ 総合評価方式により評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	農林水産分野の研究開発

## 政策体系(農林水産省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの





## 經濟産業省



経済産業省

表 14 - 1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日改正 平成19年8月31日改正 平成19年9月26日改正	
基本計画の主な規定内容	① 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
	② 事前評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象。 ○ 施策の主管課の長は、企画・立案をしようとする施策について、達成すべきアウトカム目標（予測される効果）及び目標達成度を計測する指標、施策あるいは含まれる事業のコスト等を明らかにする。 ○ 規制法令の主管課の長は、当該法令の制定又は改廃時に、①規制の目的、内容及び必要性等、②規制によりもたらされる便益や費用、③代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする。
	③ 事後評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象とし、具体的な対象は、毎年度、実施計画において明示する。 ○ 事前評価を実施した施策の主管課の長は、施策が、想定した範囲のコストで、十分に所期の効果を生んでいるか否かを判定するとともに、その後の運用や制度設計へ反映すべき知見を得るため、原則として、3年から5年の間に一度事後評価を行う。 ○ 規制法令の主管課の長は、規制の目的に照らして、その達成状況などを評価する実績評価を行う。
	④ 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	⑤ 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。また、経済産業局にも同様の窓口を置く。
実施計画の名称	平成20年度経済産業省事後評価実施計画（平成20年3月28日策定）	
実施計画の主な規定内容	① 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：11施策及びその他、施策の進捗状況等から評価が必要と判断されたもの。 ○ 事後評価の方法：評価対象となる施策を主管する課等の長は、当該施策の特性などに応じて学識経験者の知見を活用しつつ、評価を行う。
	② 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	③ その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 14 - 2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事前評価：34の施策 (新規施策) [表 14-3-ア]	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施策)を実施することとした	34		
			うち概算要求に反映	34	
			うち機構・定員要求に反映	19	
			うち機構要求に反映	4	
			うち定員要求に反映	18	
			うち税制改正要望に反映	16	
		評価結果を踏まえ、新規事業(施策)を実施しないこととした	0		
	事前評価：17件(13政策) (規制) [表 14-3-イ]	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	17		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：11件 [表 14-3-ウ]	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	8	
				うち概算要求に反映	7
				うち機構・定員要求に反映	0
		11の公共事業 [表 14-3-エ]	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	11	
				うち概算要求に反映	1
				うち機構・定員要求に反映	0
		実績評価方式：13件 [表 14-3-オ]	うち機構要求に反映	7	
				うち定員要求に反映	0
				政策の重点化等	1
				政策の一部廃止・休止・中止	13
				評価結果を踏まえ、当該施策を中止した 【廃止・休止・中止】	0
					0
					3
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	-	-		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	-	-		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	-	-		

(注) は、平成19年度に評価結果が公表され、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。



表 14 - 3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

( 1 ) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 21 年度予算概算要求等に当たり、34 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「平成 21 年度予算概算要求等に係る事前評価書」として公表。

表 14 - 3 - ア 新規施策を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	産業人材
2	技術革新の促進・環境整備
3	知的財産の適切な保護
4	工業標準・知的基盤の整備
5	経営イノベーション・事業化促進
6	ITの利活用の促進
7	流通・物流基盤整備
8	情報セキュリティ対策の推進
9	消費者行政(製品・取引)の推進
10	経済産業統計の整備
11	通商政策
12	貿易投資促進
13	経済協力の推進
14	貿易管理
15	ものづくり産業振興
16	情報産業強化
17	サービス産業強化
18	コンテンツ産業強化
19	化学物質管理
20	中小企業事業環境の整備
21	経営革新・創業促進
22	経営安定・取引の適正化
23	まちづくりの推進
24	地域経済の活性化の推進
25	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
26	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
27	省エネルギーの推進
28	原子力の推進・電力基盤の高度化
29	鉱物資源の安定供給確保
30	温暖化対策
31	資源循環推進
32	環境経営・競争力の強化
33	原子力安全
34	産業保安

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表14 - 4 - 参照。

( 2 ) 規制の新設又は改廃に係る 13 政策において 17 件の評価を行い、その結果を平成 20 年 5 月 23 日、6 月 2 日、6 月 13 日、9 月 26 日、10 月 17 日、10 月 23 日、10 月 31 日、12 月 9 日、12 月 12 日、21 年 2 月 23 日、2 月 26 日、3 月 2 日及び 3 月 9 日に「事前評価書」として公

表。

表 14 - 3 - イ 規制を対象として事前評価した政策

	評価対象政策
1	家庭用のガスこんろの安全確保のための調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置義務づけ
2	送配電ネットワークを利用する際の託送供給料金に係る規制の見直し
3	ワッセナー・アレンジメントにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制
4	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加
5	インターネット接続機器を製造する事業者が、販売時点でフィルタリングの提供等を行う義務のうち、義務の対象外となる場合を定める規制
6	特定家庭用機器再商品化法の対象品目の追加(液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)、再商品化等基準の引上げ・新設及び乾燥機能を有する電気洗濯機からのフロン類の回収・破壊
7	工場又は事業場における事業者単位のエネルギー管理の義務付け対象者の範囲を定める規制
8	情報通信ネットワーク上でデータ中継を行うルーティング機器、スイッチング機器のエネルギー消費効率の向上を進める
9	特定商取引に関する法律の適用を除外する対象を定める規制
10	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策
11	安全保障に関連する貨物や技術の国外流出を防止するための貿易管理を強化する(3件)
12	「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に係る規制(3件)
13	我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、非化石エネルギー源の利用と化石エネルギー原料の有効な利用を促進する政策

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表14-4-参照。  
2 表中の( )は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

## 2 事後評価

(1) 別表政策体系上の政策について、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成20年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、11の施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成20年6月24日、21年3月10日、3月24日、3月27日、3月30日及び3月31日に「平成20年度事後評価書」として公表。

表 14 - 3 - ウ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	通商政策	改善・見直し
2	知的財産の適切な保護	改善・見直し
3	流通・物流基盤整備	改善・見直し
4	貿易投資促進	改善・見直し
5	貿易管理	改善・見直し
6	ものづくり産業振興	改善・見直し
7	化学物質管理	改善・見直し
8	中小企業事業環境の整備	改善・見直し
9	鉱物資源の安定供給確保	改善・見直し
10	資源循環推進	改善・見直し
11	産業保安	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表14-4-参照。

(2) 「平成 20 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業 11 事業について事後評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日及び 21 年 3 月 31 日に「平成 20 年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 14 - 3 - エ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業(11 件)	引き続き推進(8件) 廃止・休止・中止(3件)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 14 - 4 - 参照。

(3) 以下の 13 施策は、「平成 19 年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成 19 年度に事後評価書として公表し、「平成 19 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として 21 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 14 - 3 - オ 実績評価方式により平成 19 年度に事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	技術革新の促進・環境整備	改善・見直し
2	経営イノベーション・事業化促進	改善・見直し
3	ITの利活用の促進	改善・見直し
4	情報セキュリティ対策の推進	改善・見直し
5	情報産業強化	改善・見直し
6	コンテンツ産業強化	改善・見直し
7	経営安定・取引の適正化	改善・見直し
8	地域経済の活性化の推進	改善・見直し
9	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用	改善・見直し
10	省エネルギーの推進	改善・見直し
11	原子力の推進・電力基盤の高度化	改善・見直し
12	温暖化対策	改善・見直し
13	原子力安全	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 14 - 4 - 参照。

## 政策体系(経済産業省)

この政策体系は、20年度における評価に係るもの

使命(ミッション):

競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展

政策	施策	
1. 経済産業政策	01 産業人材	
	02 技術革新の促進・環境整備	
	03 知的財産の適切な保護	
	04 工業標準・知的基盤の整備	
	05 経営イノベーション・事業化促進	
	06 ITの利活用の促進	
	07 流通・物流基盤整備	
	08 情報セキュリティ対策の推進	
	09 消費者行政(製品・取引)の推進	
	10 経済産業統計の整備	
2. 対外経済政策	11 通商政策	
	12 貿易投資促進	
	13 経済協力の推進	
	14 貿易管理	
3. ものづくり・情報・サービス産業政策	15 ものづくり産業振興	
	16 情報産業強化	
	17 サービス産業強化	
	18 コンテンツ産業強化	
	19 化学物質管理	
4. 中小企業・地域経済産業政策	20 中小企業事業環境の整備	
	21 経営革新・創業促進	
	22 経営安定・取引の適正化	
	23 まちづくりの推進	
	24 地域経済の活性化の推進	
5. エネルギー・環境政策	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	
	26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用	
	27 省エネルギーの推進	
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化	
	29 鉱物資源の安定供給確保	
	30 温暖化対策	
	31 資源循環推進	
	32 環境経営・競争力の強化	
	6. 原子力安全・産業保安政策	33 原子力安全
		34 産業保安

## 国土交通省



国土交通省

表 15 - 1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定）                  平成15年3月27日改正 平成15年7月15日改正 平成15年10月10日改正 平成16年7月30日改正                  平成17年7月29日改正 平成18年8月4日改正 平成19年3月30日改正 平成19年8月10日改正                  平成19年10月1日改正</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>計画期間</p>	<p>平成19年度から23年度までの5年間                  なお、基本計画は、原則として毎年度変更し、当該年度から5年間の計画とすることを基本とする。</p>
	<p>事前評価の対象等</p>	<p>政策アセスメント(事前評価)                  以下に該当する施策等は原則として政策アセスメントの対象とする。                  ア 新たに導入を図ろうとする施策等(予算、規制、税制、財政投融資(政策金融を含む)、法令等をいう。)                  イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの                  個別公共事業の新規事業採択時評価                  維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業のうち、事業費を予算化しようとする事業は、原則として新規事業採択時評価の対象とする。                  個別研究開発課題の事前評価                  事前評価の対象は、研究開発機関等において重点的に推進する研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う研究開発課題のうち、新規課題として研究開発を開始しようとするものとする。</p>
	<p>事後評価の対象等</p>	<p>政策チェックアップ(業績測定)                  国土交通省の主要な行政目的に係る政策(社会資本整備重点計画法に規定する社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る政策を含む。)を対象とし、それらに関して国民的視点から(アウトカムベース)横断的かつ体系的に整理した政策目標を明らかにする。                  その上で、政策を実現するための具体的な方策や対策である施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策の単位で行うこととする。                  また、政策評価と予算・決算の連携強化を図る観点から、両者を結び付け、予算とその成果を評価できるように、政策評価の単位(施策)と予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)を対応させることとする。                  政策レビュー(プログラム評価)                  実施テーマについては、以下の基準等に基づいて選定し、計画的に実施する。                  国土交通省の政策課題として重要なもの                  国民からの評価に対するニーズが特に高いもの                  他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの                  社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの                  実施時期については、特に以下のような場合に政策レビューを活用して、その成果の評価等を行うものとする。                  法令の見直し規定の時期や時限立法の期限が到来した場合                  中長期計画や大綱の見直し時期が到来した場合                  重要な法令の制定や改正等について、その施行から一定期間が経過した場合                  個別公共事業の再評価及び完了後の事後評価                  維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業を評価の対象とする。</p>

		<p>再評価の対象は、事業採択後5年が経過した時点で未着工の事業、事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業及び以下の事業とする(下記ウの再評価が行われたものについては、上記の「事業採択後」を「河川整備計画の策定等後」と読み替えるものとする。)</p> <p>ア 高規格幹線道路に係る事業等における着工準備費又はダム事業における実施計画調査費の予算化後一定期間が経過した事業</p> <p>イ 事業採択後3年が経過した時点で未着工又は事業採択後7年が経過した時点で継続中の官公庁施設の建設等の事業</p> <p>ウ 事業採択後、河川整備計画の策定等が行われ、同計画に位置付けられることとなった事業</p> <p>エ 再評価実施後一定期間が経過している事業</p> <p>オ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p> <p>完了後の事後評価の対象は、事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した事業及び改めて完了後の事後評価を行う必要がある事業とする。</p> <p>個別研究開発課題の中間評価及び終了後の事後評価</p> <p>終了後の事後評価の対象は、研究開発機関等において重点的に推進する研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う研究開発課題のうち、研究開発が終了したものとする。</p> <p>中間評価の対象は、研究開発機関等において重点的に推進する研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う研究開発課題のうち、研究期間が5年以上のもの又は期間の定めのないものとする。</p>
	政策評価の結果の政策への反映	<p>評価結果については、予算要求、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に反映するよう努める。また、基本的方針等の策定に当たっても、各種評価結果が有用な情報として活用され得るものである。</p>
	国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口は、政策評価全般については政策統括官(政策評価)、個別の施策等については各局等の政策評価担当窓口とする。</p> <p>国民との双方向性を有する行政(コミュニケーション型行政)の推進を図る観点から、以下の措置を講じる。</p> <p>ア インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。</p> <p>イ 提出された意見等については、国土交通省内における関係部署への通知、意見の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。</p>
実施計画の名称	平成20年度国土交通省事後評価実施計画(平成20年3月25日策定) 平成20年8月25日改正	
実施計画の主な規定内容	<p>基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式</p> <p>5年未着工・10年継続中(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)</p>	<p>政策チェックアップ(業績測定): 13の政策目標に係る政策</p> <p>政策レビュー(プログラム評価): 33のテーマに係る政策のうち8テーマ</p> <p>個別公共事業の再評価( に該当するもの以外):3,087事業</p> <p>個別公共事業の完了後の事後評価:82事業</p> <p>個別研究開発課題の中間評価:1課題</p> <p>個別研究開発課題の終了後の事後評価:48課題</p> <p>5年未着工:個別公共事業の9事業 10年継続中:個別公共事業の340事業</p>



表 15 - 2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	政策アセスメント(事前評価): 95件 21年度予算概算要求時実施: 63件 [表 15 - 3 - ア] 20年度予算概算要求時実施分修正等: 32件 [表 15 - 3 - イ]	新規施策の評価は妥当	95 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた うち概算要求に反映 63 うち機構・定員要求に反映 11 うち機構要求に反映 4 うち定員要求に反映 9 うち税制改正要望に反映 2
	規制の新設、改変(緩和を含む)を伴う政策の評価: 15件 [表 15 - 3 - ウ]	規制の新設、改変(緩和を含む)を伴う政策の評価は妥当	15 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変(緩和を含む)を伴う政策の導入に係る措置を講じた
	個別公共事業の評価(新規事業採択時評価): 601件 20年度道路関係予算配分・執行事業分(20年5月公表): 75件 [表 15 - 3 - エ] 21年度予算概算要求時実施: 38件 [表 15 - 3 - オ] 20年度道路関係予算配分・執行事業分(21年3月公表): 25件 [表 15 - 3 - カ] 20年度未実施: 463件 [表 15 - 3 - キ、ク]	事業の採択は妥当	601 平成 21 年度予算等又は 20 年度道路関係予算配分等に反映した
	個別研究開発課題の評価(事前評価): 70件 21年度予算概算要求時実施: 36件 [表 15 - 3 - ケ] 20年度未実施: 34件 [表 15 - 3 - コ]	課題の採択は妥当	70 平成 21 年度予算等に反映した
事後評価	政策チェックアップ(業績測定): 51件(46施策目標) [実施計画期間内の評価対象政策(法第7条第2項第1号)] [表 15 - 3 - サ] (成果重視事業: 5件) [表 15 - 3 - シ]	評価の結果、一部改善・見直し・整理・統合を図った上で、引き続き実施することが妥当	51 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進した 【引き続き推進】 うち概算要求に反映 26 うち機構・定員要求に反映 3 うち機構要求に反映 1 うち定員要求に反映 2 うち税制改正要望に反映 6 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 うち概算要求に反映 22 うち機構・定員要求に反映 7 うち機構要求に反映 4 うち定員要求に反映 7 政策の重点化等 7 政策の一部廃止・休止・中止 1

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
プログラム評価(政策レビュー): 4テーマ [実施計画期間内の評価対象政策(法第7条第2項第1号)] [表15-3-ス] {プログラム評価(政策レビュー): 4テーマ} [表15-3-セ]	テーマごとに対象政策について目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	4	評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】	4	
	個別公共事業の評価(再評価): 3,898件{116件} 20年度道路関係予算配分・執行事業分等:284件{4件} [表15-3-ソ、タ] 21年度予算概算要求時実施:26件{31件} [表15-3-チ] 20年度未実施:3,588件{81件} [表15-3-ツ、テ]	事業の継続が妥当	3,872	事業を継続 【引き続き推進】	3,872
	[実施計画期間内の評価対象政策(法第7条第2項第1号)3,489件{100件}] [未着手(法第7条第2項第2号イ)10件{0件}] [未了(法第7条第2項第2号ロ)399件{16件}]	事業を見直した上での継続が妥当	14	事業を見直した上で継続 【改善・見直し】	14
		事業の中止が妥当	12	事業を中止 【廃止・休止・中止】	12
		個別公共事業の評価(完了後の事後評価):85件 [表15-3-ト]	再事後評価、改善措置の必要なし	85	再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した
	個別研究開発課題の評価(中間評価):1件 [実施計画期間内の評価対象政策(法第7条第2項第1号)] [表15-3-ナ]	研究開発課題の継続は妥当	1	平成21年度予算に反映した 【引き続き推進】	1
	個別研究開発課題の評価(終了後の事後評価):27件 [実施計画期間内の評価対象政策(法第7条第2項第1号)] [表15-3-ニ]	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした	27	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する	27

(注)1 { }は、評価を実施中のもの(外数)である。

2 国土交通省では、個別公共事業の評価について、維持・管理に係る事業、災害復旧事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業を対象として、新規事業採択時評価及び再評価を行っており、表中の法第7条第2項第1号の件数は、政策評価の実施が義務付けられておらず国土交通省が自主的に取り組んでいるものである。

表 15 - 3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

( 1 )平成 21 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする 63 の施策を対象として、必要性、効率性、有効性の観点からその導入の妥当性等を評価し、その結果を平成 20 年 8 月 27 日に「平成 21 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果 (事前評価書)」として公表。

表 15 - 3 - ア 政策アセスメント (事前評価) を実施した施策 21 年度予算概算要求時実施

	評価対象施策
1	公的賃貸住宅ストックの有効活用に向けた地域住宅交付金の拡充
2	既存住宅取得支援制度 (仮称) の創設
3	マンション等安心居住推進事業 (仮称) の創設
4	高齢者の居住の安定確保を図るための支援措置の創設・拡充
5	下水道未普及解消重点支援制度 (仮称) の創設
6	下水道施設を活用した新エネルギー対策の推進 (新世代下水道支援事業制度の拡充)
7	海岸漂着ゴミによる海岸保全施設の機能低下防止対策の推進
8	まちづくりと一体となった賑わいの水辺空間の創出
9	低炭素型都市づくりの推進のための制度拡充
10	IT を活用したトラック事業者の低燃費運転・配送の効率化支援
11	低炭素型超小型モビリティの開発・実用化の推進
12	内航海運省エネ化促進調査事業
13	革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発の創設
14	市町村単位の気象警報の発表
15	静止地球環境観測衛星の整備
16	火山監視・情報センターシステムの機能強化
17	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化
18	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 (仮称) の創設
19	下水道浸水被害軽減総合事業 (仮称) の創設
20	下水道総合地震対策事業 (仮称) の創設
21	密集市街地の整備促進 (住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型) の拡充)
22	気候変動に伴う水災害リスク対策の推進
23	ライフサイクルコストの縮減に向けた河川管理施設の戦略的維持管理
24	超過洪水に対応するための既設ダム治水機能増強
25	気候変動に伴う集中豪雨の頻発・激化に対応する流域対策の推進
26	TEC - FORCE による大規模災害時の対応体制の強化
27	甚大な土砂災害が発生した地域における抜本的な土砂災害対策の強化
28	観測施設の整備など情報基盤整備の推進及び局所的な堤防等未整備箇所の解消
29	砂浜侵食海岸における堤防の緊急対策事業の推進
30	公共交通における事故発生時の被害者支援のための取組
31	国産旅客機の開発に伴う新たな安全審査方式の導入
32	スーパー中核港湾プロジェクトの充実・深化
33	観光振興拠点となる旅客船ターミナル等の整備
34	離島航路の再生等の取組と連携した港湾整備の推進
35	港湾における効率的な物流体系の構築や船舶からのCO2等の排出源対策等による低炭素社会構築の推進
36	多様な関係者の連携による物流効率化促進事業 (仮称) の創設
37	ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進
38	観光地の魅力向上に向けた評価手法調査
39	観光の振興に寄与する人材の育成
40	ユニバーサルツーリズム促進事業
41	空港周辺地域振興交付金の創設
42	民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりの推進 (都市環境改善支援事業 (仮称) の創設等)

43	まちづくり交付金の拡充
44	コミュニティ・レール化の推進
45	地域公共交通活性化・再生総合事業の拡充
46	バス産業将来ビジョン策定調査
47	総合交通戦略の更なる推進のため、人と環境にやさしい自転車利用環境の整備について都市交通システム整備事業を拡充
48	ICTを活用した建設生産システムの普及促進
49	不動産投資市場の安定成長のための不動産投資顧問業務の促進
50	既存住宅ストックの流通市場の環境整備に関するモデル取引調査
51	未完成マンションの重要事項説明における情報提供のあり方検討
52	不動産市場データベースの構築
53	官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業
54	地域の中堅・中小建設業者に対する経営相談の強化等の建設業経営支援緊急対策の実施
55	都市部における地籍調査推進手法モデル調査事業(仮称)の創設
56	広域地方計画先導事業(仮称)の創設
57	定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業(仮称)の創設
58	モビリティサポートの推進
59	交通分野における地球環境・エネルギー対策に関する国際連携の強化
60	庁舎のグリーン化に係る最新技術の導入基準の確立
61	大規模な河川災害対策の推進
62	トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備の推進
63	タクシー事業の構造改善に関する調査

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照

(2)平成20年度予算概算要求等に係る事前評価書(平成19年8月29日公表)に、法律改正に関連するもの、規制の事前評価に関連するものを追加する等必要な修正をし、平成20年8月25日に「平成19年度政策アセスメント結果(評価書)」として公表。

表15-3-イ 政策アセスメント(事前評価)を実施した施策 20年度予算概算要求実施分の追加修正等

	評価対象施策
1	緊急地震速報精度向上のための地震観測点の強化
2	ケーブル式海底地震計の整備
3	国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業
4	気象業務法の一部を改正する法律案(2件)
5	国土交通省設置法等の一部を改正する法律案
6	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(3件)
7	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(4件)
8	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案
9	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(7件)
10	港湾法の一部を改正する法律案
11	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案
12	領海等における外国船舶の航行に関する法律案(2件)
13	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(5件)
14	空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(2件)

(注) 1 当該公表は、国土交通省政策評価基本計画 1(2)イ「評価書に必要な修正を加えるほか法律改正等に関連する評価書を含めた形でとりまとめ、公表する。」に基づくものである。各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照。

2 1～3は法律改正に関連するもの、4～14は規制の事前評価に関連するものである。

3 表中の( )は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (3) 規制の新設又は改廃(15件)に係る政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月8日、8月13日、21年1月26日、2月9日及び3月2日に「規制の事前評価書」として公表。

表 15 - 3 - ウ 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案
2	建築基準法施行令の一部を改正する政令案(2件)
3	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案
4	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案(7件)
5	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(2件)
6	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(2件)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照。  
2 表中の( )は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (4) 平成20年度予算に係る評価として、道路関係予算を配分・執行する75事業を対象に新規事業採択時評価を実施し、その結果を平成20年5月1日に「個別公共事業の評価書(その2) - 平成19年度 - 」として公表。

表 15 - 3 - 工 事前評価(新規事業採択時評価)した個別公共事業 20年度予算(道路関係予算を配分・執行する事業)に係る評価(20年5月公表)

事業区分		件数
1	道路・街路事業	17
	直轄事業等 補助事業等	33
2	土地区画整理事業	15
3	住宅市街地基盤整備事業	10
計		75

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照。

- (5) 平成21年度予算概算要求に当たって、個別箇所で予算内示を予定している事業等に係る38事業を対象として新規事業採択時評価を実施し、その結果を平成20年8月27日に「平成21年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 15 - 3 - 才 事前評価(新規事業採択時評価)した個別公共事業 21年度予算概算要求時実施

事業区分		件数
1	ダム事業	1
	直轄事業等 補助事業	2
2	砂防事業等	1
3	海岸事業	2
4	港湾整備事業	4
5	官庁営繕事業	23
6	船舶建造事業	3
7	海上保安官署施設整備事業	2
計		38

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照。  
2 1~4は公共事業関係費、5~7はその他施設費に係るものである。

(6) 平成20年度予算に係る評価として、道路関係予算を配分・執行する25事業を対象として新規事業採択時評価を実施し、その結果を平成21年3月13日に「個別公共事業の評価書(その3)」として公表。

表15-3-カ 事前評価(新規事業採択時評価)した個別公共事業 20年度予算(道路関係予算を配分・執行する事業)に係る評価(21年3月公表)

事業区分		件数
1	道路・街路事業	15
	直轄事業等 補助事業等	10
計		25

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照。

(7) 平成20年度予算に関して、年度途中において事業費が予算化された17事業(表15-3-キ) 平成21年度予算に向け、個別公共事業の新規事業採択する446事業(表15-3-ク)を対象として評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「個別公共事業の評価書-平成20年度-」として公表。

表15-3-キ 事前評価(新規事業採択時評価)した個別公共事業 20年度途中で予算化された事業

事業区分		件数
1	市街地再開発事業	7
2	港湾整備事業	7
	補助事業等	
3	気象官署施設整備事業	1
4	船舶建造事業	1
5	海上保安官署施設整備事業	1
計		17

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照。

2 1~2は公共事業関係費、3~5はその他施設費に係るものである。

表15-3-ク 事前評価(新規事業採択時評価)した個別公共事業 21年度予算に向けた事業

事業区分		件数
1	河川事業	3
	直轄事業 補助事業等	8
2	ダム事業	1
	直轄事業等 補助事業等	1
3	砂防事業等	1
	直轄事業 補助事業等	67
4	海岸事業	1
	直轄事業 補助事業等	34
5	道路・街路事業	6
	直轄事業等 補助事業等	31
6	都市防災総合推進事業	4
7	都市・地域交通戦略推進事業(都市交通システム整備事業)	3
8	港湾整備事業	6
	直轄事業 補助事業等	6
9	航空路整備事業	1

10	都市・幹線鉄道整備事業	補助事業	12
11	鉄道防災事業	補助事業	29
12	土地区画整理事業		8
13	市街地再開発事業		32
14	都市再生推進事業	補助事業	9
15	住宅市街地基盤整備事業		10
16	住宅市街地総合整備事業		27
17	下水道事業	補助事業	2
18	都市公園事業	補助事業	105
19	官庁営繕事業		23
20	離島振興特別事業		4
21	奄美群島振興開発事業		4
22	小笠原諸島振興開発事業		3
23	船舶建造事業		3
24	海上保安官署施設整備事業		2
計			446

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 15 - 4 - 参照。  
2 1 ~ 18 は公共事業関係費、19 ~ 24 はその他施設費に係るものである。

- ( 8 ) 新規課題として開始しようとする 36 の個別研究開発課題を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 27 日に「平成 21 年度予算概算要求に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 15 - 3 - ケ 事前評価した個別研究開発課題 21 年度予算概算要求時実施

評価対象研究開発課題	
1	低炭素・水素エネルギー活用社会に向けた都市システム技術の開発
2	ふくそう海域での事故半減を目指す ICT を活用した新たな安全システムの構築
3	汽水域環境の保全・再生に関する研究
4	都市におけるエネルギー需要・供給者間の連携と温室効果ガス排出量取引に関する研究
5	侵食等を考慮した治水安全度評価手法に関する研究
6	品質の信頼性を考慮したライフサイクルコストの評価手法に関する研究
7	高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発
8	小規模建築物の雨水浸入要因とその防止策に関する研究
9	省 CO <sub>2</sub> 効果からみたヒートアイランド対策評価に関する研究
10	持続可能な臨海部における廃棄物埋立処分に関する研究
11	作用・性能の経時変化を考慮した社会資本施設の管理水準の在り方に関する研究 ~ 港湾施設 (防波堤) の戦略的な維持管理手法の構築 ~
12	集約とネットワークの観点からみた地域連携の効果分析に関する研究
13	ソーシャルキャピタルの特性に応じた地域防災力向上方策に関する研究
14	GPS 統合解析技術の高度化
15	中小建築物の良質ストック化と環境負荷低減を目指す建築・外皮システムの開発
16	パンデミック発生に伴う流域水質管理に関する研究
17	新しい形態を有する超々高層建築物の耐風設計手法に関する研究
18	災害気象・水象のリアルタイム予測技術開発と仮想風速計、仮想雨量計および仮想波高計の構築
19	都市空間における雪氷災害に伴う費用軽減を目指したリスクマネジメントシステムの構築
20	再生藻場における生物多様性モニタリング技術の開発
21	被災した構造物の安全・簡易・迅速復旧工法の開発
22	DEM を用いた地震時斜面崩壊危険度および崩壊規模推定手法の開発
23	都市分散型水活用システムの地域住民の選好に基づく環境パフォーマンス評価
24	応急的防災・減災のための局地豪雨 24 時間予測手法の開発
25	ASR の迅速判定およびハイブリッド陽極システムによるコンクリート膨張抑制手法の開発
26	地球温暖化による環境変動へのアダプテーションに向けた流域生態系健全性の評価・管理技術開発
27	膜張力測定装置の開発
28	汎用 3 次元 CAD エンジンの調査と設計に関する技術開発

29	塩分の飛来・付着特性と塗装の劣化を考慮した鋼桁洗浄システムの開発
30	コンクリート構造物長寿命化に資する品質保証/性能照査統合システムの開発
31	図面データを直接利用したICT監督業務支援ツールの開発
32	道路舗装工事の施工の効率化と品質確保に関する技術開発
33	表面改質材による既設コンクリート構造物の延命補修システムの構築
34	S A A Mジャッキを用いた効果的なアンカーのり面の保全手法の開発
35	光学的非接触全視野計測法によるコンクリート構造物のマルチスケール診断法の開発
36	既存構造体の撤去・補強を核としたWPC構造住宅ストック高度利用促進技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15 - 4 - 参照。

また、平成 21 年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた 34 個別研究開発課題を対象として事前評価を実施し、平成 21 年 3 月 31 日に「個別研究開発課題の評価書 - 平成 20 年度 - 」として公表。

表 15 - 3 - コ 事前評価した個別研究開発課題 20 年度未実施

評価対象研究開発課題	
1	低炭素・水素エネルギー活用社会に向けた都市システム技術の開発
2	ふくそう海域での事故半減を目指すICTを活用した新たな安全システムの構築
3	汽水域環境の保全・再生に関する研究
4	都市におけるエネルギー需要・供給者間の連携と温室効果ガス排出量取引に関する研究
5	侵食等を考慮した治水安全度評価手法に関する研究
6	高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発
7	小規模建築物の雨水浸入要因とその防止策に関する研究
8	省CO <sub>2</sub> 効果からみたヒートアイランド対策評価に関する研究
9	持続可能な臨海部における廃棄物埋立処分に関する研究
10	作用・性能の経時変化を考慮した社会資本施設の管理水準の在り方に関する研究～港湾施設(防波堤)の戦略的な維持管理手法の構築～
11	ソーシャルキャピタルの特性に応じた地域防災力向上方策に関する研究
12	GPS統合解析技術の高度化
13	中小建築物の良質ストック化と環境負荷低減を目指す建築・外皮システムの開発
14	パンデミック発生に伴う流域水質管理に関する研究
15	新しい形態を有する超々高層建築物の耐風設計手法に関する研究
16	災害気象・水象のリアルタイム予測技術開発と仮想風速計、仮想雨量計および仮想波高計の構築
17	都市空間における雪氷災害に伴う費用軽減を目指したリスクマネジメントシステムの構築
18	再生藻場における生物多様性モニタリング技術の開発
19	被災した構造物の安全・簡易・迅速復旧工法の開発
20	DEMを用いた地震時斜面崩壊危険度および崩壊規模推定手法の開発
21	都市分散型水活用システムの地域住民の選好に基づく環境パフォーマンス評価
22	応急的防災・減災のための局地豪雨 24 時間予測手法の開発
23	ASRの迅速判定およびハイブリッド陽極システムによるコンクリート膨張抑制手法の開発
24	地球温暖化による環境変動へのアダプテーションに向けた流域生態系健全性の評価・管理技術開発
25	膜張力測定装置の開発
26	汎用3次元CADエンジンの調査と設計に関する技術開発
27	塩分の飛来・付着特性と塗装の劣化を考慮した鋼桁洗浄システムの開発
28	コンクリート構造物長寿命化に資する品質保証/性能照査統合システムの開発
29	図面データを直接利用したICT監督業務支援ツールの開発
30	道路舗装工事の施工の効率化と品質確保に関する技術開発
31	表面改質材による既設コンクリート構造物の延命補修システムの構築
32	S A A Mジャッキを用いた効果的なアンカーのり面の保全手法の開発
33	光学的非接触全視野計測法によるコンクリート構造物のマルチスケール診断法の開発
34	既存構造体の撤去・補強を核としてWPC構造住宅ストック高度利用促進技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15 - 4 - 参照。



## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。

政策チェックアップ(業績測定)として、46の施策目標に係る政策について評価を実施し、その結果を平成20年8月25日に「平成19年度政策チェックアップ結果評価書」として公表。

表15-3-サ 政策チェックアップ(業績測定)を実施した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	引き続き推進
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	改善・見直し
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	改善・見直し
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	改善・見直し
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気候情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	改善・見直し
16	住宅・建築物の安全性の確保を図る	引き続き推進
17	自動車事故の被害者の救済を図る	引き続き推進
18	自動車の安全性を高める	引き続き推進
19	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	引き続き推進
20	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	改善・見直し
21	観光立国を推進する	改善・見直し
22	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	引き続き推進
23	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	引き続き推進
24	整備新幹線の整備を推進する	引き続き推進
25	航空交通ネットワークを強化する	引き続き推進
26	都市再生・地域再生を推進する	改善・見直し
27	流通業務立地等の円滑化を図る	引き続き推進
28	集約型都市構造を実現する	引き続き推進
29	鉄道網を充実・活性化させる	引き続き推進
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する	改善・見直し
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する	改善・見直し
32	道路交通の円滑化を推進する	改善・見直し
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	引き続き推進
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	引き続き推進
35	建設市場の整備を推進する	引き続き推進
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	引き続き推進
37	地籍の整備等の国土調査を推進する	改善・見直し
38	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	改善・見直し
39	総合的な国土形成を推進する	引き続き推進
40	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を	引き続き推進

	推進する	
41	離島等の振興を図る	改善・見直し
42	北海道総合開発を推進する	引き続き推進
43	技術研究開発を推進する	引き続き推進
44	情報化を推進する	引き続き推進
45	国際協力、連携等を推進する	引き続き推進
46	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表15-4 - 参照。

また、以下の5事業(成果重視事業)を対象として政策チェックアップ(業績測定)を実施し、その結果を平成20年8月25日に「平成19年度政策チェックアップ結果評価書」として公表。

表15-3-シ 政策チェックアップ(業績測定)を実施した政策(成果重視事業)

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	自動車分野のCO <sub>2</sub> 排出量評価プログラムの構築(CO <sub>2</sub> 排出量予測の誤差)	引き続き推進
2	自動車事故の情報収集の強化と情報分析システムの構築事業(自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告対象事故の報告件数の増加、自動車事故報告書作成時間の短縮)	引き続き推進
3	消費者へ提供される不動産取引情報の拡充(不動産取引情報提供サイトへのアクセス数、不動産取引に対する不安感の解消が進んだ者の割合)	改善・見直し
4	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業(宅地建物取引業の免許等電子申請率、システムの満足度)	引き続き推進
5	下請代金支払状況等実態調査データベースの構築(建設業者で下請業者に対して改善を要する行為を行っている元請業者の数)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表15-4 - 参照。

(2) 4つのテーマを対象として政策レビュー(プログラム評価)を実施し、その結果を平成21年3月31日に「平成20年度政策レビュー結果(評価書)」として公表。

表15-3-ス 政策レビュー(プログラム評価)を実施した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	総合評価方式	引き続き推進
2	まちづくりに関する総合的な支援措置	引き続き推進
3	小笠原諸島振興開発のあり方	引き続き推進
4	次世代航空保安システムの構築	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表15-4 - 参照。

また、以下の4つのテーマについては、政策レビュー(プログラム評価)を実施中であり、平成21年度末に評価結果を取りまとめる予定。

表15-3-セ 政策レビュー(プログラム評価)を実施中の政策

	評価対象政策
1	第5次国土調査事業十箇年計画
2	総合的な水害対策

3	住宅分野における市場重視施策
4	総合物流施策大綱（2005-2009）

(3) 平成 20 年度予算に係る評価として、道路関係予算を配分・執行する事業 279 事業を対象として再評価を実施し、「個別公共事業の評価書（その 2） - 平成 19 年度 - 」として平成 20 年 5 月 1 日に公表。

表 15 - 3 - ソ 再評価を実施した個別公共事業 20 年度予算（道路関係予算を配分・執行する事業）に係る評価

事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	道路・街路事業	96	引き続き推進
	補助事業等	114	引き続き推進(111件) 改善・見直し(3件)
2	土地区画整理事業	49	引き続き推進(48件) 改善・見直し(1件)
3	住宅市街地基盤整備事業	19 [評価手続中:3]	引き続き推進
4	住宅市街地総合整備事業	1	引き続き推進
計		279 [評価手続中:3]	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 15 - 4 - 参照。

(4) 平成 16、17 及び 18 年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、18 年度末時点において「評価手続中」となっていた個別公共事業 5 事業を対象として再評価を実施し、その結果を平成 20 年 5 月 1 日に「個別公共事業の評価書（その 2） - 平成 19 年度 - 」として公表。

表 15 - 3 - タ 18 年度末時点で評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	道路・街路事業	[評価手続中: 16 年度評価:1]	
		18 年度評価:3	引き続き推進
2	土地区画整理事業	17 年度評価:1	引き続き推進
		18 年度評価:1	引き続き推進
計		5 [評価手続中:1]	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 15 - 4 - 参照。

(5) 平成 21 年度予算概算要求時において、個別箇所で予算内示を予定している事業等に係る 26 事業を対象として再評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 27 日に「平成 21 年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書」として公表。

表 15 - 3 - チ 再評価を実施した個別公共事業 21 年度予算概算要求時実施

事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	22 [評価手続中:3]	引き続き推進
	補助事業	3 [評価手続中:28]	引き続き推進

2	都市公園事業	補助事業等	1	引き続き推進
計			26	[評価手続中:31]

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照。

(6)平成21年度予算に向けた評価として、事業採択後5年間が経過した時点での未着工の事業及び事業採択後10年間が経過した時点で継続中の事業等に係る計3,565事業を対象として再評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「個別公共事業の評価書-平成20年度-」として公表。

表15-3-ツ 再評価を実施した個別公共事業 20年度末実施

事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	河川事業	88	引き続き推進
	補助事業等	405 [評価手続中:40]	引き続き推進
2	ダム事業	31	引き続き推進(30件) 廃止・休止・中止(1件)
	補助事業	32 [評価手続中:5]	引き続き推進(28件) 改善・見直し(3件) 廃止・休止・中止(1件)
3	砂防事業等	18	引き続き推進
	補助事業等	102	引き続き推進
4	海岸事業	5	引き続き推進
	補助事業等	56	引き続き推進(54件) 廃止・休止・中止(2件)
5	道路・街路事業	159 [評価手続中:1]	引き続き推進(156件) 改善・見直し(2件) 廃止・休止・中止(1件)
	補助事業等	118	引き続き推進(112件) 改善・見直し(5件) 廃止・休止・中止(1件)
6	都市防災総合推進事業	3	引き続き推進
7	港湾整備事業	21	引き続き推進
	補助事業等	46 [評価手続中:2]	引き続き推進
8	土地区画整理事業	93	引き続き推進(90件) 廃止・休止・中止(3件)
9	市街地再開発事業	12 [評価手続中:5]	引き続き推進
10	都市再生推進事業	12	引き続き推進(11件) 廃止・休止・中止(1件)
11	住宅市街地基盤整備事業	56 [評価手続中:3]	引き続き推進(55件) 廃止・休止・中止(1件)
12	住宅市街地総合整備事業	32 [評価手続中:10]	引き続き推進
13	下水道事業	2,163 [評価手続中:1]	引き続き推進
14	都市公園事業	113	引き続き推進
計		3,565 [評価手続中:67件]	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表15-4-参照。

(7) 平成 15、16、17、18 及び 19 年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、19 年度末時点において「評価手続中」となっていた個別公共事業 23 事業を対象として再評価を実施し、その結果を平成 21 年 3 月 31 日に「個別公共事業の評価書 - 平成 20 年度 - 」として公表。

表 15 - 3 - テ 19 年度末時点で評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

事業区分		件数	評価結果の反映状況	
1	河川事業	補助事業等	[評価手続中: 17 年度評価 1]	
			19 年度評価: 5	引き続き推進
2	ダム事業	補助事業	19 年度評価: 3	引き続き推進
			[評価手続中: 15 年度評価 4 19 年度評価 1]	
3	市街地再開発事業		19 年度評価: 1	引き続き推進
4	港湾整備事業	直轄事業	18 年度評価: 1	引き続き推進
		補助事業等	[評価手続中: 18 年度評価 1]	
5	下水道事業		19 年度評価: 3	引き続き推進 (2 件)
			[評価手続中: 1]	廃止・休止・中止 (1 件)
6	住宅市街地基盤整備事業		[評価手続中: 18 年度評価 1]	
			19 年度評価: 5	引き続き推進
7	都市公園事業		[評価手続中: 3]	
			19 年度評価: 2	引き続き推進
8	道路・街路事業	補助事業等	[評価手続中: 1]	
			19 年度評価: 3	引き続き推進
計			23	
			[評価手続中: 14]	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 15 - 4 - 参照。

(8) 事業完了後の一定期間 (5 年以内) が経過した 85 事業を対象として完了後の事後評価を実施し、その結果を平成 21 年 3 月 31 日に「個別公共事業の評価書 - 平成 20 年度 - 」として公表。

表 15 - 3 - ト 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

事業区分		件数	
1	河川事業	19	
2	ダム事業	7	
3	砂防事業等	4	
4	海岸事業	2	
5	道路・街路事業	直轄事業等	23
		補助事業等	7
6	港湾整備事業	10	
7	空港整備事業	1	
8	都市・幹線鉄道整備事業	2	
9	整備新幹線整備事業	1	
10	航路標識整備事業	2	
11	官庁営繕事業	6	
12	気象官署施設整備事業	1	

計	85
---	----

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表15-4-参照。  
2 1～10は公共事業関係費、11～12はその他施設費に係るものである。

(9) 研究開発期間が5年以上の個別研究開発課題1課題を対象として中間評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「個別研究開発課題の評価書 - 平成20年度 - 」として公表。

表15-3-ナ 中間評価を実施した個別研究開発課題

	評価対象研究開発課題	評価結果の反映状況
1	測地基準系精密保持手法に関する研究	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表15-4-参照。

(10) 研究期間が終了した個別研究開発課題27課題を対象として終了後の事後評価を実施し、その結果を平成21年3月31日に「個別研究開発課題の評価書 - 平成20年度 - 」として公表。

表15-3-ニ 終了後の事後評価を実施した個別研究開発課題

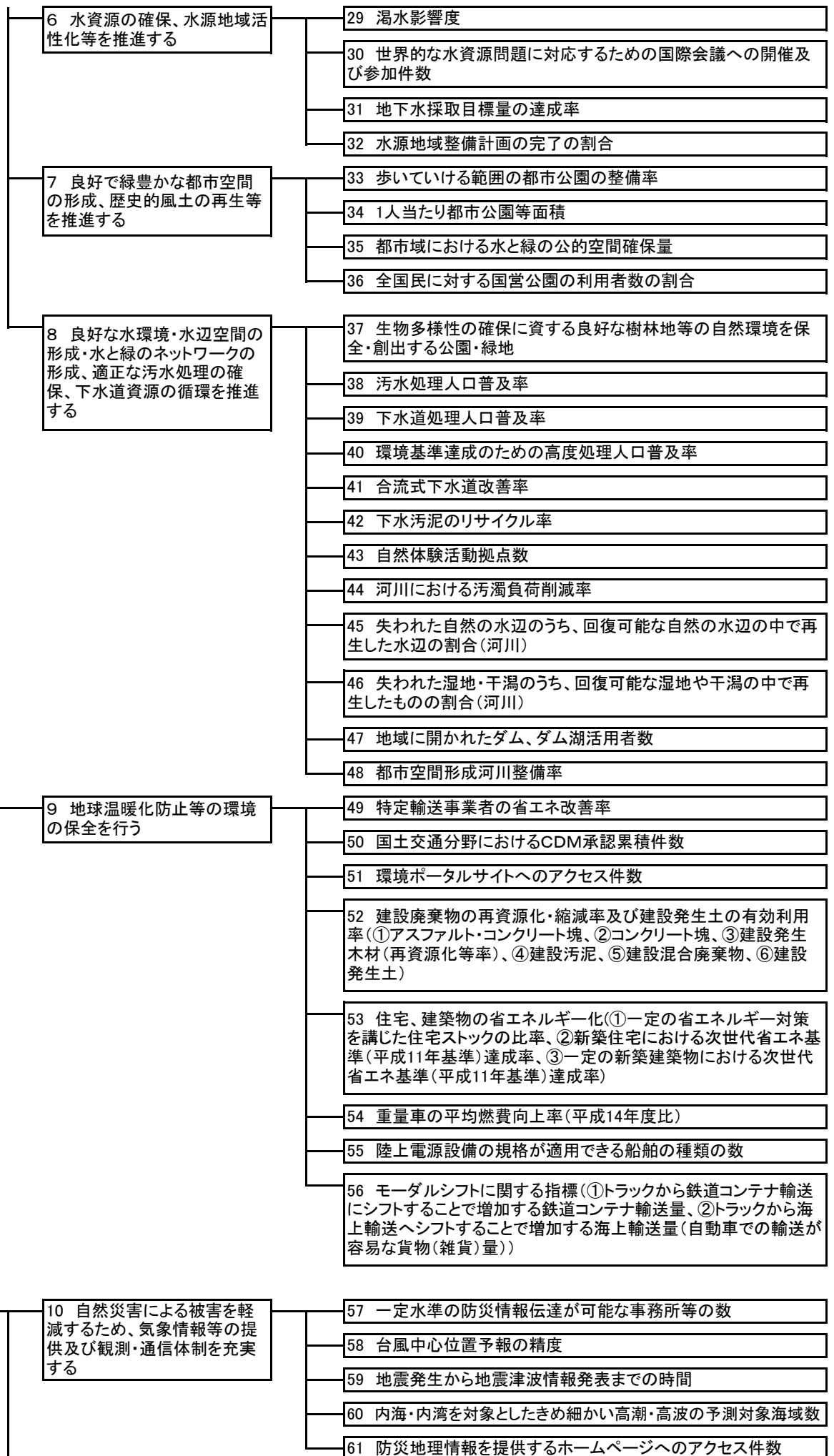
	評価対象研究開発課題
1	ロボット等によるIT施工システムの開発
2	社会資本の管理技術の開発
3	中間土からなる人工島・護岸構造物の耐震性再評価 - 液状化・揺すり込み変形抑止の地盤強化技術の開発 -
4	沖縄における流域経営と赤土流出抑制システムの促進方策に関する研究
5	納豆菌群を封入した多孔型ブロックによる水質改善技術の開発
6	制震機能内蔵の次世代型非構造部材の開発
7	高活性炭素繊維を用いた自然風駆動の効率的NOx浄化装置の開発
8	都市水害時の地下浸水の予測と対策に関する研究
9	酸化チタン光触媒を用いた社会基盤構造物の景観保持に関する研究
10	流砂系の総合的土砂管理のための土砂動態予測手法の開発
11	耐震性に優れ、狭小間口で自由な建築空間を可能にする木造新工法の研究開発
12	既存建築物基礎の高度再生技術の開発
13	ヒューマンエラー事故防止技術の開発(「陸海空の事故防止技術の開発」改題)
14	交通機関におけるテロ対策強化のための次世代検査技術の研究開発
15	ナノテクノロジーを活用したプラスチックの研究開発
16	次世代内航船の研究開発
17	ヒューマンエラー抑制の観点からみた安全な道路・沿道環境のあり方に関する研究
18	住宅の省エネルギー性能向上支援技術に関する研究
19	人口減少社会に対応した郊外住宅地等の再生・再編手法の開発
20	受益者の効用に着目した社会資本水準の評価に関する研究
21	歴史的文化的価値を踏まえた高齢建造物の合理的な再生・活用技術の開発
22	流域における物質循環の動態と水域環境への影響に関する研究
23	四次元GISデータを活用した都市空間における動線解析技術の開発
24	AIS情報を活用した海上交通による沿岸海域の効率的利用に関する研究
25	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震域の地殻変動特性に関する研究
26	火山変動監視観測網の最適化に関する研究
27	国土の時系列地図情報の高度利用に関する研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表15-4-21参照。

政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの  
業績指標

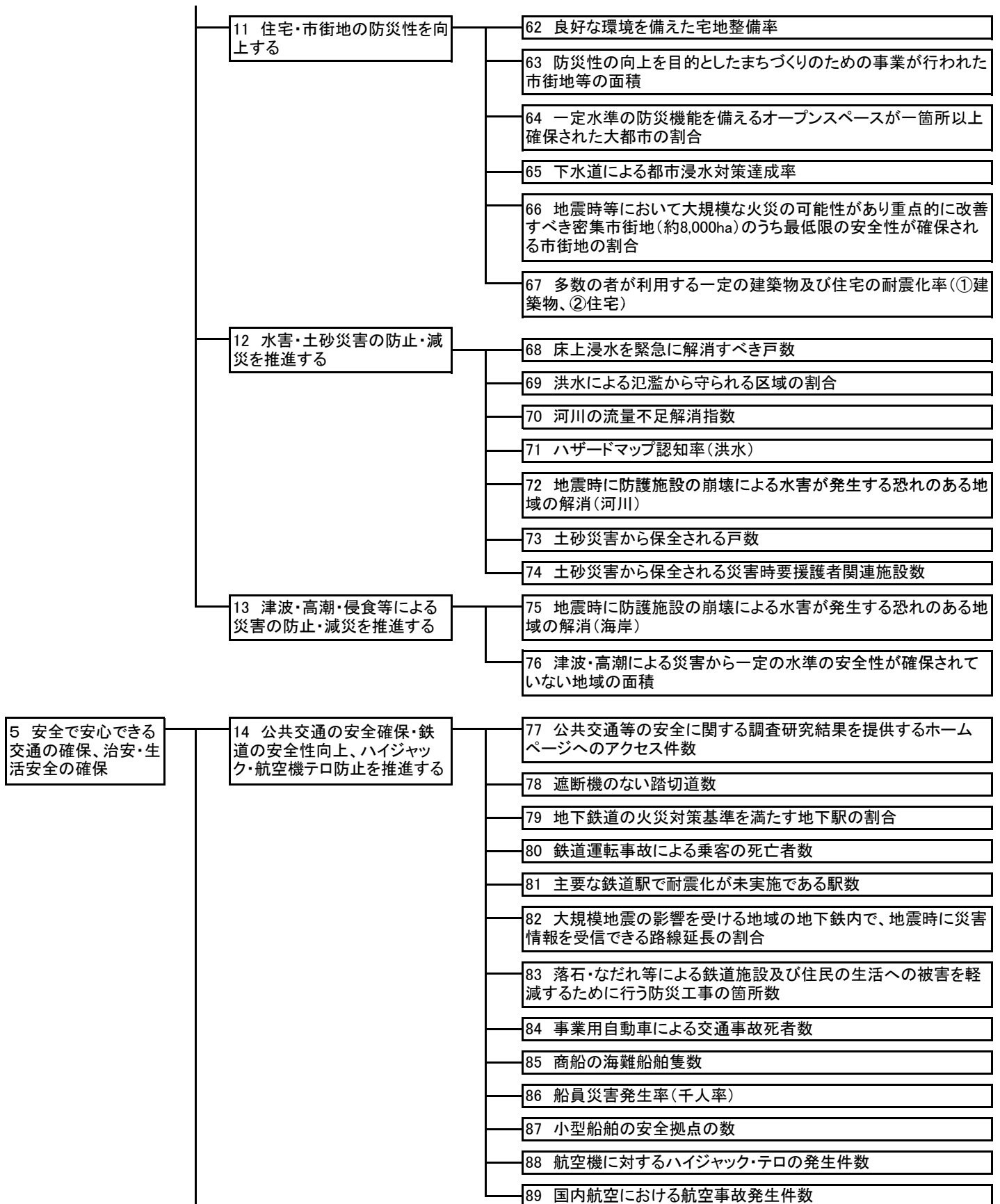
政策目標	施策目標	業績指標	
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未達率 2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	3 住宅の利活用期間(①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率) 4 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 5 既存住宅の流通シェア 6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合 7 新築住宅における住宅性能表示の実施率	
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	8 1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合(①旅客施設の段差解消、②視覚障害者ブロック、③道路、④建築物、⑤住宅)	
		9 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー)	
		10 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合(①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機)	
		11 交通アドバイザー会議における意見への対応件数	
		12 バリアフリー化された都市公園の園路及び広場、駐車場、便所の割合(①園路及び広場、②駐車場、③便所)	
		13 バリアフリー化された路外駐車場の割合	
		14 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	
		15 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	
		16 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	
		17 ICカードが導入されたバス車両数	
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	18 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
			19 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
			20 失われた湿地・干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合(港湾)
			21 湾内青潮等発生期間の短縮
			22 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数
			23 人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長
		5 快適な道路環境等を創造する	24 失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合(海岸)
25 建設機械から排出されるNO <sub>x</sub> ・PMの削減量			
26 市街地の幹線道路の無電柱化率			
27 夜間騒音要請限度達成率			
28 NO <sub>2</sub> ・SPMの 境目 達成率(①NO <sub>2</sub> について 境基 を達成している測定局の割合、②SPMについて対象測定局のうち当初の測定値における道路寄与分が半減している測定局の割合)			

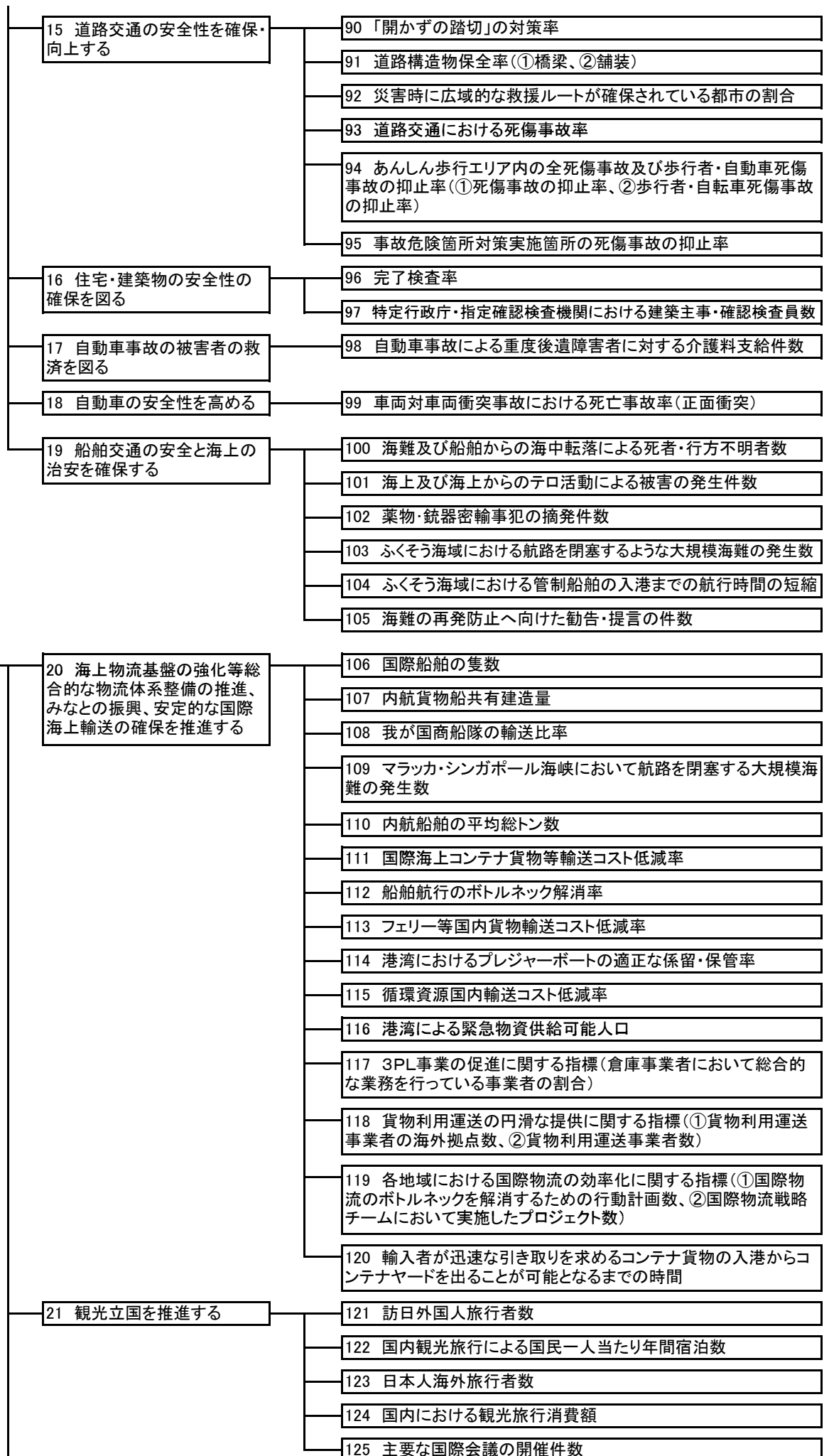


○ 安全

4 水害等災害による被害の軽減

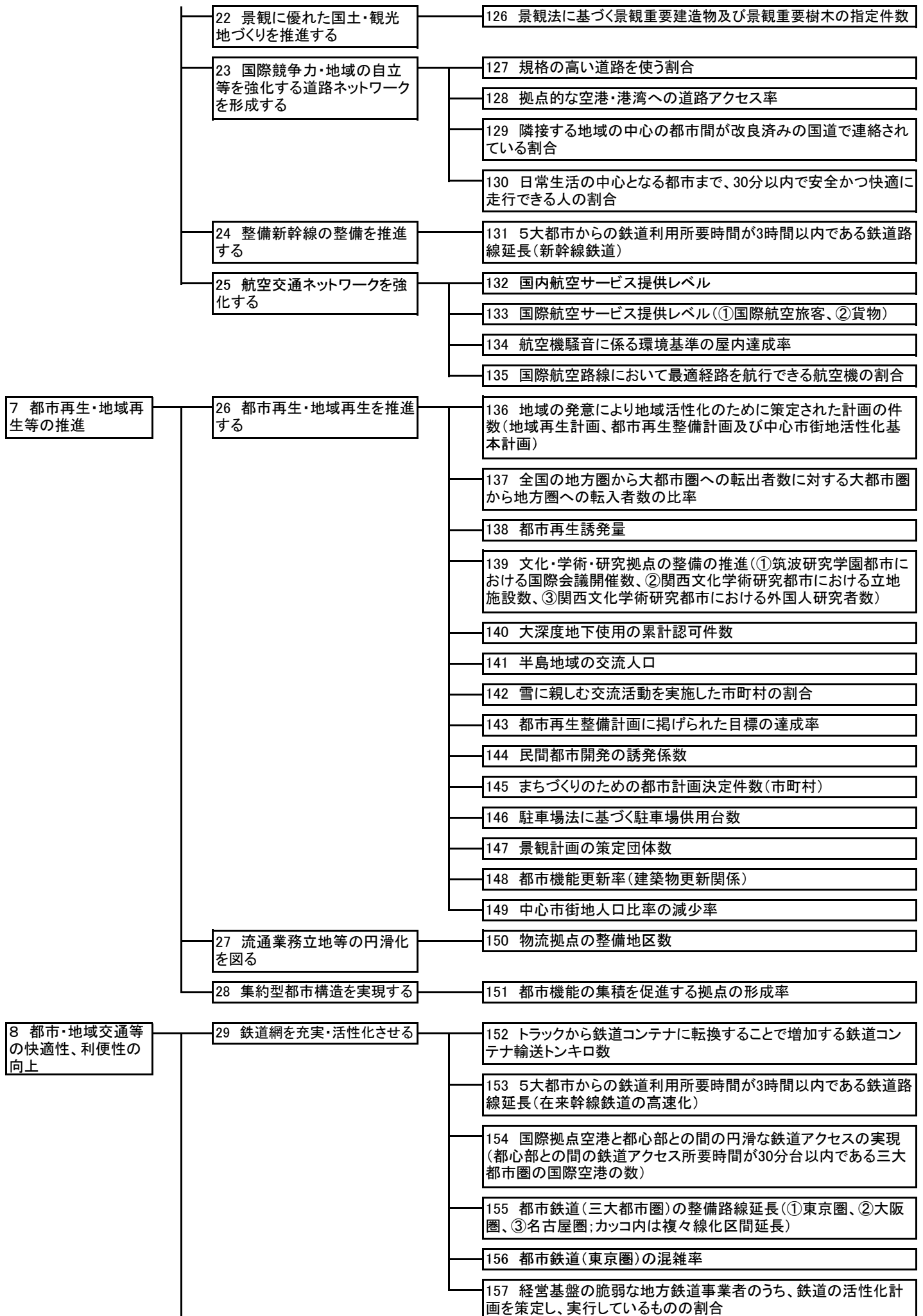


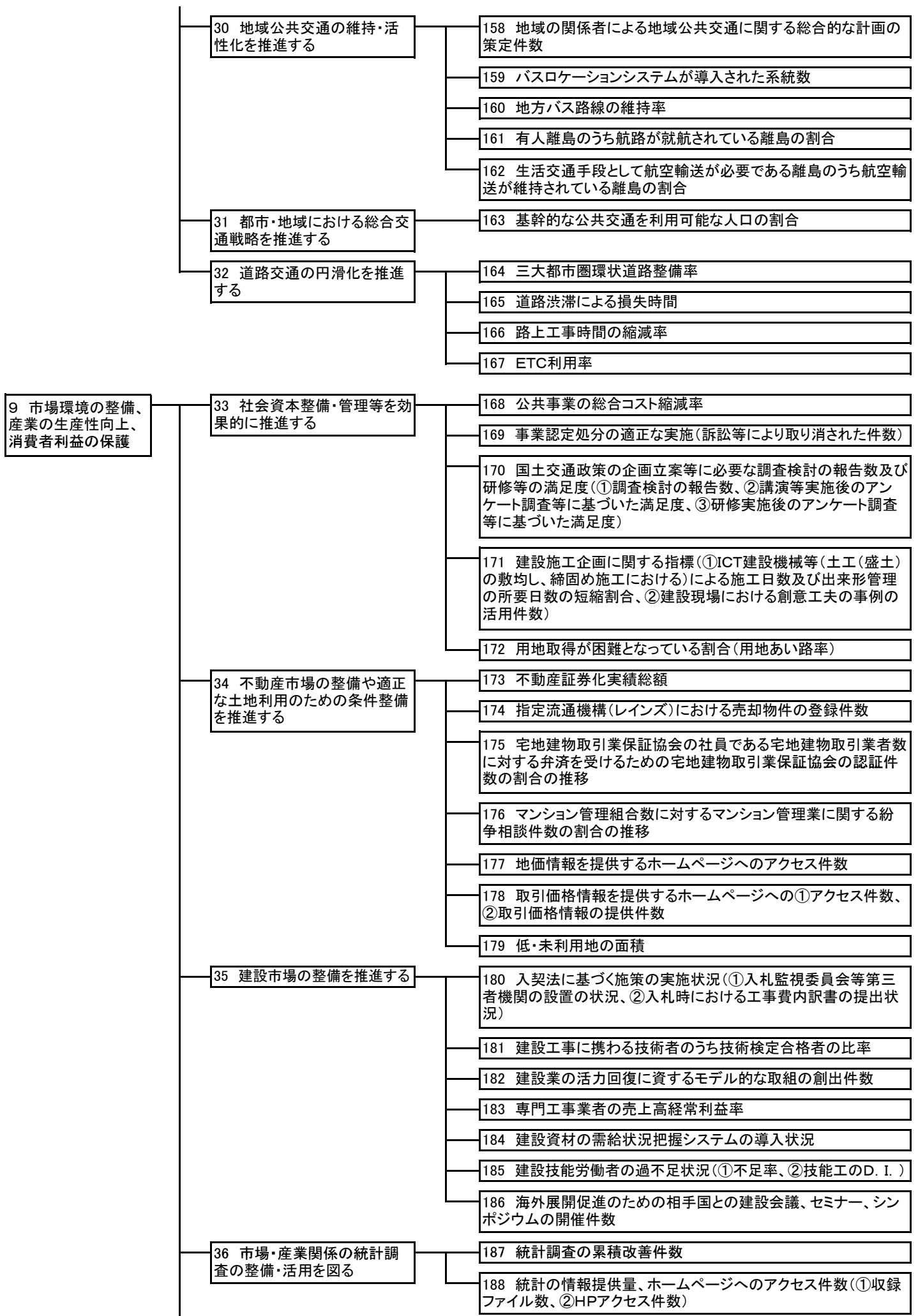




○ 活力

6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化





○ 横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

37 地籍の整備等の国土調査を推進する

189 地籍が明確化された土地の面積

38 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る

190 造船業・船用工業の生産高(世界シェア)

191 海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準

192 海事産業における不当労働行為事件の迅速かつ適切な解決・処理の達成度

39 総合的な国土形成を推進する

193 国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報等のダウンロード件数:①国土数値情報ダウンロードサービス、②街区レベル位置参照情報ダウンロードサービス、③オルソ化空中写真ダウンロードシステム)

194 国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成(国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数)

195 テレワーク人口比率

196 大都市圏の整備推進に関する指標(①緑被率(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)、③帰宅要支援者数(首都圏)、④公共交通利用トリップ数(首都圏))

40 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する

197 電子国土Webシステムを利用する団体の数

198 電子基準点の観測データの欠測率

41 離島等の振興を図る

199 離島地域等における交流・定住人口拡大施策の実施数

200 離島地域等の総人口

201 奄美群島の総人口

202 小笠原村の総人口

42 北海道総合開発を推進する

203 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加

204 水産基盤整備事業の事業完了地区における高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合

205 道外からの観光入込客数

206 道外からの観光入込客数のうち外国人の数

207 北方領土隣接地域振興指標(①北方領土隣接地域交流係数、②一人当たり主要生産額)

208 育成林であり水土保持林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合

209 アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の開催回数)

210 ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合

11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進

43 技術研究開発を推進する

211 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合

44 情報化を推進する

212 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数

213 公共交通における情報サービスの情報化達成率

12 国際協力、連携等の推進

45 国際協力、連携等を推進する

214 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数

13 官庁施設の利便性、安全性等の向上

46 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する

215 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(①耐震対策、②バリアフリー化、③環境への配慮、④総合)

216 保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)



## 環境省





環境省

表 16 - 1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日策定） 平成18年4月1日改正 平成20年4月1日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までの5年間
	事前評価の対象等	法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策及び規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象。
	事後評価の対象等	環境省の政策すべてを対象。
	政策評価の結果の政策への反映	<p>評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。</p> <p>政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。</p> <p>政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。</p> <p>会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。</p> <p>なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。</p>
国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、環境省大臣官房政策評価広報課とする。	
実施計画の名称	平成 20 年度環境省政策評価実施計画（平成 20 年 4 月 1 日策定）	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	実績評価：9施策
	未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	成果重視事業（モデル事業）について、事後評価を行う。

表 16 - 2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	規制に関する評価 (新設規制) : 18 件 (表 16 - 3 - ア) 5 件 (表 16 - 3 - イ)	規制の新設は有効	18	評価結果を踏まえ、新規規制を実施することとした	18 5	
	個別公共事業の評価 : 74 件 (表 16 - 3 - ウ)	事業の実施は有効	74	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施策)を実施することとした(実施することを予定)	74	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式 : 9 件 (表 16 - 3 - エ)	取組を引き続き推進	0	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	0
		施策の改善・見直し	9	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	うち概算要求に反映	9
					政策の重点化等	9
					施策の廃止・完了・休止・中止	0
		うち、機構・定員要求を図る	8	機構・定員要求に反映したもの うち機構要求に反映 うち定員要求に反映	8 3 8	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	-	-	-	-
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	-	-	-	-
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	事業評価方式 : 2 件 (成果重視事業) (表 16 - 3 - オ)	取組を引き続き推進	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	2
					うち概算要求に反映	2

(注) は、平成 19 年度に評価結果が公表され、「平成 19 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 16 - 3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

( 1 ) 規制の新設又は改廃に係る 18 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 9 月 17 日、10 月 24 日、21 年 2 月 23 日、2 月 24 日、3 月 2 日及び 3 月 3 日に「規制に関する事前評価書」として公表。

表 16 - 3 - ア 規制を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令	
1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加
特定家庭用機器再商品化法施行令	
2	対象品目の追加(液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機)
3	乾燥機能を有する電気洗濯機からのフロン類の回収・破壊
4	再商品化等基準の引上げ・新設
地球温暖化対策の推進に関する法律施行令	
5	温室効果ガス算定排出量の報告対象の拡大
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	
6	有害化学物質による環境汚染を通じた人や動植物への悪影響を未然に防止するための化学物質管理の強化に係る政策
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律	
7	公園事業の執行に関する規定の整備
8	特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充
9	海中公園地区の海域公園地区への変更及び海域公園地区内の行為規制の項目の拡充
10	海域における利用調整地区制度の創設
11	生態系維持回復事業の創設
12	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の特別地域内の行為規制の項目の拡充
13	海中特別地区の海域特別地区への変更及び海域特別地区内の行為規制の項目の拡充
14	生態系維持回復事業の創設(自然環境保全法)
土壌汚染対策法の一部を改正する法律	
15	土地の形質の変更に関する届出制の新設
16	規制区域の汚染土壌の搬出に関する届出制の新設
17	汚染土壌処理業に関する許可制の新設
18	指定調査機関の指定に関する更新制等の新設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表 16 - 4 - 参照。

( 2 ) 以下の 5 規制は、その結果を平成 19 年度に事前評価書として公表し、「平成 19 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 16 - 3 - イ 規制を対象として平成 19 年度に事前評価した政策

評価対象政策	
温泉法の一部を改正する法律案	
1	温泉の採取への許可制の導入
2	温泉の掘削の許可基準の追加等
3	掘削・採取終了後の措置命令、緊急措置命令

	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案
4	愛がん動物用飼料の製造等に関する規制の新設
	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
5	温室効果ガス排出量の報告対象の拡大

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表16 - 4 - 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成20年度に新規採択を要求している公共事業74事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成20年7月16日及び21年3月30日に公表。

表16 - 3 - ウ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

	評価対象政策
1	廃棄物処理施設における温暖化対策事業(1事業)
2	自然公園等事業(1事業)
3	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(1事業)
4	一般廃棄物処理施設整備事業(71事業)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表16 - 4 - 参照。

## 2 事後評価

- (1) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度に評価を実施。  
実績評価方式を用いて、「環境省基本計画」及び「平成20年度環境省政策評価実施計画」に基づき、平成19年度に行った9施策を対象として事後評価を実施し、平成20年8月29日に「平成19年度環境省政策評価書(事後評価)」として公表。

表16 - 3 - エ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地球温暖化対策の推進	改善・見直し
2	地球環境の保全	改善・見直し
3	大気・水・土壌環境等の保全	改善・見直し
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	改善・見直し
6	化学物質対策の推進	改善・見直し
7	環境保健対策の推進	改善・見直し
8	環境・経済・社会の統合的向上	改善・見直し
9	環境政策の基盤整備	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表16 - 4 - 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成20年度環境省政策評価実施計画」に基づき、2つの成果重視事業について事後評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成19年度環境省政策評価書(事後評価)」として公表。

表 16 - 3 - オ 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	外来生物飼養等情報データベースシステム構築費(施策5)	引き続き推進
2	個体識別措置推進事業(施策5)	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 16 - 4 - 参照。  
 2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

## 政策体系(環境省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

環境省の使命

施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称
1 地球温暖化対策の推進	1 国内における温室効果ガスの排出抑制 2 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保 3 京都メカニズム活用の推進
2 地球環境の保全	1 オゾン層の保護・回復 2 酸性雨・黄砂対策 3 海洋環境の保全 4 地球環境分野における国際協力・研究調査等
3 大気・水・土壌環境等の保全	1 大気環境の保全 2 大気生活環境の保全 3 水環境の保全 4 土壌環境の保全 5 ダイオキシン類・農薬対策
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	1 国内及び国際的な循環型社会の構築 2 循環資源の適正な3Rの推進 3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 5 廃棄物の不法投棄の防止等 6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	1 基盤的施策の実施及び国際的取組 2 自然環境の保全・再生 3 野生生物の保護管理 4 動物の愛護及び管理 5 自然とのふれあいの推進
6 化学物質対策の推進	1 環境リスクの評価 2 環境リスクの管理 3 リスクコミュニケーションの推進 4 国際協調による取組 5 国内における毒ガス弾等対策
7 環境保健対策の推進	1 公害健康被害対策(補償・予防) 2 水俣病対策 3 石綿健康被害救済対策 4 環境保健に関する調査研究
8 環境・経済・社会の統合的向上	1 経済のグリーン化の推進 2 環境に配慮した地域づくりの推進 3 環境パートナーシップの形成 4 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成
9 環境政策の基盤整備	1 環境基本計画の効果的実施 2 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 3 環境問題に対する調査・研究・技術開発 4 環境情報の整備と提供・広報の充実

## 防衛省





防衛省

表 17 - 1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成 18 年 3 月 30 日策定） 平成 18 年 7 月 24 日改正 平成 18 年 12 月 26 日改正 平成 19 年 8 月 30 日改正	
基本計画の主な規定内容	計画期間	平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間
	事前評価の対象等	事前評価は、事業評価を基本として実施する。 翌年度から新規に実施しようとする事業について、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等を評価する。 新規主要装備品等の整備（総事業費 10 億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの）を特段の事情がない限り対象とする。 研究開発の事前評価は、国の研究開発に関する大綱的指針（平成 17 年 3 月 29 日内閣総理大臣決定）及び防衛省研究開発評価指針（平成 20 年 5 月 7 日）を踏まえて行う。
	事後評価の対象等	事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、次のとおり。 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施、防衛装備品等の整備及び維持、自衛隊の人的資源の効果的な活用、防衛装備品の研究・開発の推進、防衛施設の安定的な運用の確保、在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進、効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進（平成 19 年 8 月 30 日改正）
	政策評価の結果の政策への反映	政策評価の結果は、予算要求（組織及び定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課から防衛省内部部局の各課に適時に通知する。 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、企画評価課に政策評価の結果を政策へ反映させた都度通知するものとする。その際、企画評価課は、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	企画評価課は、政策評価書及び評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等を行う。 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。	
実施計画の名称	平成 20 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成 20 年 8 月 27 日策定） 平成 21 年 3 月 25 日改正	
実施計画の主な規定内容	基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	中間段階の事業評価：1 項目 事後の事業評価：13 項目 実績評価：2 項目 総合評価：19 項目
	未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

（注） 「平成 20 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」では、平成 21 年度以降に実績評価を予定する 2 項目（成果重視事業）についても規定。

表 17 - 2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数			
事前評価	事業評価方式：8件 〔表17-3-ア〕	事業を実施することが妥当	8	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	8		
			4	複数の代替案の中から適切な事業を選択したもの	うち概算要求に反映 8 うち機構・定員要求に反映 0		
	研究開発：11件 〔表17-3-イ〕	事業を実施することが妥当	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	11		
			0	複数の代替案の中から適切な事業を選択したもの	うち概算要求に反映 11 うち機構・定員要求に反映 4		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：2件 〔表17-3-ウ〕	今後も引き続き実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	2	
				0	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	うち概算要求に反映 0 うち機構・定員要求に反映 0	0
		事業評価方式：14件	中間段階：1件 〔表17-3-エ〕	引き続き事業を実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】	1
			0	実施した事業は妥当	うち概算要求に反映 1 うち機構・定員要求に反映 0	0	
	事後：13件 〔表17-3-オ〕	研究開発課題は達成された	8	評価結果を踏まえ、今後も同種の施策に反映させるもの	8		
			5	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	5		
	総合評価方式：19件 〔表17-3-カ〕	今後も引き続き実施することが妥当	今後も引き続き実施することが妥当	16	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	16	
				3	これまでの取組を一部変更して実施することが妥当	うち概算要求に反映 0 うち機構・定員要求に反映 0	0
					3	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	3
					0	うち概算要求に反映 0 うち機構・定員要求に反映 0	0

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内識別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内識別件数	
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし				
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし				
	その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし				

表 17 - 3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度予算概算要求に係る 8 の項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「平成 20 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 17 - 3 - ア 事業評価方式により事前評価した政策

評価対象政策	
〔1 - 2 - 1 防衛装備品整備〕	
1	対空戦闘指揮統制システム
2	中距離多目的誘導弾
3	移動式医療システム
〔1 - 2 - 2 施設整備〕	
4	旭川庁舎整備事業
5	帯広庁舎整備事業
6	仙台庁舎整備事業
7	武山多目的施設整備事業
8	佐世保(立神)艦艇係留施設整備事業

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 17 - 4 - 参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 平成 21 年度予算概算要求に係る 11 の研究開発項目を対象として事業評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「平成 20 年度政策評価書（事前の事業評価）」として公表。

表 17 - 3 - イ 研究開発を対象として事前評価した政策

評価対象政策	
〔3 - 4 - 1 研究・開発〕	
1	車両搭載用リモートウェポンステーションの研究
2	先進技術実証機(高運動ステルス機)
3	全天候対応駆動システムの研究
4	IED対処システム構成要素の研究
5	艦艇初期検討評価技術
6	無人航走体構成要素の研究
7	高出力レーザシステム構成要素の研究
8	統合防空システムシミュレーションの研究
9	先進個人装備システムの研究
10	自衛隊デジタル通信システム(戦闘機搭載用)
11	03 式中距離地对空誘導弾(改)

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)) の表 17 - 4 - 参照。  
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

## 2 事後評価

(1) 所掌するすべての政策について別紙のとおり体系化した上で、そのうち一部について、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、以下の2項目について評価を実施し、その結果を平成21年3月25日に「平成20年度政策評価書(実績評価)」として公表。

表17-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	建設工事等における電子入札の推進(達成目標:電子入札件数割合100%)(1-1-6情報通信)	引き続き推進
2	統合気象システム統合開発(成果重視事業)(達成目標:電算機借料の年間約10%減)(1-2-3装備品等維持)	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表17-4-参照。  
2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(2) 平成21年度予算概算要求に係る1つの継続事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度政策評価書(中間段階の事業評価)」として公表。

表17-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策(中間段階)

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	99式自走155mmリゅう弾砲(1-2-1防衛装備品整備)	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表17-4-参照。  
2 評価対象政策名の右の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(3) 事業評価方式を用いて以下の13項目について評価を実施し、その結果を平成21年3月25日に「平成20年度政策評価書(事後の事業評価)」として公表。

表17-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策(事後)

	評価対象政策
1	新高知駐屯地(仮称)造成整備事業
2	呉(係船堀)艦艇係留施設(Sバース)整備事業
3	江田島教育参考館改修整備事業
4	岐阜次期輸送機関連施設整備事業
5	久米島固定式3次元レーダー装置(J/FPS-4)関連施設整備事業
6	観測ヘリコプター(OH-1)のフォローアップ
7	ダクテッドロケット飛しょう体の研究
8	統合無線機の研究
9	将来装輪戦闘車両
10	誘導武器高精度化技術の研究(1)地上誘導方式の研究
11	普天間飛行場周辺道路改修等事業(北玉4号線)
12	横須賀海軍施設における浚渫整備事業
13	嘉手納飛行場における学校(中学校)整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表17-4-参照。

(4) 総合評価方式を用いて以下の19項目について評価を実施し、その結果を平成21年3月25日に「平成20年度政策評価書(総合評価)」として公表。

表17-3-カ 総合評価方式により事後評価した政策

	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	情報収集における部外の知見の活用	引き続き推進
2	被服の調達	引き続き推進
3	建設工事におけるコスト縮減の推進	引き続き推進
4	建設工事等における電子納品の推進	引き続き推進
5	建設工事における入札談合の再発防止策の推進	引き続き推進
6	国有財産の管理	改善・見直し
7	FMSの未精算問題の改善	引き続き推進
8	南極地域観測に対する協力について	引き続き推進
9	多国間共同訓練について	引き続き推進
10	予備自衛官の教育訓練について	引き続き推進
11	特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付	引き続き推進
12	周辺財産管理	引き続き推進
13	合衆国軍隊の行為等による被害者への賠償等	引き続き推進
14	在日米軍の制限水域に係る漁業補償	引き続き推進
15	駐留軍等労働者の給与(格差給・語学手当)	引き続き推進
16	駐留軍等労働者の退職手当	引き続き推進
17	個人情報保護(諮問)	改善・見直し
18	個人情報保護(裁決決定)	改善・見直し
19	調達業務等監査	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090522\\_1\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html))の表17-4-参照。

政策体系(防衛省)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

政策	政策目標	施策(広義)	施策(狭義)
<p>同が排 盟及除。防 国ばまこ衛 やなたの省 国いそたの 際よのめ任 社う被、務 会に害で とすを我あ る最がる 協こ小国「 力と化に我 ををす直が 統目る接国 合標こ脅の 的にと威平 にし、が和 組、及と み効国ぶ独 合率際こと わ的とを守 せななを守 、防安防り こ衛全止、 れ力保し、 ら整障、の 目備環脅安 標等境威全 ののをがを 達我改及保 成が善んつ を国しだこ を図自、場と る。のが合し 。の我がを 努国は実 力にこ現 と脅れす 、威を</p>	<p>1 「平成17年度以降にかかる防衛計画の大綱について」(平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定)で定められた「防衛力の役割」並びに「防衛力の基本的事項」に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を整備し、運用する。 日米安保体制を基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。</p>	<p>1 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施</p> <p>2 防衛装備品等の整備及び維持</p>	<p>1 防衛政策</p> <p>2 安全保障対話・防衛交流</p> <p>3 軍備管理・軍縮・不拡散</p> <p>4 情報収集・情報保全</p> <p>5 運用</p> <p>6 情報通信</p> <p>7 調達・補給・管理</p> <p>1 防衛装備品整備</p> <p>2 施設整備</p> <p>3 装備品等維持</p>
	<p>2 質の高い人材の確保・育成を図り、教育訓練を充実する。</p>	<p>3 自衛隊の人的資源の効果的な活用</p>	<p>1 教育・訓練</p> <p>2 募集・就職援護</p> <p>3 予備自衛官・即応予備自衛官</p> <p>4 衛生</p>
	<p>3 質の高い装備品の研究・開発を推進する。</p>	<p>4 防衛装備品の研究・開発の推進</p>	<p>1 研究・開発</p>
	<p>4 防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るための施策を推進する。</p>	<p>5 防衛施設の安定的な運用の確保</p>	<p>1 基地周辺対策</p> <p>2 補償等</p>
	<p>5 在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。</p>	<p>6 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進</p>	<p>1 在日米軍従業員労務管理</p> <p>2 在日米軍施設整備等</p>
	<p>6 効率的・効果的かつ透明性の高い防衛行政を推進するため、高度の専門性に裏打ちされた組織を維持・整備する。</p>	<p>7 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進</p>	<p>1 事務官等採用</p> <p>2 情報公開</p> <p>3 個人情報保護</p> <p>4 組織・定員</p> <p>5 環境保全</p> <p>6 広報</p> <p>7 政策評価</p> <p>8 任用</p> <p>9 給与制度</p> <p>10 福利厚生</p> <p>11 会計制度</p> <p>12 監査・監察</p>





## 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価



( 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価 )

表 18 - 1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省(以下「総務省」という。ただし、「法第2条の「行政機関」としての総務省」と注記したものを除く。)は、法第12条において、( )各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第1項)とともに、( )各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第2項)ものとされている。これらの評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、また、法第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。

総務省は、平成20年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、平成20年4月策定の「行政評価等プログラム」において次のとおり定め、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	行政評価等プログラム	
計画の主な規定内容	<p>評価の実施に関する基本的な方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価(統一性確保評価)及び総合性を確保するための評価(総合性確保評価)について重点的かつ計画的に実施する。</li> <li>各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進する。</li> </ul>
	<p>平成20年度から22年度までの3年間に実施する評価のテーマ</p>	<p>総合性確保評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマスの利活用に関する政策評価</li> <li>児童虐待の防止等に関する政策評価</li> <li>科学技術駆動型の地域経済発展に関する政策評価</li> </ul>
	<p>平成20年度に実施する評価のテーマ</p>	<p>総合性確保評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマスの利活用に関する政策評価</li> </ul> <p>既に実施中のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価</li> <li>自然再生の推進に関する政策評価</li> <li>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価</li> <li>外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価</li> </ul>
	<p>評価の実施に関する重要事項</p>	<p>評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。</p> <p>政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に進める。</p> <p>政策の評価の質の更なる向上等を図るため、分析手法等の調査、研究等を推進する。</p> <p>統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善状況について、フォローアップを的確に実施する。</p>

なお、「行政評価等プログラム」は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成21年度以降3年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、平成21年4月策定の平成21年度の「行政評価等プログラム」において定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

( [http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html) )

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 18 - 2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(総括表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 20 年度において、総務省は、「行政評価等プログラム」に基づき、総合性を確保するための評価(以下「総合性確保評価」という。)として、新規及び継続の 5 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「自然再生の推進に関する政策評価」については平成 20 年 4 月に、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」については 21 年 3 月に、それぞれ評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関に勧告し、評価書とともに公表した。(これらの概要については、表 18 - 3 (1) ア参照)

その他の 3 テーマ(「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」及び「バイオマスの利活用に関する政策評価」)については、平成 21 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている(その概要については、表 18 - 3 (1) イ参照)

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 18 年度から 20 年度において評価結果を取りまとめた次の 4 テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている(その概要については、表 18 - 3 (2) 参照)

評価の種類	評価の結果の政策への反映件数	テーマ名
総合性確保評価	4	自然再生の推進に関する政策評価 P F I 事業に関する政策評価 リサイクル対策に関する政策評価 少年の非行対策に関する政策評価

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 18 - 3 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況(個表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

ア 平成 20 年度に実施した政策評価テーマのうち、「自然再生の推進に関する政策評価」及び「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」については、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関に勧告し、評価書とともに公表した。

テ - マ 名	自然再生の推進に関する政策評価(総合性確保評価) (勧告・公表日:平成 20 年 4 月 22 日)
関係行政機関	農林水産省、国土交通省、環境省
評価結果の概要	
<p>評価の観点 自然再生推進政策について、関係行政機関による各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>評価の結果</p> <p>(1) 自然再生の推進政策の効果の発現状況 平成 15 年度から 17 年度までに国及び地方公共団体が実施した自然再生事業は、353 事業以上となっているが、これらの事業の実施に併せて、自然再生を目的として多様な主体が参加して設置された協議会は平成 19 年 3 月末現在 87 協議会で、このうち、法定外協議会が 69 協議会と約 8 割を占める一方、法定協議会は 18 協議会と約 2 割となっている。また、法定協議会の中には、調査途上において解散した法定協議会やとんざした法定協議会がみられる。</p> <p>(2) 法制度の周知状況 法定外協議会に参加している地方公共団体の中には、法制度の内容を十分に承知していない状況が認められる。また、意識等調査の対象とした自然再生活動を行う NPO 法人及び住民等の 64.1% は、自然再生推進法(以下本表において「法」という。)に基づき、実施者からの相談に応じるための相談窓口が設置されていることを承知していない。</p> <p>(3) 法定協議会及び法に基づく自然再生事業の現状 法定協議会は、法定協議会設置の発意から協議会の運営に至るまで、国又は地方公共団体の主導により自然再生事業が実施されており、法が想定している地域の多様な主体のうち、地域住民、NPO 法人等の主導により自然再生事業が実施されている状況はほとんどみられない。</p> <p>(4) 法定協議会の組織化及び運営方法 法定協議会は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO 法人、自然環境専門家など地域の多様な主体が参加しているものの、多様な主体が多数参加することなどにより合意形成に長期間を要するなどのあい路がみられ、自然再生事業が進捗よくしていない傾向がみられる。</p> <p>(5) 自然再生の目標の設定状況 自然再生の目標については、達成すべき水準が具体的に特定されていない場合、自然再生事業の実施後のモニタリングにおいても、目標に照らして事業が適切なものとなっているか、目標がどの程度達成されているかなど、科学的な検証が困難である。19 法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会における目標の設定状況をみると、すべての協議会において事前調査等を基に具体的な目標が設定されているが、このうち 7 協議会(46.7%)では、達成すべき水準が具体的に特定された目標となっておらず、事業実施後のモニタリング等において目標の達成度合いを測定することができるものとなっていない。</p> <p>(6) 自然環境専門家の知見の活用状況 調査した 19 法定協議会すべてに自然環境専門家が参加しており、協議会において、科学的知見に基づく専門的な協議に当たって自然環境専門家を中心とした分科会等を設置することにより事業が</p>	

進ちょくしている状況がみられた。しかし、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置している法定協議会は、19 協議会のうち7 協議会（36.8%）と少ないものとなっている。

(7) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議の開催状況

ア 主務省は、推進会議を毎年度1 回開催することとしているが、平成16 年度及び18 年度は開催されておらず、また、会議内容をみると、地方出先機関相談窓口ネットワークの設置、地方ブロック会議の開催などについての申合せが行われるなど一定の成果はみられるものの、具体的な連絡調整は、平成17 年度の推進会議において行われたのみとなっている。

イ 地方ブロック会議は、各地区において、毎年度1 回開催することとされているが、平成17 年度には業務多忙などの理由から2 ブロック会議が開催されておらず、また、会議の内容は、参加行政機関の自然再生に係る取組状況の紹介など情報提供にとどまっている。

(8) 自然再生専門家会議の開催状況

主務大臣は、法定協議会から実施計画の写し及び全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し実施計画に関する必要な助言をすることができることとされ、助言をする場合において、専門家会議の意見を聴くものとされている。しかし、平成19 年3 月末現在、主務大臣による助言実績がないことから、開催された専門家会議においては、各法定協議会が作成した実施計画の報告が行われ意見を聴取しているが、これらの意見等が各法定協議会の実施計画に十分反映されるものとなっていない。

(9) 相談窓口の利用状況

主務省は、実施者からの相談に応じるため73 地方出先機関に相談窓口を設置している。このうち、相談窓口における受付件数を把握している68 機関の利用状況をみると、平成15 年度から18 年度までの4 年間に受け付けた相談件数は全国で計16 件とわずかなものとなっている。

(10) 自然環境学習の振興のための措置状況

ア 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な措置を講ずるものとされており、自然環境学習の推進に関する支援の実施状況をみると、国及び地方公共団体が支援を行っている法定協議会は19 協議会のうち6 協議会（31.6%）と少ないものとなっている。

イ 全体構想の対象となる区域で自然環境学習を実施しようとする者は、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされている。

19 法定協議会のうち実施計画を作成している協議会は8 協議会であり、この8 協議会において12 の実施計画が作成されているが、実施計画において自然環境学習について記載があるものは9 計画（75.0%）で、残りの3 計画（25.0%）は、自然環境学習について記載がないものとなっている。

勧告

主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し

法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO 法人等が実施者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。

(2) 法定協議会の運営方法等の見直し

法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。

ア 法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必要な情報提供などの支援を行うこと。

イ モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。

ウ 科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。

また、法定協議会からの要請に応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。

(3) 国の支援の充実等

自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。

ア 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。

また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。

イ 地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となって行う自然再生を推進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を推進すること。

ウ 自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

テマ名	外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成21年3月3日）
関係行政機関	法務省、国土交通省
評価結果の概要	
<p data-bbox="292 347 422 376">評価の観点</p> <p data-bbox="268 385 1434 459">外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策について、関係行政機関による各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p data-bbox="292 504 422 533">評価の結果</p> <p data-bbox="268 542 1434 660">(1) 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策の目標達成状況 外国人旅行者数は、目標の1,000万人に向け順調な増加を続けてきたが、今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続けば、目標達成が困難となる可能性もある。</p> <p data-bbox="268 667 1434 974">(2) 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策に係る施策 ア 外国人の訪日促進 ビジット・ジャパン・キャンペーン（以下「VJC」という。）事業や査証免除措置等の施策等もあり、東アジア諸国を中心に外国人旅行者数の大幅な増加をもたらしており、政策効果があったものと認められる。ただし、平成20年8月以降は、世界的な金融市場の混乱、景気の後退等により外国人旅行者数は対前年同月比で減少に転じており、従来のような外国人旅行者数の増加が望めないことも考えられる。今後は、的確な事業評価、検証を踏まえた、より効果的・効率的な施策・事業の実施が必要となっている。</p> <p data-bbox="331 981 1434 1254">(ア) 情報発信（宣伝）・誘客事業による外国人旅行者数の増加 VJC事業については、目標達成に向けた施策として、一定の有効性が認められる。外国人旅行者数の動向は、景気や為替変動等の外部要因に大きく影響されており、東アジア諸国については、好況期等にVJC事業を実施したことで相乗的な効果が得られているものとみられる。 VJC事業の効果的・効率的な実施という観点からみると、事業の広域化・複合化、外国人受入環境の整備状況等事業対象地域の選定に当たって勘案すべき要素の明確化、VJC事業評価結果の反映等が不十分となっている。</p> <p data-bbox="331 1261 1434 1579">(イ) 出入国手続の円滑化等 入国手続のための最長審査待ち時間は、平成20年8月以降、外国人旅行者数の減少等により、短縮傾向にあるものの、20年における「最長審査待ち時間を20分以下にする」との目標の達成状況をみると、主要4空港では、成田及び中部空港においては、目標を達成している月が2割程度となっており、羽田及び関西空港では、どの月においても達成していない（月平均最長審査待ち時間）。また、主要4空港以外の空港では、目標を達成しているのは、4割程度の空港となっている（年平均最長審査待ち時間）。プレクリアランス（事前確認）等の施策を講じているが、その実績数からみると待ち時間短縮への発現効果は全体からみればわずかとみられる。</p> <p data-bbox="308 1585 1434 1691">イ 魅力ある観光地づくり 旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあるが、接遇の向上については、外国語による十分な対応ができておらず、魅力ある観光地づくりは十分とは言えない。</p> <p data-bbox="308 1697 1434 1937">〔外国人旅行者に対する接遇の向上〕 交通事業者等は積極的だが、宿泊業者及び市区町村は消極的である。また、ビジット・ジャパン（以下「VJ」という。）案内所及び通訳案内士の数は順調に増加しているものの、外国語による接遇を行っていない地方公共団体案内所が多数存在するとともに、通訳案内士の活動機会の拡大は不十分である。総じて、外国人旅行者に対する接遇の向上という政策効果の発現の程度は低いと言える。</p> <p data-bbox="331 1944 1434 2092">(ア) 観光関連事業者の接遇の向上 観光庁長官が指定した区間がある交通事業者等は、外国語等による情報提供を積極的に行っているが、宿泊業者及び外客来訪促進地域にある市区町村では、接遇の向上のための取組に消極的であるなど、観光関連事業者による接遇の向上という政策効果の発現の程度は、交通事業者等を</p>	



除き、総じて低いと言える。

- a 宿泊業者における外国人旅行者の受入状況をみると、外国語対応ができないこと等から、宿泊業者の大半を占める中小規模の宿泊業者のうち一部で受入れが消極的である。
- b 8割弱の登録ホテル・旅館で外国人旅行者を受け入れているが、そのうち4割強の登録ホテル・旅館では、外国語による接遇を行っていないことなどから、登録制度の創設の趣旨からはかい離した実態となっており、外国人旅行者の受入促進に必ずしも有効に機能していない。
- c 外客来訪促進地域にある市区町村の多くが外国人旅行者の受入促進事業の実施に消極的であり、外客来訪促進地域にある市区町村の役割が十分に果たされているとは言えない。

(イ) 観光案内所の充実強化

今後、VJ案内所数が目標の300か所に到達するためには、85か所増加する必要があるが、地方公共団体案内所のうち外国語による接遇を行っているものが約150か所あり、これらの地方公共団体案内所が指定を受けると仮定すれば、目標数に達するとみられる。

また、外国語による接遇を行っていない6割強の観光案内所のうち4割弱は外国人旅行者の利用が増えていることから、地方公共団体案内所に対する外国語による案内業務のための補完措置（電話通訳等）を推進すれば、観光案内所の充実強化は更に図られる。

(ウ) 通訳案内士の増加等

通訳案内士の登録者数は、試験制度見直し後の年平均増加数（975人）を維持できれば、目標の達成は可能とみられるが、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝える通訳案内士の活動機会の拡大は不十分であり、通訳案内士制度が十分に機能しているとは言えない。

勧告

- (1) 国土交通省は、VJC事業をより効果的・効率的に実施するため、次の措置を講ずること。

事業の広域化、複合化を推進するため、事業をより戦略的に実施すること。

各国・地域の旅行市場において求められている日本への旅行ニーズ、外国人受入環境の整備状況等選定に当たって勘案すべき要素を明確にした上で、ツアー造成等の成果が期待できる国内地域を事業対象地域として選定すること等。

- (2) 法務省は、出入国手続の円滑化等を促進するため、次の措置を講ずること。

入国審査が著しく集中する空港及び時間帯等において、待合スペースや審査ブース数等の施設の条件に応じて、審査ブース及び入国審査官の配分（配置）が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を行うこと。

航空会社に対し、出入国記録カードが適切に記載されるよう一層の協力依頼を行うとともに待ち時間情報を提供すること。

- (3) 国土交通省は、外国語による接遇の向上のため、次の措置を講ずること。

中小規模の宿泊業者が外国人旅行者を積極的に受け入れることで、多様化する観光の選択肢に応えることになり、また、受入環境の整備に大いに寄与することとなることから、一部の中小規模の宿泊業者が受入れに消極的である原因を分析するとともに、積極的に外国人旅行者を受け入れている中小規模の宿泊業者の推奨事例の情報を提供すること。

国際観光の振興に寄与することを目的として導入されたホテル・旅館の登録制度を、外国人旅行者の受入促進に有効に機能させる観点から、一部の登録ホテル・旅館において外国語による接遇を行っていない原因を分析し、ホテル・旅館の登録制度を有効に機能させるための必要な措置を講ずること。

- (4) 国土交通省は、観光案内所の充実強化のため、国際観光振興機構と連携し、外国人旅行者の利用が増えているVJ案内所以外の地方公共団体案内所に対して、外国語対応等、支援方策について検討すること。

- (5) 国土交通省は、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝えるため、通訳案内士について、通訳案内士の活動機会の拡大が不十分となっている原因を分析し、通訳ガイド検索システムへの掲載の推進等通訳案内士の活動機会が一層拡大されるような施策を検討すること等。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

イ 次のテーマについては、平成 21 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p><b>目的</b></p> <p>地球温暖化問題や大気汚染等の生活環境問題の解決が急務となっている中で、21 世紀にふさわしい環境負荷の小さい自動車社会を構築し、もって環境制約を成長要因に転じていくため、新しい技術の活用等により、著しく環境負荷の低減した低公害車の普及が喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした中で、平成 13 年 7 月、経済産業省、国土交通省及び環境省は、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、「実用段階にある低公害車を平成 22 年度までのできるだけ早い時期に 1,000 万台以上、燃料電池自動車を平成 22 年度に 5 万台普及」を目標として設定した。</p> <p>平成 16 年度からは、この普及台数を政策目標とした政策群（民間の潜在力を最大限引き出すための制度改革、規制改革等の施策と予算の組合せ）として、総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 4 省において、より少ない財政負担で、民間需要・民間資金等を誘発するなど、民間活力を最大限に引き出すための取組が推進されている。</p> <p>この政策評価は、世界最先端の「低公害車」社会の構築のための政策のうち、政策群の手法を活用した政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p><b>主な調査項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「低公害車」社会の構築に係る推進政策の現況</li> <li>「低公害車」社会の構築に係る推進政策の効果の発現状況</li> </ul> <p><b>調査対象機関</b></p> <p>総務省、経済産業省、国土交通省、環境省、地方公共団体、関係団体、事業者等</p>	

(注) 本計画の概要中の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

テーマ名	配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p data-bbox="293 275 344 304">目的</p> <p data-bbox="269 315 1433 649">配偶者からの暴力は、家庭内において行われるため潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力が激化し被害が深刻化しやすいという特性がある。また、被害者は多くの場合女性である。このようなことから、平成 13 年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）が制定され、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることとされた。さらに、被害者の自立支援の明確化等の観点から、16 年に同法の一部改正が行われ、国は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、都道府県は基本方針に即して当該都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を定めることとされた。</p> <p data-bbox="269 658 1433 840">現在、国及び地方公共団体においては、都道府県の配偶者暴力相談支援センター、警察、婦人相談所等による被害者の相談・指導・保護等や、警察による加害者の検挙、福祉事務所やハローワーク等による被害者の自立支援等の取組が進められており、その結果、相談件数や被害者の一時保護人数が増加している。また、基本方針は平成 16 年 12 月に策定され、基本計画は 19 年 4 月現在、すべての都道府県で策定されている。</p> <p data-bbox="269 848 1433 965">この政策評価は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p data-bbox="293 1023 443 1052">主な調査項目</p> <ul data-bbox="317 1066 1158 1142" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="317 1066 1031 1095">配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策の現況</li> <li data-bbox="317 1108 1158 1137">配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策の効果の発現状況</li> </ul> <p data-bbox="293 1200 443 1229">調査対象機関</p> <p data-bbox="293 1243 1342 1319">内閣府、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、都道府県警察、市町村、関係団体等</p>	

(注) 本計画の概要中の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

テーマ名	バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p data-bbox="293 275 344 304">目的</p> <p data-bbox="268 315 1425 461">近年、持続的に再生可能な資源として、「バイオマス」（再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。食品廃棄物（生ごみ等）、家畜排せつ物等の廃棄物系バイオマス、林地残材、農作物非食用部（稲わら、もみ殻等）の未利用バイオマス、資源作物等）が注目されており、世界各国において、その利活用に向けた様々な取組が進められている。</p> <p data-bbox="268 468 1425 763">我が国においては、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、競争力ある新たな戦略的産業の育成及び農林漁業、農山漁村の活性化に向けて、バイオマスの利活用に関する具体的目標や基本的戦略を盛り込んだ「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定）が策定された。その後、平成 17 年 2 月に京都議定書が発効し、実効性のある地球温暖化対策の実施が喫緊の課題となるなど、バイオマスの利活用をめぐる情勢が変化したことから、上記総合戦略の見直しが行われ、18 年 3 月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）が策定された。現在、関係府省において、新たな総合戦略に基づき、バイオマスの利活用に関する各種取組が進められている。</p> <p data-bbox="268 770 1425 916">しかしながら、バイオマスの利活用状況（平成 19 年）をみると、林地残材は 98% が利用されておらず、食品廃棄物や農作物非食用部についても 70% 以上が利用されていない。また、国内で発生する廃棄物全体の 56%（平成 17 年度）を占める廃棄物系バイオマスの循環利用率は 16% にとどまっているなどの状況がみられる。</p> <p data-bbox="268 922 1425 1032">この政策評価は、バイオマスの利活用に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p data-bbox="293 1088 443 1120">主な調査項目</p> <ul data-bbox="316 1128 903 1205" style="list-style-type: none"> <li>バイオマスの利活用に関する政策の現況</li> <li>バイオマスの利活用に関する政策の効果の発現状況</li> </ul> <p data-bbox="293 1261 472 1292">調査等対象機関</p> <p data-bbox="293 1301 1190 1384">内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等</p>	

(注) 本計画の概要中の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 20 年度に評価の結果を取りまとめた「自然再生の推進に関する政策評価」並びに 19 年度に評価の結果を取りまとめた「PFI 事業に関する政策評価」及び「リサイクル対策に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりである。また、18 年度に評価の結果を取りまとめた「少年の非行対策に関する政策評価」についての前回報告の状況及びその後の状況は下記イのとおりである。

ア 評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 20 年 4 月 22 日）
関係行政機関	農林水産省、国土交通省、環境省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>評価の観点 自然再生の推進政策が、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）（以下本表及び下表において「法」という。）及び自然再生基本方針（平成 15 年 4 月 1 日閣議決定）（以下本表及び下表において「基本方針」という。）に照らして、どの程度効果を上げているかなど総合的な観点から全体として評価を実施</p> <p>評価の結果 当省が実施した意識等調査、実地調査等の結果をみると、平成 14 年に法が制定されたことを契機として、国や都道府県が実施する自然再生事業数の増加、法定協議会及び法定外協議会数の増加、自然再生活動を行っている NPO 法人数の増加、自然環境学習の実施回数増加など、多様な主体による自然再生への取組・参加が増加している状況がみられることから、法の制定による一定の効果がみられた。</p> <p>しかしながら、法定外協議会の設置数、国、地方公共団体及び NPO 法人による自然再生事業数の増加傾向にあるにもかかわらず、法定協議会の設置は必ずしも十分に進んでいるとはいえない、法に基づく自然再生事業は、1 法定協議会を除いてすべて公共事業として実施されているものであり、地域住民や NPO 法人等が主導し実施者となって、法に基づく自然再生事業を実施している状況はほとんどみられない、法定協議会は、法及び基本方針に基づき協議会の運営を行っているが、自然再生事業の進ちょく状況をみると、必ずしも効率的・効果的な協議会の運営となっていない、国が設置した推進会議及び地方ブロック会議は、自然再生を総合的、効率的かつ効果的に推進する上で関係省庁間における連絡調整が十分なものとなっていない、専門家会議は、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない、法定協議会に対する国及び地方公共団体における各種支援・措置は、法定協議会を設置しようとする十分なインセンティブとなっていないなどの課題が認められ、自然再生推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、これらの課題の解消が必要となっている。</p>

下表は、平成 20 年 12 月 2 日に環境省が、同年 11 月 28 日に農林水産省が、同年 12 月 3 日に国土交通省がそれぞれ回答したものについて、21 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>1 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し 法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO 法人等が実施</p>	<p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 自然再生専門家会議、地域の自然再生協議会等から意見を伺い、地域の自然再生の取組の効果的な推進、生態系の保全・再生の重要性の強調、全国的・国際的視点の強化、学習・研究の推進等の観点から、基本方針の見直しを実施（平成 20 年 8 月 5 日～9 月 3 日にパブリックコメントを実施）し、その結果を反映した新基本方針を決定（平成 20 年 10 月 31 日閣議決定）</p>

勧告	政策への反映状況
<p>者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。</p> <p>2 法定協議会の運営方法等の見直し</p> <p>法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。</p> <p>法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必要な情報提供などの支援を行うこと。</p> <p>モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。</p> <p>科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。</p> <p>また、法定協議会からの要請に</p>	<p>新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催すること、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うこと、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることなどを追加</p> <p>法の具体的活用事例等を掲載したパンフレット「自然再生を進めるために」(以下、「運用パンフレット」という。)を作成し、自然再生協議会の設立を検討している地域等へ配布することによる普及啓発を実施</p> <p>【環境省】</p> <p>「自然再生活動推進費」により、地域の自然環境に関する情報収集や自然再生の普及啓発等を引き続き実施</p> <p>また、平成 21 年度に向けて、自然再生協議会の設立・技術的支援を行うための事業内容を追加</p> <p>環境省ホームページ、パンフレット等を用いて、自然再生についての普及啓発を引き続き実施</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>運用パンフレットにおいて、協議会の組織化及び運営に当たっての工夫事例を掲載し、必要な情報提供を実施</p> <p>自然再生協議会情報連絡会議を開催し、合意形成や参加者確保に向けた取組に関する課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p> <p>(参考)</p> <p>西日本：平成 20 年 11 月 5 日～ 6 日、広島市(八幡湿原)</p> <p>東日本：平成 21 年 1 月 20 日～ 21 日、三鷹市(野川)</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>基本方針の見直しを行い、新基本方針において、自然再生の目標については、持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも可能な自然環境を目標として設定すること、その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することが重要であること、目標は、わかりやすく、出来る限り具体的なものとする必要があり、その設定方法として、自然再生事業の対象地の自然環境の変遷の分析を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定することなどを追加</p> <p>運用パンフレットにおいて、目標設定の考え方や具体例を記載し、目標の設定方法に関する情報提供を実施</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>基本方針の見直しを行い、新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることを追加</p> <p>自然再生協議会情報連絡会議を開催し、分科会等の設</p>

勧告	政策への反映状況
<p>応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。</p> <p>3 国の支援の充実等 自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。</p> <p>また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となって行う自然再生を推進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を推進すること。</p>	<p>置事例や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施 運用パンフレットにおいて、分科会の設置事例等を掲載し、効果的に自然再生を進めている事例等の情報提供を実施</p> <p>【環境省】 自然再生活動推進費の平成 21 年度予算において、地域の自然再生協議会へ自然再生専門家会議委員の派遣や他の自然再生協議会からの講師派遣等を行い、技術的な課題の解決に向けた取組を進めるための事業内容を追加</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 平成 20 年 3 月 27 日、自然再生推進会議を開催し、法及び基本方針の見直しについて検討を実施 また、20 年 10 月 23 日、自然再生推進会議を開催し、関係省庁で基本方針の変更案について、最終確認等を実施 地方支分部局に対し、「自然再生の推進のための地方ブロックにおける連絡調整の充実について」(平成 20 年 7 月 18 日付け事務連絡)を発出し、各地方ブロック会議において設置要領を作成すること、必要に応じて自然再生協議会構成員等を参加させること、連絡調整の内容を強化すること、会議開催を徹底することについて、要請</p> <p>【環境省】 平成 20 年 10 月 17 日に開催した「地方環境事務所長会議」等において、自然再生の推進に向けて、関係省庁の地方支分部局との連携強化について要請</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催することを追加 平成 20 年 9 月 17 日～18 日、自然再生専門家会議が、阿蘇草原再生協議会再生事業対象地区の現地調査を行い、協議会関係者との意見交換、学術的観点からの指導等を実施</p> <p>【環境省】 自然再生活動推進費の平成 21 年度予算において、自然再生専門家会議委員が地域の協議会へ継続的に指導・助言できるよう事業内容を追加</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】 運用パンフレットにおいて、相談窓口の目的や設置状況を掲載し、相談窓口の周知・普及啓発を実施 なお、環境省、農林水産省及び国土交通省ホームページにおいて、相談窓口を周知するほか、自然再生専門家会議の資料・議事録の公開、全国的な自然再生の取組状況の公表等を引き続き実施</p> <p>【環境省】 自然再生活動推進費により、自然再生の取組を進める地域におけるワークショップやセミナー開催など自然再生の推進に向けた普及啓発活動を引き続き実施</p>

勧告	政策への反映状況
<p>自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。</p>	<p>平成 21 年度予算において、自然再生専門家会議委員や他の協議会からの講師派遣等により、地域レベルでの課題解決に向けた取組を支援するための事業内容を追加</p> <p>平成 20 年 10 月 17 日に開催した「地方環境事務所長会議」等において、自然再生の推進に向けて、各地域における自然再生に関する普及啓発活動の推進等を要請</p> <p>【環境省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>基本方針の見直しを行い、新基本方針において、学校教育における環境教育の充実を図るとともに、国民ひとりひとりの環境保全への意識の高まりに応えるよう、家庭、学校、地域、企業などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図ることが重要であること、様々な形の環境教育・学習を進める際に、自然再生事業を実施している地域が積極的に活用されるようにしていくことが大切であること、そのため、学校教育機関及び研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があることなどを追記</p> <p>運用パンフレットにおいて、自然環境学習の意義や自然再生事業地を活用した自然環境学習の取組方法の事例を情報提供し、効果的な自然環境学習を推進</p> <p>自然再生協議会情報連絡会議を開催し、自然環境学習の取組内容や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))



テーマ名	P F I 事業に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 20 年 1 月 11 日）
関係行政機関	内閣府

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>評価の観点 P F I の推進施策が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の目的や基本方針に照らして、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価を実施</p> <p>評価の結果 調査対象事業 163 件のうち、V F M (Value For Money) の額及び V F M 率の見込みが判明した 106 件（事業が終了した 1 件を含む。）の合計で約 2,726 億円、約 20.3% の公的財政負担の縮減が見込まれており、今後、P F I 事業が適切に推進されれば、相当の効果が発現するものと考えられる。</p> <p>しかし、P F I 事業の各実施段階において、以下のとおりの問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。</p> <p>【事業実施段階における問題・課題】</p> <p>V F M について、（ ）公共施設等の管理者の V F M 算出に関する知識・ノウハウが不十分なため、コンサルタントが算出した V F M を十分チェックしていないものが 16 件ある、（ ）V F M の算出のために必要な従来の公共事業と P F I による公的負担額を公表しているものは 26 件のみ。さらに、コストの削減根拠や割引率の設定根拠まで公表しているものは、それぞれ 1 件及び 2 件のみ、（ ）民間事業者を選定した際、民間事業者の事業計画に基づく V F M について、公表していないものが 20 件、算出自体を行っていないものが 12 件あることなど、客観性及び透明性が確保されているとは認め難い状況になっている。</p> <p>官と民とのリスク分担について、（ ）同種施設における同様のリスク項目の分担が事業間でまちまちになっている、（ ）アンケート結果によると、リスク分担の設定について官と民とで意見の相違があったとするものが、双方で 3 割以上あることなど、官民双方がリスク分担に苦慮している状況がみられる。</p> <p>民間事業者による公共サービスの提供状況や経営状況を公共施設等の管理者等が確認するモニタリングについて、（ ）施設の建設段階において完工確認が十分でなかったため、施設が破損し、負傷者が発生した事例が 1 件ある、（ ）P F I 事業の経理上の独立性が確保されていないものが 3 件あることなど、モニタリングが十分に行われているとは必ずしも認め難い状況がみられる。</p> <p>P F I 事業の発注や応募について、（ ）発注者が性能発注としたつもりであっても、民間事業者が仕様発注と認識し、その創意工夫の発揮が妨げられたとしているものが 15 件あること、（ ）民間事業者の提案費用の平均は約 3,400 万円に上っており、民間事業者から提案に要する負担の軽減を求める意見・要望があることなど、民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境が、必ずしも十分整備されているとは認め難い状況がみられる。</p>

下表は、平成 20 年 9 月 30 日に内閣府が回答したのものについて、21 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>1 V F M 算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 公共施設等の管理者等における V F M の適切な算出が推進されるよう、V F M 算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、V F M 算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、コンサルタントへの委託の要否を検討する際に V F M を試算することや、コンサルタン</p>	<p>民間資金等活用事業推進委員会（以下「P F I 推進委員会」という。）（平成 20 年 7 月開催、以下同じ。）において、公共施設等の管理者等における V F M 算定の透明性の確保について検討を行い、特定事業選定時の V F M の評価結果及びその評価過程や評価方法を具体的に公表することなどの内容を盛り込んだ「V F M に関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>「P F I アニュアルレポート」（平成 20 年 2 月公表、以下同じ。）において、V F M 評価の時点、L C C の算出</p>

勧告	政策への反映状況
<p>トが算出したVFMをチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM算出に係る支援方策を充実させること。</p> <p>(2) 特定事業の選定時においては、PSC、PFIのLCC、割引率等VFMの算出過程や算出方法を公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づくVFMが算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面VFMガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。</p> <p>2 リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供すること。また、事例蓄積を通じて、リスク分担及びリスク管理などリスクマネジメントを行う際に実務上必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>3 施設の設計・建設段階でのモニタリング事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。また、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。さらに、モニタリングの具体的な方法に関する事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>方法、割引率の設定方法、公共施設等の管理者等の体制についての実務的課題を整理し掲載するなど、VFM評価に関する情報提供を行った。</p> <p>なお、今後もVFM算定に係る事例を蓄積し、情報提供を図ることについて検討する予定である。</p> <p>今後、公共施設等の管理者等において、必要な専門的な知識を習得できる研修等の開催など、VFM評価に関する支援方策の充実を図る予定である。</p> <p>PFI推進委員会において、特定事業選定時等において、VFM評価結果を公表する際に、VFMの評価過程や評価方法を併せて公表することを定め、公表のための様式例を提示するとともに、PSC、PFI事業のLCC、VFMの値等を公表しない場合はその理由を明示するよう、VFM等の公表方法について「VFMに関するガイドライン」の改定を行った。</p> <p>「PFIアニュアルレポート」やホームページ等を通じて、「VFMに関するガイドライン」の趣旨の普及啓発を行った。</p> <p>また、今後「VFMに関するガイドライン」(平成20年7月改定)の趣旨の普及啓発を行う予定である。</p> <p>今後、独立採算型PFI事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、「PFIアニュアルレポート」等に掲載するなど情報提供を行うよう検討する予定である。</p> <p>今後、リスク分担が円滑に行われ、適切なリスク管理が行われるようにするため、リスク項目の分担内容及びその分担の理由を明示した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <p>平成20年7月に開催されたPFI推進委員会において、資材価格の高騰や法令変更等に関するリスク分担の在り方について検討を行い、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。今後、リスクマネジメントに関する調査を実施し、その結果を踏まえ、同委員会において、リスク分担の在り方等について検討を行う予定である。</p> <p>PFI推進委員会において、施設の設計・建設段階でのモニタリングについて検討を行い、選定事業者によるセルフモニタリングを的確に行うべきこと、重要な点について公共施設等の管理者等が直接関与することにより質を確保すること等の考え方を整理し、その成果を「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」として取りまとめた。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、「契約に関するガイドライン」への反映などを行っていく予定である。</p> <p>今後、SPCが設立されていない場合における選定事業者の経理上の独立性を確保する上で必要な事項を検討する予定である。</p> <p>「PFIアニュアルレポート」において、モニタリング手法等に関する事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>今後もモニタリングの具体的な方法に関する事例を</p>

勧告	政策への反映状況
<p>4 民間事業者の創意工夫の発揮や応募しやすい環境を整備し、PFI事業として適切な審査を行うため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方に関する事項をより明確にするため、これを具体的にガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>(2) 募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会及び期間の設定を公共施設等の管理者等が行うべきことについて、関係省庁連絡会議幹事会申合せの趣旨の周知を徹底するとともに、その具体的な手順を明確にするため、これをガイドラインに盛り込むこと等所要の措置を講ずること。</p> <p>(3) 提案項目の絞り込み、要求水準の明確化、提案様式の標準化など提案に係る負担軽減策を講ずること。</p> <p>(4) 民間事業者から創意工夫が発揮された提案を引き出したり、民間事業者の提案費用に係る負担を軽減したりするために、公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供すること。</p>	<p>蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p> <p>PFI推進委員会において、要求水準の明確化のための方策等性能発注の在り方について、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を検討し、その成果を「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」として取りまとめた。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめる予定である。</p> <p>募集内容を民間事業者に適切に伝えるために必要な質疑応答の機会等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ(平成18年11月)について、「PFIアニュアルレポート」やセミナー(平成20年3月開催)等を通じて、趣旨の周知徹底、普及啓発を行った。今後も、同幹事会申合せの趣旨の周知を徹底していくとともに、具体的な手順を明確にするための対策を検討する予定である。</p> <p>PFI推進委員会において、提案に係る負担軽減策について検討を行い、「PFI事業契約に際しての基本的考え方とその解説(案)」において、事業契約に際しての考え方と条文例を提示するとともに、「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方(案)」において、公共施設等の管理者等の意図の明確化や業務要求水準書に対応する予定価格の設定のための方策等を提示した。</p> <p>なお、今後も同委員会において検討を行い、それぞれ「契約に関するガイドライン」への反映、「要求水準書作成指針(仮称)」として取りまとめなどを行っていく予定である。</p> <p>「PFIアニュアルレポート」において、民間事業者の提案に関して、公共施設等の管理者等が工夫した事例を掲載するなど情報提供を行った。</p> <p>今後も公共施設等の管理者等が工夫した事例を蓄積し、情報提供を行うことについて検討する予定である。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。

([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

テーマ名	リサイクル対策に関する政策評価（総合性確保評価） （通知・公表日：平成 19 年 8 月 10 日）
関係行政機関	環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、財務省、厚生労働省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関のうち、直接意見に関係のあるものを記載した。

政策の評価の観点及び結果	
評価の観点	循環型社会形成推進政策について、関係行政機関による各種施策がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
評価の結果	<p>(1) 天然資源の消費抑制に関する政策効果の発現状況 循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画（平成 15 年 3 月 14 日閣議決定。以下「循環基本計画」という。）に定める資源生産性（天然資源等投入量 1 t 当たりの実質 GDP 額）の向上の目標に対し、平成 16 年度は 12 年度に比べ 19.6%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。 しかし、天然資源等投入量の推移を天然資源の種類別にみると、化石燃料系資源及び金属系資源については、近年、増加する傾向を示しており、使用量の抑制が進展していない。</p> <p>(2) 環境負荷の低減に関する政策効果の発現状況 循環基本計画に定める廃棄物の最終処分量（埋立量）の削減の目標に対し、平成 16 年度は 12 年度に比べ 38.9%の減少となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。 一方、平成 17 年度における我が国の廃棄物の処理（焼却、埋立等）に起因する温室効果ガスの排出量をみると、京都議定書の基準年である 1990 年（平成 2 年）に比べ 29.5%の増加となっている。</p> <p>(3) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）に関する政策効果の発現状況 一般廃棄物の排出量については、廃棄物処理法に定める平成 17 年度の間目標 5,100 万 t に対し、17 年度は 5,273 万 t と目標未達成の状態を横ばいであり、発生抑制の効果が十分とは言えない。 産業廃棄物の排出量については、目標値内の水準で推移しており、これまでのところ一定の効果がみられる。</p> <p>(4) 循環資源の再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）に関する政策効果の発現状況 経済社会に投入される資源の全体量に占める循環利用量（再使用量及び再生利用量）の割合を表す指標として循環基本計画に定める循環利用率の向上の目標に対し、平成 16 年度は 12 年度に比べ 27%の上昇となっており、これまでのところ一定の効果がみられる。 しかし、資源有効利用促進法の指定再生利用促進製品や容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象品目であるにもかかわらず、相当部分が分別収集・再生利用されることなく焼却や直接埋立等により廃棄されているものがみられた。</p> <p>(5) 廃棄物の適正処理の現況 一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村に処理（収集・運搬・処分）の責任があるが、危険性、有害性等を理由に市町村による処理が行われていない品目は多岐にわたっている。こうした品目について、市町村では、専門の民間処理事業者等に引取を依頼するよう住民に対し周知・指導を行っているものの、その最終的な処理の実態については十分に把握されていない。</p> <p>(6) 国等及び地方公共団体における環境物品等の調達の現況 国等の機関の取組については、平成 17 年度の特定期調達品目（国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）146 品目のうち、一定の基準を満たす物品等の調達率が 95%以上の品目は 135 品目であり、特定期調達品目全体の 9 割に達している。 また、地方公共団体の取組については、環境物品等の調達方針の作成、調達の目標値の設定などの取組は、規模の小さい団体ほど低調となっている。</p> <p>(7) 効率性の観点からの分析 市町村のごみ処理量 1 t 当たりのごみ処理費用については、全体の 6 割強の市町村において 2 万円以上 4 万円未満の範囲にある。また、一部事務組合を設立してごみ処理事業を実施している市町村の方が、設立していない市町村よりも 1 t 当たりごみ処理費用が低い。</p>

意見	政策への反映状況
<p>関係行政機関においては、今回の調査の過程で把握された以下の諸課題に十分に配慮し、今後の循環型社会形成推進政策の推進を図る必要があると考える。</p> <p>天然資源の消費抑制に係る評価指標の追加 天然資源のうち自然界での再生が不可能な化石燃料系資源及び金属系資源の消費を抑制するため、現行の資源生産性の指標に加え、新たに設定すべき指標として化石燃料系資源及び金属系資源の投入量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。</p> <p>環境負荷の低減に係る評価指標の追加 循環型社会形成推進政策の推進に当たっては、これと密接な関係にある地球温暖化対策等の分野との有機的な連携を図ることが必要である。循環型社会づくりの取組と脱温暖化社会づくりの取組を一体的に推進していくため、現行の最終処分量の指標に加え、新たに設定すべき指標として廃棄物の処理に起因する温室効果ガスの排出量に係る指標等を検討し、これを踏まえ、循環基本計画を見直すこと。</p> <p>廃棄物等の発生抑制（リデュース）の一層の促進 一般廃棄物の発生抑制に係る取組事例の収集・分析及び情報の提供 一般廃棄物の発生抑制に関し、廃棄物の処理に係る手数料を排出者から徴収する有料化の施策は、ごみの減量に最も効果のある施策の一つであるが、有料化施策の導入後、年月が経過するに従い効果が減減する、いわゆるリバウンドが発生する場合がある。地方公共団体の中には、多様な施策を組み合わせることで実施することにより、ごみの減量に成果を上げている事例がみられることから、地方公共団体による有効な取組事例を収集・分析し、関係者に積極的に情報の提供を行うとともに、国民の意識向上及び行動の促進を図るため普及・啓発を推進するこ</p>	<p>(循環基本法関係) 【環境省】 平成 20 年 3 月に循環基本計画を見直し(平成 20 年 3 月 25 日閣議決定。以下、見直した計画を「第 2 次循環基本計画」という。) 資源生産性については、次のとおり、目標を設定する主な補助指標及び推移をモニターする指標を新たに設定した。 非金属鉱物資源系資源(土石系資源)の増減が天然資源等投入量全体に与える影響が大きいことから、土石系資源の投入量を除いた天然資源等投入量あたりの資源生産性を、現行の資源生産性を補足するものとして、別途目標を設定することとし、平成 27 年度において約 77 万円 / t とした。 化石系資源については、枯渇性資源であり特に効率的利用が求められること等から、化石系資源のみの投入量あたりの資源生産性を計測することとした。</p> <p>(循環基本法関係) 【環境省】 第 2 次循環基本計画において、環境負荷の低減について、次のとおり、目標を設定する補助指標等を新たに設定した。 平成 18 年 7 月に改定した京都議定書目標達成計画(平成 18 年 7 月 11 日閣議決定)に則り、廃棄物分野の排出削減対策の目標を設定することとし、平成 22 年度において、約 780 万 t - CO<sub>2</sub> の削減を目標とした。 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量及び廃棄物として排出されたものの原燃料への再資源化や廃棄物発電等により代替される化石燃料由来の温室効果ガス排出量について計測することとした。</p> <p>(廃棄物処理法関係) 【環境省】 一般廃棄物の発生抑制を始めごみ処理の計画的な推進について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知)において、市町村に対し、ごみの有料化と併せて、分別収集区分の見直しや資源ごみの集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等への支援などごみの排出抑制や再生利用を図るための有効な施策を例示して技術的助言を行った。 平成 20 年度及び 21 年度に、市町村における一般廃棄物の 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) の取り組みを推進するため、市町村による 3 R 優良取組事例の収集・整理及び周知等を内容とした「市町村の 3 R 化改革加速化支援事業」を実施している。(21 年度予算:1,900 万円)</p> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正を踏まえ、</p>

意見	政策への反映状況
<p>と。</p> <p>）廃棄物等の発生抑制に関する実態の把握及び取組目標の設定</p> <p>廃棄物等の発生抑制に関しては、循環基本法において、優先順位が最も高い取組として位置付けられているが、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、廃棄物等の発生抑制を促進するための政策手段や廃棄物等の発生抑制に関する目標が確立されていない分野がみられる。廃棄物等の発生抑制に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、廃棄物等の発生抑制を促進すること。</p>	<p>次の取組を実施している。</p> <p>平成 18 年度に 3 R 推進環境大臣賞を創設し、容器包装廃棄物の 3 R の推進に資する優れた取組を行っている市民団体・事業者等を表彰。表彰を通じて、3 R 推進の奨励を図るとともに、優れた取組を広く紹介することにより 3 R の普及を図っている(20 年度までに 34 件の取組について表彰)。</p> <p>平成 19 年度に創設した容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称「3 R 推進マイスター」)制度を積極的に活用し、全国規模での普及啓発活動だけでなく、地域に根差した普及啓発活動を推進している(20 年度までに 91 名に委嘱)。</p> <p>(循環基本法関係) 【環境省】</p> <p>第 2 次循環基本計画において、一般廃棄物の減量化に関する取組指標を拡充強化し、次のとおり、目標を設定する指標及び推移をモニターする指標を新たに設定した。</p> <p>1 人 1 日当たりのごみ排出量(平成 27 年度までに平成 12 年度比で約 10%削減)</p> <p>レジ袋辞退率(マイバック持参率)、ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村</p> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】</p> <p>平成 20 年 11 月、リデュースの取組の一つであるレジ袋削減について、地方公共団体における取組状況の調査を実施し、現状及び今後の取組の見込みを把握した。</p> <p>この結果、 )都道府県の約 8 割、市町村の約 4 割が、有料化や特典提供方式(地域通貨(エコマネー)・商品券・割引券等と交換して、商品購入に利用できる制度)などの方法で、レジ袋削減の取組を実施していること、 ) )のうち、レジ袋の有料化による削減取組については、3 県において県全域で有料化の一斉実施が行われており、個々の市町村では 16 都道府県下の 245 市町村で実施されていることが分かった。</p> <p>【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】</p> <p>平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正において、容器包装を年間 50 t 以上利用する指定容器包装利用事業者に定期報告義務を設け(平成 19 年 4 月施行。20 年度から報告を徴集)、排出抑制の取組等を把握している。</p> <p>(食品リサイクル法関係) 【農林水産省及び環境省】</p> <p>平成 19 年 6 月の食品リサイクル法の改正において、年間 100 t 以上の食品廃棄物等多量発生事業者に定期報告義務を設け(平成 19 年 12 月施行。21 年度から報告を徴集)、発生抑制の実施量を把握することとしている。</p> <p>また、食品廃棄物等の業種別の発生抑制の目標値を定めることとしており、農林水産省統計部が毎年度調査し、公表している「食品循環資源の再生利用等実態調査結果」及び )により把握される実態等を踏まえ、その具体化を検討している。</p> <p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】</p> <p>平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会(注)においてとりまとめられた「建設リサイクル制度</p>

意見	政策への反映状況
<p>循環資源の再使用（リユース）の一層の促進</p> <p>循環資源の再使用に関しては、現況に関する定量的なデータが十分ではなく、循環資源の再使用を促進するための政策手段や循環資源の再使用に関する目標が確立されていない分野が多い。循環資源の再使用に関する実態を分野別に把握し、これを踏まえ、具体的な取組方針及び定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再使用を促進すること。</p>	<p>の施行状況の評価・検討について「とりまとめ」を基に、発生抑制の取組の推進について検討している。</p> <p>（注）社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会合同会合</p> <p>（循環基本法関係） 【環境省】 第2次循環基本計画において、次のとおり、リユースに係る取組の推移をモニターする主な指標を新たに設定し、実態を把握することとした。 レンタル・リース業の市場規模 詰め替え製品出荷率 中古品市場規模 リターナブルびんの使用率 「リユースカップ」導入スタジアム数等</p> <p>（容器包装リサイクル法関係） 【環境省】 容器包装廃棄物の3R推進に関して先駆的な地域の取組について、その効果を検証・発信することで全国的な取組を推進するため、平成18年度から「地域における容器包装廃棄物の3R推進モデル事業」を実施（21年度予算：1,083万円）。事業採択においては、リデュース、リユースの取組を優先的に採択している。</p> <p>また、平成20年3月から「ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会」を開催し、ペットボトルを始めとした容器包装のリユースの促進について検討している。</p> <p>【経済産業省】 リターナブルびんの導入促進を図るため、平成19年度及び20年度に実証事業を実施（委託金額：19年度1,777万円、20年度1,114万円）するなど、リターナブルびんの利用を促進している。</p> <p>（家電リサイクル法関係） 【経済産業省及び環境省】 使用済家電（家電リサイクル法の対象機器）について、より多くの小売業者がリサイクル品との適正な仕分けに留意しつつリユース品の引取りを実施することを期待し、産業構造審議会及び中央環境審議会（注）の審議を踏まえ、「小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」を取りまとめ、平成20年9月に公表した。これを踏まえ、小売業者は自主的にリユース・リサイクル仕分け基準を作成し適切に運用していくこととされている。</p> <p>（注）産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引渡に関する専門委員会合同会合</p> <p>【環境省】 平成21年度に、家電リサイクル法に基づく製造業者等による処理が行われていない対象品目の処理実態調査等を行うため「使用済家電の流通実態・処理実態の透明化及び適正化推進事業」を実施する予定である。（21年度予算：1,141万円） 平成21年度に、省エネ型製品のリユースの推進など、</p>

意見	政策への反映状況
<p>循環資源の再生利用（リサイクル）の一層の促進</p> <p>循環資源の再生利用の促進の観点から、資源有用性の高い品目として関係法令の対象とされているにもかかわらず、その相当部分が分別収集又は再生利用されないまま、焼却や直接埋立て等により廃棄されている品目がある。これらの品目については、関係法令の枠組みを活用すること等により、効率的な分別収集・再生利用を確保すること。</p> <p>循環資源の再生利用に関する現行の目標が既に達成されているにもかかわらず、その後の見直しが行われていない分野等については、再生利用の進展状況を踏まえ、目標の水準、指標の設定の</p>	<p>電気電子機器の適正なリユース促進事業を展開するため「電気電子機器のリユース推進事業」を実施する予定である。（21年度予算：532万円）</p> <p>（建設リサイクル法関係） 【国土交通省及び環境省】 平成20年12月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、建設資材等の再使用の総合的な取組について検討している。</p> <p>（廃棄物処理法） 【環境省】 廃棄物処理法に基づく広域認定制度（廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度）において、平成20年度末までに、一般廃棄物73件、産業廃棄物169件が認定されている。 また、平成20年10月、廃印刷機及び廃携帯電話用装置について、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進めること等のため、「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成15年11月環境省告示第131号）」の一部を改正し、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物に追加した。</p> <p>（容器包装リサイクル法関係） 【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】 平成18年6月の容器包装リサイクル法の改正において、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みを創設（平成20年4月施行）し、効率的な再商品化を推進している。 また、ペットボトルとして分別収集、再商品化されるものとして、しょうゆ加工品、みりん風調味料等のペットボトル容器を追加（平成20年4月施行）した。</p> <p>（家電リサイクル法関係） 【経済産業省及び環境省】 平成20年12月、家電リサイクル法施行令を改正し、対象機器として液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機を追加した（平成21年4月施行）。</p> <p>（その他の施策） 【経済産業省及び環境省】 平成20年12月から、使用済小型家電（携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルオーディオプレーヤー等）からの適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目的として、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、使用済小型家電の回収モデル事業の実施方法と効率的回収方法等を検討している。</p> <p>（資源有効利用促進法関係） 【経済産業省】 資源循環の再生利用目標値については、資源有効利用促進法等で目標値を規定するとともに、産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドラインにおいて、35品目・18業種が自主的に設定している目標値のフォローアップを</p>



意見	政策への反映状況
<p>在り方などについて必要な見直しを行うこと。</p> <p>循環資源の再生利用に関する目標が設定されていない分野については、定量的な目標等を設定することにより、循環資源の再生利用を促進すること。</p> <p>特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金については、各製造業者等により再商品化の取組に差異がみられるにもかかわらず、各大手家電製造業者等において、同額に設定されており、また、エアコンを除く3品目については、法施行時から変更されていない。再商品化等料金について適切性及び透明性の確保を図る観点から、</p>	<p>行うことで、循環資源の再生利用を促進している。対象品目・業種については平成 21 年度中に見直しを行う予定である。</p> <p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成 20 年 12 月、再商品化等基準の見直し等を内容とする家電リサイクル法施行令の改正を行い、平成 21 年 4 月から、エアコンは 60% から 70% へ、冷蔵庫・冷凍庫は 50% から 60% へ、洗濯機は 50% から 65% へ変更することとした。</p> <p>(食品リサイクル法関係) 【農林水産省及び環境省】 平成 19 年 11 月、食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成 19 年 11 月 30 日公表)を見直し、再生利用等実施率の目標について、食品関連事業者ごとに一律 20% 以上としていたものを改め、我が国全体で達成すべき水準を業種別に設定し、平成 24 年度までに、次の実施率目標を達成することを目標としている。</p> <p>食品製造業：85% (81%) 食品卸売業：70% (62%) 食品小売業：45% (35%) 外食産業：40% (22%)</p> <p>( )内は平成 19 年度の統計実績。</p> <p>また、この業種別の実施率の目標を達成するため、各々の食品関連事業者に適用される実施率の目標を、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 13 年 5 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 4 号)で定めた。</p> <p>(建設リサイクル法関係) 【国土交通省及び環境省】 平成 20 年 12 月、社会資本整備審議会及び中央環境審議会においてとりまとめられた「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ」を基に、建設資材廃棄物の再資源化の取組について検討している。</p> <p>(自動車リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 平成 20 年 7 月より、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)において、シュレッダーダストやエアバッグ類など再資源化の数値目標を含め、自動車リサイクル法の評価・見直しを実施しているところ。</p> <p>(注) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG 及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議</p> <p>(家電リサイクル法関係) 【経済産業省及び環境省】 「適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること」について、産業構造審議会及び中央環境審議会(注)がとりまとめた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成 20 年 2 月)」において、メーカーによる再商品化等費用の低減競争を促進するとともに、消費者の再商品化等料金・家電リサイクル制度に対する理解促進を通じた適正排出の促進を図るべきとの提言があったことを踏まえ、メーカーに再商品化等費用</p>

意見	政策への反映状況
<p>各製品の再商品化費用の内訳など再商品化等料金の設定根拠に関する情報の公開を義務付けること等により、適正な原価が再商品化等料金に反映される仕組みを確保すること。</p> <p>近年、アジア諸国の急速な経済成長による資源需要の増大を背景に、循環資源の国外流出が増加しており、国内のリサイクル体制への悪影響やリサイクル関連産業の停滞が懸念されているが、循環資源の国外流出の現況に関する定量的なデータは十分ではない。循環資源の国外流出の実態を把握するとともに、これを踏まえ、我が国における再生利用の安定的な実施を確保するために必要な取組を行うこと。</p> <p>環境負荷の大きい廃棄物の適正処理システムの確立 危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない、環境負荷の大きい一般廃棄物の品目について、その処理の実態を把握するとともに、これを踏まえ、適正処理困難物の品目を拡充すること等により、市町村と関連事業者等の連携の下に適正な処理システムを早急に確立すること。</p>	<p>の実績とその内訳について定期的な報告を求めるとし、平成 19 年度実績について、平成 20 年 9 月に公表した。 また、上記提言を受け、一部の製造業者等において、資源相場の変動などを踏まえて、平成 20 年 11 月からエアコン、15 型以下のブラウン管テレビ、170 リットル以下の冷蔵庫・冷凍庫について、再商品化等料金が引き下げられた。 (注) 産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合</p> <p>(容器包装リサイクル法関係) 【環境省】 平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正において、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」(平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号)に、市町村が容器包装廃棄物を指定法人に円滑に引き渡すこと、指定法人に引き渡さず市町村独自処理を行う場合は十分な環境保全上の確認を行い住民に情報提供を行うこと等が盛り込まれた。基本方針の内容について、累次に渡り都道府県に通知するとともに、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等における説明などで周知・徹底を図っている。また、市町村における使用済ペットボトルの分別収集の実施状況及び処理の実態を把握するため、平成 19 年度から「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」を実施している(21 年度予算：452 万円)。</p> <p>【環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省】 平成 20 年秋以降の国際的な景気低迷の影響による輸出予定であった使用済みペットボトルの国内滞留対策等として、20 年 12 月に、主務省は指定法人に対して追加申込みの受付、契約単価見直し等の対応を依頼した。これに対し、指定法人においては、追加申込みの受付、既存契約分の契約価格の調整等の措置が実施された。 ペットボトルについては、今後も PET くずの輸出の実態や効率性の向上を踏まえつつ、国内リサイクルの安定化に向けた制度の構築に努める予定である。</p> <p>(廃棄物処理法関係) 【環境省】 在宅医療廃棄物に関し、平成 19 年に調査、検討を実施し、その結果を受け、平成 20 年 4 月に「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を都道府県に配布した。 平成 19 年度に、「適正処理困難廃棄物の排出・処理状況実態調査」(抽出 100 市区町村を対象に委託調査)を実施したところ、市町村では、危険性、有害性等を理由に、市町村において収集や処理が行われていない一般廃棄物のうち、農薬や塗料については、メーカーや販売店等へ問い合わせよう指導している、又は、あらかじめ対応可能な民間事業者のリストを作成し、住民からの問合せがあった場合に受入先を紹介するなどの取組が行われていた。 こうしたことから、現時点では危険性、有害性等を理由に、市町村において処理が行われていない一般廃棄物のうち、農薬や塗料の処理について特別な処理システムを設けることが必要な状況にはないと考えている。</p>

意見	政策への反映状況
<p>環境物品等の調達の一層の推進 環境物品等の調達に関しては、取組が進展していない地方公共団体に対し、環境物品等の調達方針の作成などの取組を促進・支援するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>(グリーン購入法関係) 【環境省】 平成 20 年 3 月、グリーン購入の取組が進んでいない地方公共団体にも無理なくグリーン購入を始めることができるように、「小規模地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」を改定するとともに、20 年度は、地方公共団体、事業者等に対し、普及・啓発のためのグリーン購入法基本方針説明会を全国 10 カ所で開催した。 平成 19 年度(7 月及び 11 月)、20 年度(5 月、21 年 3 月)に、環境物品の調達に関して、行政、地元の事業者、住民等によるネットワークが組織されることを目的としたグリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを開催した。</p>

(注) 1 「政策の評価の観点及び結果」欄及び「政策への反映状況」欄の用語は、次のとおり。

- ・「循環基本法」：循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- ・「廃棄物処理法」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・「資源有効利用促進法」：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・「容器包装リサイクル法」：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年第 112 号）
- ・「家電リサイクル法」：特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）
- ・「食品リサイクル法」：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・「建設リサイクル法」：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・「自動車リサイクル法」：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）
- ・「グリーン購入法」：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・「家電リサイクル法施行令」：特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）

2 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html))

イ 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テーマ名	少年の非行対策に関する政策評価（総合性確保評価） (通知・公表日：平成 19 年 1 月 30 日)
関係行政機関	内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

(注)「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p><b>評価の観点</b> 少年の非行対策について、関係行政機関の各種施策（注）がどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価 （注） 関係施策が多岐にわたるため、施策の対象や目的に着目し、施策群単位に整理</p> <p><b>評価の結果</b> 上記施策群のうち、国全体として効果を発現していると推測できる状況にはないものが 3 施策群（不良行為少年への対応、初発型非行の防止対策及び再非行（再犯）の防止対策）、一定の効果を発現していると推測できる状況にあるものが 2 施策群（いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策及び薬物乱用防止対策）があるが、いずれにおいても施策実施上の課題がみられる。 なお、不良行為少年への対応及び初発型非行の防止対策の各指標については近年改善の兆しがうかがわれる一方、いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策の指標については、その数値が近年連続して増加しており、今後の動向に留意する必要がある。また、昨今の一連のいじめによる自殺事件等を踏まえると、いじめの問題への取組の一層の推進が強く求められる状況にある。 関係 5 府省において、個別施策の単位や評価等のための一定の単位で施策のフォローアップが行われているものの、薬物乱用防止対策を除き、必ずしも高い実施率とはなっておらず、全体的なフォローアップとして不十分な状況がみられる。</p>

下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 20 年 6 月 13 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

意見	政策への反映状況 ( 前回報告の状況及びその後の状況 )
<p>関係 5 府省においては、今後の少年の非行対策を実施するに当たり、青少年育成推進本部等の下、引き続き少年の非行対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、特に次の取組を推進する必要がある。</p>	<p>関係行政機関は、評価の結果を踏まえ、次のとおり政策への反映を図っている。</p> <p> )少年非行の現状に適切に対処するため、 14 歳未満の少年に係る事件の警察の調査権限の整備、 14 歳未満（おおむね 12 歳以上）の少年の少年院送致を可能にすること、 保護観察に付された少年が遵守すべき事項を遵守しない場合の措置の導入、 保護観察所や少年院の長が、少年の保護者に対する指導、助言等の措置をとることができることを明確にする規定を設けることなどを内容とする少年法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 68 号）が、第 166 回通常国会で成立し、19 年 11 月 1 日に施行された。</p> <p> )内閣府は、学校が夏休みに入る毎年 7 月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、関係省庁、都道府県、市区町村、民間団体等と連携しながら総合的な非行防止活動を展開している。</p> <p>平成 19 年度においては、本政策評価の指摘も踏まえ、重点課題として、「不良行為少年への的確な対応」、「初発型非行の防止」、「再非行（再犯）の防止」、「いじめ・暴力行為等の問題行動の防止」及び「薬物乱用対策等の推進」を取り上げ、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化等を図るための取組（講演会、街頭キャンペーン等による広報・啓発活動の実施、街頭補導活動の強化等）を関係機関の連携の下に集中的に実施した。</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>国全体としては効果を発現していると推測できる状況にはない3施策群にあっては、特に次の課題への取組を強化すること。また、効果を上げている取組事例に関する情報提供などにより、地域の関係機関の連携の下、地域社会と一体となって総合的かつ集中的に施策が実施されるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不良行為少年への対応</li> <li>・ スポーツや音楽、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等に打ち込める機会の提供など少年の居場所の確保</li> </ul>	<div data-bbox="718 219 1428 526" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、本政策評価の指摘も踏まえ、重点課題として、19 年度に引き続き、「不良行為少年への的確な対応」、「初発型非行の防止」、「再非行(再犯)の防止」、「いじめ・暴力行為等の問題行動の防止」及び「薬物乱用対策等の推進」を取り上げ、青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化等を図るための取組(講演会、街頭キャンペーン等による広報・啓発活動の実施、街頭補導活動の強化等)を関係機関の連携の下に集中的に実施した。</p> </div> <p>関係行政機関は、施策群ごとに、以下の取組を実施している。</p> <p>また、効果を上げている取組事例に関する情報提供について、内閣府では、今般、「少年非行事例等に関する調査研究」において、少年非行、特に再非行少年をめぐる情勢が極めて厳しくなっている状況の中、再非行少年に対する的確な処遇等が重要な課題であるとの認識から、再非行防止対策の現状と課題等について検討を行い、平成 20 年 3 月に、関係各機関等の連携強化による再非行防止対策や立ち直り支援対策等の一層の推進に活用できるよう報告書を取りまとめたところであり、今後、国、都道府県等の関係機関に情報提供することとしている。</p> <div data-bbox="718 1008 1428 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該報告書については、平成 20 年 7 月以降、国、都道府県等の関係機関に情報提供した。</p> </div> <p>不良行為少年への対応</p> <p>不良行為少年への対応については、次のような取組を実施している。</p> <p>警察庁は、関係機関や少年警察ボランティア(少年の健全な育成のための活動を行うボランティア)と連携し、不良行為少年に対する街頭補導活動を強化するとともに、少年柔剣道教室をはじめとする各種スポーツ活動、環境美化活動などの社会奉仕活動、少年サポートセンターを中心とした少年の居場所づくりを推進した。</p> <div data-bbox="718 1456 1428 1601" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、関係機関や少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を推進するとともに、社会奉仕活動、社会参加活動やスポーツ活動の取組を推進した。</p> </div> <p>文部科学省は、少年の居場所の確保等のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 19 年 9 月に実施した都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、警察等関係機関との連携により非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底</li> </ul> <div data-bbox="718 1825 1428 1971" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年 6 月に実施した都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、警察等関係機関との連携により非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒が専門的な教育相談を受ける体制を整備するため、平成 18 年度から、すべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置できる経費を措置するとともに、20 年度からは、公立小</li> </ul>

意見	政策への反映状況 ( 前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>初発型非行の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初発型非行少年の多数を占める中学生、高校生のそれぞれの段階において、警察、店舗等の協力を得て、万引き等の初発型非行が犯罪であるとの認識を深めさせ、それらの行為を思いとどまるという規範意識を身に付けさせること。</li> <li>店舗の防犯対策など万引き等をさせにくい環境づくり</li> </ul>	<p>学校にも配置できる経費を措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>スクールカウンセラーの公立小学校への配置については、平成 20 年度 1,105 校から 21 年度 3,650 校へ拡充する経費を措置</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度から、社会福祉等の専門的知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用するための調査研究を実施</li> <li>平成 20 年度に、少年に新たな社会活動の場を開拓する取組や地域社会全体で少年の立ち直りを支援する体制づくりに関する調査研究を実施し、その成果を全国に普及する「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」を実施</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平成 20 年度は、当該事業を 4 地域で実施するとともに、21 年度も引き続き実施</p> </div> <p>なお、刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人員（0 歳から 19 歳までの人口 1,000 人当たりの人数）は、平成 17 年の 6.0 人から、18 年は 5.5 人、19 年は 5.1 人、<b>20 年は 4.7 人</b>となっている。</p> <p>初発型非行の防止対策 初発型非行の防止対策については、次のような取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁は、少年の規範意識を醸成するため、関係機関等と連携した非行防止教室等の開催を推進するとともに、事業所の防犯基準（警察庁策定）等に基づき、引き続き店舗の防犯対策を推進した。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平成 20 年度においても、学校と連携して行う非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催により、少年の規範意識の向上を図った。また、警察 O B その他専門知識を有する人材を、学校における生徒指導等を支援するスクールサポーターとして中学校等に派遣する取組を拡充するとともに、店舗の防犯対策を推進した。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省は、少年の規範意識の醸成等のため、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年 9 月の都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底（再掲）</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平成 20 年 6 月の都道府県教育委員会等の生徒指導担当者の会議において、非行防止教室の内容等を充実していくよう周知徹底（再掲）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度から、非行少年等のための関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の充実方策等について実践的な研究を行う「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を実施</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>平成 20 年度においては、当該事業を 426 地域で実施するとともに、21 年度も、引き続き事業を行うための経費を措置</p> </div> <p>なお、初発型非行少年の検挙・補導人員（0 歳から 19 歳までの人口 1,000 人当たりの人数）は、平成 17</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>再非行(再犯)の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審判不開始・不処分となった非行少年や保護観察等が終了した者に対する学習、就労等の機会の提供など地域社会における立ち直り支援</li> </ul> <p>また、国全体としては一定の効果を発現していると推測できる状況にある2施策群にあっては、更に効果を発現させる観点から、特に次の課題への取組を強化すること。 (課題)</p> <p>いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全校的ないじめの把握、学校と家庭・地域との連携の一層の</li> </ul>	<p>年の4.4人から、18年は4.0人、19年は3.7人、<b>20年は3.3人</b>となっている。</p> <p>再非行(再犯)の防止対策 再非行(再犯)の防止対策については、次のような取組を実施している。 )警察庁は、非行や犯罪被害等の問題を抱えた少年を個別に支援するため、警察、学校、児童相談所などの担当者がチームを構成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、個々の少年の問題状況に応じた的確な少年への指導・助言を実施する少年サポートチームの取組を推進した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度においても、少年サポートチームの取組を推進したほか、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、文部科学省と合同で、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等に対する研修を実施した。</p> </div> <p>)法務省は、平成20年6月1日に施行された更生保護法(平成19年法律第88号)を円滑に運用し、同法により整理・充実された保護観察における遵守事項を適切に運用することなどによるめりはりのある強じんな保護観察の実施及び更生保護に関する民間ボランティアの活動を促進することなどによる官民協働態勢の強化を図ることとしている。 )法務省及び厚生労働省は、少年院、保護観察所等と公共職業安定所が連携し、少年院在院者・出院者及び保護観察に付された少年に対する就労支援事業(職業相談・職業紹介、協力雇用主の開拓、職場体験講習、試行雇用奨励金の支給等)を、引き続き実施した。当該事業による平成19年度の就職件数は2,043件(平成18年度1,438件)となっている(件数は成人を含む。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度においても、当該事業を引き続き実施した。</p> </div> <p>)文部科学省は、平成20年度に、「非行等青少年のための立ち直り支援推進事業」を実施することとしている(再掲)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度は、当該事業を4地域で実施するとともに、21年度も、引き続き実施することとしている(再掲)</p> </div> <p>なお、刑法犯少年の再犯者数(14歳から19歳までの人口1,000人当たりの人数)は、平成17年の4.6人から、18年は4.4人、19年は4.2人、<b>20年は3.9人</b>となっている。</p> <p>いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策 いじめ・校内暴力に起因する非行の防止対策については、次のような取組を実施している。 )警察庁は、いじめ事案に適切に対応するため、学</p>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめや暴力行為が多発する中学校の段階、特に中学1年生になる段階における対応</li> </ul>	<p>校等関係機関と連携しつつ、いじめに起因する事案の早期解決、被害少年への支援の取組を推進した。</p> <div data-bbox="715 280 1428 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度においても、同様の取組を推進したほか、少年や保護者等からの相談を通じて、いじめ等の早期発見が図られるよう必要な指導や助言を行うなどの少年相談の取組を推進した。</p> </div> <p>)法務省は、以下の施策を実施し、引き続き、いじめ、不登校、児童虐待をはじめとする子どもの人権問題に関する相談体制の充実・強化を図った。</p> <div data-bbox="715 555 1428 763" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>その結果、潜在化しやすいいじめや児童虐待などの子どもをめぐる人権問題について、人権相談を端緒として、救済手続の開始につながり、被害者の救済に資することができた(平成20年いじめ・体罰・児童虐待の人権侵犯事件救済手続開始件数:約2,800件)。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>専用相談電話「子どもの人権110番」をフリーダイヤル化(平成19年2月。平成19年受付実績:約2万3,000件、<b>20年受付実績:約2万1,400件</b>)</li> <li>「インターネット人権相談受付窓口」を開設(平成19年2月。平成19年度受付実績:約1,000件、<b>20年受付実績:約2,100件</b>)</li> <li>小中学生から手紙でいじめ等の相談に応じる「子どもの人権SOSミニレター」を実施(平成19年度受付実績:約1万3,000件。<b>平成20年度は、当該レターを全国の小中学生全員に配布</b>)</li> </ul> <p>)文部科学省は、全校的ないじめの把握等のため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度から、すべての公立中学校にスクールカウンセラーを配置できる経費を措置するとともに、20年度からは、公立小学校にも配置できる経費を措置(再掲)</li> </ul> <div data-bbox="715 1346 1428 1518" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成20年度においては、スクールカウンセラーを公立小学校へ配置するとともに、21年度においては、公立小学校への配置を、20年度1,105校から3,650校へ拡充する経費を措置(再掲)</p> </div> <div data-bbox="715 1541 1428 1682" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度に、スクールソーシャルワーカーを活用するための調査研究を実施するとともに、21年度においても引き続き実施するための経費を措置(再掲)</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成19年11月公表)から、いじめられた児童生徒の立場に立った、より実態に即した把握ができるよう、いじめの定義を見直すとともに、学校がいじめを認知するに当たっては、アンケート調査の実施など児童生徒から直接状況を聞く機会を設けるよう要請</li> </ul>



意見	政策への反映状況 ( 前回報告の状況及びその後の状況 )
<p>薬物乱用防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>増加傾向にある大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用防止</li> </ul>	<div data-bbox="715 219 1428 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においては、「平成 19 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(平成 20 年 11 月公表)の結果を受けて、暴力行為への対応について、各学校や教育委員会が、未然防止と早期発見・早期対応の取組や警察や児童相談所等の関係機関と連携した取組を進めるとともに、暴力行為を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行う必要があることや、いじめを認知するに当たっては、アンケート調査の実施など児童生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けるよう改めて通知</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度から、「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を実施(再掲)</li> </ul> <div data-bbox="715 678 1428 790" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においては、当該事業を 426 地域で実施するとともに、21 年度も引き続き実施するための経費を措置(再掲)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校の段階で多発するいじめや暴力行為を未然に防止するため、平成 20 年度から、小学生期における適切な人間関係の構築方法等に係る優れた教育実践等に関する調査研究等を内容とする「いじめ未然防止に向けた社会性育成事業」を実施</li> </ul> <div data-bbox="715 1021 1428 1133" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度は、当該事業を 30 地域で実施するとともに、21 年度も引き続き実施するための経費を措置</p> </div> <p>なお、いじめに起因する事件の検挙・補導人員(小学生、中学生、高校生の合計の 1,000 人当たりの人数)は、平成 17 年の 0.023 人から、18 年は 0.032 人、19 年は 0.032 人、<b>20 年は 0.022 人</b>となっている。また、校内暴力事件の検挙・補導人員(同)は、平成 17 年の 0.096 人から、18 年は 0.102 人、19 年は 0.101 人、<b>20 年は 0.105 人</b>となっている。</p> <p>薬物乱用防止対策 薬物乱用防止対策については、次のような取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁は、薬物の危険性・有害性について正しい認識を持たせ、規範意識を醸成するため、関係機関等と連携した薬物乱用防止教室の開催を推進した。</li> </ul> <div data-bbox="715 1621 1428 1760" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、当該教室の開催を推進するとともに、薬物乱用防止広報車を活用するなどにより、家庭・地域に対する広報啓発活動の取組を推進した。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省は、大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬等の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止教室の開催や薬物乱用防止シンポジウムの開催等を内容とする「薬物乱用防止教育推進事業」を引き続き実施するとともに、平成 19 年度の新規事業として、薬物乱用防止に関する効果的な指導方法等に関する調査研究を内容とする「薬物乱用防止等に関する学校・地域連携推進事業」を実施した。</li> </ul>

意見	政策への反映状況 (前報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
<p>施策の目的・目標、その達成状況を測るための指標を整理した上で、個別施策や、施策の対象・目的に着目した施策の固まりごとに、関係指標の動向等に基づき、フォローアップを行うとともに定期的に見直すこと。</p>	<div data-bbox="715 219 1428 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においては、「薬物乱用防止教育推進事業」を引き続き実施した（薬物乱用防止教室の講師に対する講習会の実施、薬物乱用防止シンポジウムの 2 か所での実施等）。平成 21 年度には、大学生向けの啓発資料の作成を行うこととしている。</p> </div> <p>)厚生労働省は、薬物乱用を防止するため、引き続き、以下の施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用防止キャラバンカーが専門の指導員（麻薬取締官OB）とともに学校等を巡回する薬物乱用防止教室を開催（平成 19 年度 952 か所開催（4 月から 12 月）、<b>20 年度 918 か所開催（同左）</b>）</li> <li>啓発事業として、「不正大麻・けし撲滅運動」、「『ダメ、ゼッタイ。』普及運動」及び「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」を主催し、全国約 600 か所での街頭キャンペーン等を実施。また、平成 19 年度には、大麻やMDMA等の乱用防止啓発読本を作成し、全国の中学 1 年生に配布（123 万部）</li> </ul> <div data-bbox="715 846 1428 1014" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においては、「不正大麻・けし撲滅運動」等の啓発事業を主催し、全国約 520 か所での街頭キャンペーン等を実施。また、大麻やMDMA等の乱用防止啓発読本を作成し、全国の中学 1 年生に配布（119 万部）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所等に薬物相談窓口を開設し、薬物に関する一般的な相談に応じるとともに、精神保健福祉センターにおいて、保健所等では対応が困難な相談指導をはじめ、薬物関連問題の知識の普及、薬物関連問題を有する家族を対象とした家族教室等を実施</li> </ul> <div data-bbox="715 1243 1428 1323" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、同様の取組を引き続き実施</p> </div> <p>なお、薬物乱用少年の検挙・補導人員（0 歳から 19 歳までの人口 1,000 人当たりの人数）は、平成 17 年の 0.10 人から、18 年は 0.06 人、19 年は 0.06 人、<b>20 年は 0.05 人</b>となっている。</p> <p>施策のフォローアップについては、関係府省は、できるだけ個別施策の達成状況を測るための指標を設定した上でフォローアップを行い、施策の定期的な見直しを行うこととした。</p> <p>内閣府は、総合的な非行防止活動として展開している「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の実施に当たり、青少年を取り巻く社会情勢や課題等を踏まえて、毎年の重点課題を設定している。</p> <div data-bbox="715 1776 1428 1856" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 20 年度においても、同様の取組を引き続き実施した。</p> </div> <p>文部科学省は、平成 20 年度以降の政策評価においては、以下のような各種の取組等を個別に取り扱うことを通じて、施策の固まりごとに、適切にフォローアップを行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域社会が一体となって、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決する取組の充実を図れるよう、教育相談体制や不登校対</li> </ul>

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及び <b>その後の状況</b> )
	<p>策のほか、学校を挙げた生徒指導体制や問題を抱える児童生徒の個々の状況に応じた支援に関する取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援するよう、活動の場の構築状況や同様の取組の実施状況など青少年の居場所づくりに関する取組</li> <li>・ 児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校保健(薬物乱用防止教育を含む。)、食育・学校給食、学校安全に関する取組</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成 20 年度の政策評価において、以下のような各種の取組等を個別に取り扱うことを通じて、施策の固まりごとに、フォローアップを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の問題行動等への適切な対応に関する取組等について、施策全体に共通する評価指標をたてて評価し、おおむね目標を達成したとの評価を行い、暴力行為、いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動等は引き続き教育上の大きな課題であることから、教育相談体制の整備や関係機関と連携した取組を一層進めることとした。</li> <li>・ 地域ボランティア等の関係団体と連携・協力し、体験活動等を行うことが出来る継続的活動の場を構築する取組に関して、継続的な活動のための居場所の構築状況などに基つき評価を行い、この評価結果を受けて、平成20年度以降も引き続き新たな社会活動の場を開拓する取組や地域社会全体での立ち直りを支援する事業を行うこととした。</li> <li>・ 薬物乱用防止教育をはじめとする学校保健に関する取組について、「薬物等に対する意識調査」における調査結果等に基つき評価を行い、この評価結果を受けて、引き続き取組の充実を図っていくこととした。</li> </ul> </div> <p>なお、内閣に設置する青少年育成推進本部において、「青少年育成施策大綱」の見直しの一環として、平成 19 年度に、少年非行対策の実施状況についてもフォローアップを行った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>また、同本部において、平成 20 年 12 月に、青少年育成施策の一層の推進を図るため、青少年の立場を第一に考える、社会的な自立と他者との共生を目指して、青少年の健やかな成長を支援、青少年一人一人の状況に応じた支援を社会総がかりで実施、を基本理念とした新しい「青少年育成施策大綱」を策定した。</p> </div>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。  
([http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))

(政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動)

表 18 - 4 総務省における政策の評価の実施状況等

ア 審査(政策評価のやり方の点検)

各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査の平成 20 年度における実施状況は、次のとおりである。

(ア) 各行政機関が概算要求に関連して行った政策評価を対象に、具体的な点検項目を設定した上で、行政機関ごとの政策評価を個別に点検する個別審査を実施した。個別審査の対象とした政策評価は、研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制の 4 分野を除く一般政策に関する 16 の行政機関に係る 761 件(実績評価方式 276 件、事業評価方式 485 件)であり、平成 20 年 11 月 20 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

個別審査の結果を踏まえつつ、行政機関横断的に政策評価の実施状況の整理・分析を行うとともに、行政機関ごとに政策評価の取組の状況等について整理・分析を行い、今後の課題を提起した。審査の対象とした政策評価は、個別審査の対象とした 761 件を含む 17 の行政機関に係る 4,036 件(注)であり、審査結果を「政策評価の点検結果」として平成 21 年 3 月 31 日に関係行政機関に通知し、公表した。

(注) 審査結果については、翌年度以降各行政機関が行う政策評価の改善に資するため、平成 15 年度から、年度内に取りまとめて、関係行政機関に通知し、公表することとしている。このため、20 年度の審査については、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに各行政機関から送付を受けた評価書を対象とした。

審査を通じて把握した今後の課題の概要は、次のとおりである。

実績評価方式を用いた政策評価では、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定すること等政策評価の質の向上に向けた取組を引き続き推進していくことが必要である。

なお、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成 14 年度 34%(471 件の政策評価中 161 件)、15 年度 50%(500 件の政策評価中 250 件)、16 年度 56%(488 件の政策評価中 271 件)と年々増加し、17 年度と 18 年度は、55%(441 件の政策評価中 241 件)、57%(407 件の政策評価中 233 件)と横ばいであったが、19 年度は 71%(318 件の政策評価中 226 件)と上昇し、20 年度は 75%(276 件の政策評価中 208 件)と更に上昇している。

事業評価方式を用いた政策評価では、新規に開始しようとする政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の費用を要するものについては、積極的に事前評価を行うよう努めることが必要である。また、事前評価を行った政策などについて、事後の評価・検証を行うことが必要である。

総合評価方式を用いた政策評価では、合理的な調査・分析手法を選択するなど、政策評価の設計を十分に検討することが必要である。

研究開発を対象とする政策評価では、必要性、効率性、有効性の評価項目を明らかにするなど、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定)に沿った評価を行うことが必要である。

個々の公共事業についての政策評価では、評価手法の一層の充実を図ること、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことや、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報について情報公開や情報へのアクセスの利便性の確保を図っていくことが必要である。

個々の政府開発援助についての政策評価では、事前評価において、特に効率性の観点からの評価を充実させることや、直接的な効果を特定しておくことが望まれる。

規制の政策評価では、規制緩和の場合においては緩和後の規制の必要性を説明すること、分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示的に示していくこと、費用及び便益は可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することなどが必要である。

- (イ) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づく平成 19 年度予算における成果重視事業に係る政策評価について、審査を実施した。成果重視事業に係る政策評価の定着と今後の評価の質の向上に資する観点から、その取組や実施状況の把握・解明を通じて、基本的・共通的な課題を提起した。対象とした政策評価の件数は、15 の行政機関に係る 63 件であり、平成 20 年 11 月 20 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

成果重視事業に係る政策評価の審査を通じて把握した今後の課題の概要は、次のとおりである。

目標の達成度合いの判定方法・基準、予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果、目標設定の考え方を始めとして、政策評価として備えるべき事項を評価書において明らかにするよう引き続き努力する必要がある。

成果重視事業に係る政策評価が他の政策に係る政策評価から明確に区分されていないものは、成果重視事業としての実効性の向上を図るため、成果重視事業に係る政策評価を明確に区分して行う必要がある。

#### イ 認定関連活動(政策評価の内容の点検)

法第 12 条第 2 項の規定による政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価については、基本方針において、( )各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定、( )の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価に取り組むこととされている。

各行政機関が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問が生じたものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動を実施した。なお、法第 12 条第 2 項の規定による評価を行ったものはなかった。

平成 20 年度においては、まず、前回の「政策評価の点検結果」を公表した平成 20 年 3 月 28 日の時点では、評価結果の妥当性を確認するための事実関係の把握・整理が終了していなかった 3 の行政機関に係る 5 件の政策評価について、引き続き事実関係の把握・整理を進め、その取組結果を「政策評価の内容点検の結果」として平成 20 年 6 月 16 日及び 21 年 1 月 15 日に公表した。また、次のとおり、疑問が生じた 11 の行政機関に係る 45 件(延べ 49 件(注))の政策評価について事実関係の把握・整理を行い、その取組結果を「政策評価の点検結果」として 21 年 3 月 31 日に公表した(事実関係の把握・整理を行った 45 件の政策評価のうちの主なものの概要については、261 ページから 270 ページまでを参照)。

#### (ア) 公共事業(17 件(延べ 19 件(注)))

便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの(4 件)

便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの(7 件)

便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの(7 件)

マニュアルの適用の妥当性に疑義があるもの(1 件)

(イ) 一般政策 (28 件 (延べ 30 件(注)))

目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの (10 件)

設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの (4 件)

あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないと考えられるもの (2 件)

判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの (10 件)

測定指標等の状況と評価結果の結び付きの説明について改善が必要と考えられるもの (1 件)

その他 (3 件)

(注) 一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の事例数は、延べ 49 件(公共事業延べ 19 件、一般政策延べ 30 件)となる。

これらの取組を通じて政策評価に関する事実関係が明らかになるとともに、改善すべき点がみられたものについては、( )政策評価のやり直し、( )公共事業評価の評価手法の改善、( )適切な指標の設定、( )評価書の修正などを指摘し、各行政機関において改善措置が執られることとなった(疑義が解明され、透明性が向上したものを含む。)

また、今後の評価の質の向上に向けて、平成 20 年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理した。その概要は、次のとおりである。

(ア) 公共事業

便益算定の前提として需要予測等を行う場合には、当該予測等が現実的なものとなっていることが必要である。

仮想市場評価法(CVM)を用いて便益を算定するに当たっては、その精度の厳格性を確保するよう留意することとし、( )支払意思額の設定に当たって、事前調査を行って実態を踏まえるか、他の調査を適切に参考にすること、( )調査範囲については、広範なものとするにより便益が過大に算定されることのないよう、実態を踏まえて適切な範囲を設定することなどが必要である。

便益算定に当たっては、データの算定範囲が過大になったり、不足したりすることのないよう留意することが必要である。

(イ) 一般政策

指標が専ら政策の執行状況をとらえるもののみになっている場合は、政策効果を把握できるものを設定するよう改善する。

目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行う。

指標について、評価対象政策の効果を説明するものとして十分なものを設定するという点に留意することが必要である。

# 公共事業に係る政策評価の内容の点検の結果(概要)

## ○ 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの

### 水道水源開発施設整備事業(増田川ダム)(群馬県)[厚生労働省]

#### (事業の概要)

群馬県安中市を事業主体とし、増田川に建設する増田川ダムに参画することにより、5,000m<sup>3</sup>/日の水道水を確保する事業

#### (評価の概要)

- ・ 費用便益比(B/C)=1.20(総便益(B):22.8億円、総費用(C):18.3億円)
- ・ 将来の水需要増加に対応するため、増田川ダムへの参画水量を5,000m<sup>3</sup>/日とするとしているが、その具体的な根拠について、安中市の再評価書上は不明
- ・ 平成19年12月の群馬県公共事業再評価委員会において安中市は、将来の水需要の増加要因として企業誘致による工場用水量の増加を挙げているが、具体的な需要水量については不明
- ・ 安中市の1日最大給水量及び工場用水量は14年度以降横ばい傾向

《平成14～19年度の安中市の給水人口及び1日最大給水量》

年度	給水人口(人)	1日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	うち工場用水量(m <sup>3</sup> /日)
14	65,052	38,750	5,738
15	64,984	38,634	5,782
16	64,684	37,975	5,523
17	64,237	36,123	5,389
18	63,761	38,022	5,763
19	63,395	38,483	5,377

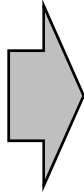
横ばい傾向

《水需給計画(平成22年度)》

給水人口(人)	1日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)(A)	1日最大取水量(m <sup>3</sup> /日)(A)	供給量(既存水源)(m <sup>3</sup> /日)(B)	不足水量(m <sup>3</sup> /日)(A-B)
62,688	44,960	47,292	42,303	▲4,989

### 【総務省の疑問点】

- 将来の水需要予測を行うに当たって、安中市の給水人口は今後減少していくと予測しているにもかかわらず、企業誘致による工場用水量増加等のため、供給水量は将来的に5,000m<sup>3</sup>/日不足すると予測しているが、その算出根拠は評価書上不明



### 【対応方針】

- 参画水量5,000m<sup>3</sup>/日の算出根拠、需要水量の主な増加要因である工場用水開発見込み水量(2,938m<sup>3</sup>/日)の推計方法、及び進出予定企業の業種や進出時期など増加を見込む具体的な根拠が明らかになされた。

- 本件の水需要予測の前提となる増田川ダム建設計画については、今後、群馬県公共事業再評価委員会において再評価が行われることが予定されており、その結果を踏まえて増田川ダム建設計画が見直される可能性があることから、改めて評価を行うことを検討することが必要。総務省としても今後の動向を引き続き注視

# ○便益算定に際しての評価方法の妥当性に疑義があるもの

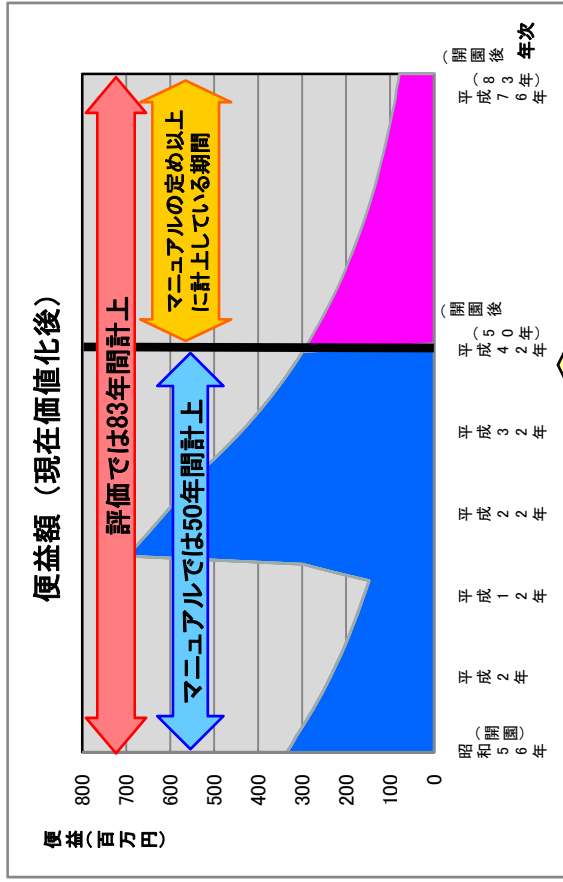
## 羽生水郷公園整備事業(埼玉県)[国土交通省]

### (事業の概要)

昭和56年に開園、平成5年度に都市計画が変更され、公園面積53.6haの総合公園に整備(事業期間:平成5年度～26年度、総事業費92億円)

### (評価の概要)

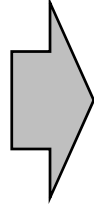
費用便益比(B/C) = 1.07(総便益(B): 238億円、総費用(C): 224億円)



マニュアルにおいて、プロジェクトライフは「**供用開始から50年間**」としているが、本事例では当初開園時の昭和56年から、整備完了から50年後となる平成76年までの**83年間の便益と費用を計上**

### 【総務省の疑問点】

- 「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」では供用年度から50年間をプロジェクトライフとして便益と費用を計上するとされているにもかかわらず、当初開園時の昭和56年から、整備完了から50年後となる平成76年までの83年間の便益を計上しており、便益が過大に算定されているおそれがあるのではないか。



### 【対応方針】

- 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」で示されたプロジェクトライフの考え方に基づき、平成21年度中に再度評価が行われる。



# ○便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

## 国営かんがい排水事業「香川用水土器川沿岸地区」(香川県) [農林水産省]

(事業の概要)

農業用水の安定供給、効率的利用と、地域用水機能の増進を図るため、老朽化した用水路の改修及び新設  
(総事業費:150億円、工期:平成20~28年度)



(評価の概要)

- 総費用総便益比(B/C)=2.31  
(総便益額(B):882億円、総費用(C):381億円)
- 便益の算定における作物生産効果:事業を実施した場合(「事業ありせば」)と実施しなかった場合(「事業なかりせば」)の作物生産量の比較により年効果額を算定

マニュアルでは、用水施設の更新整備における「事業なかりせば」の場合の水稲の単収は、「陸稲」の単収を用いることとされている。

事前評価時における陸稲の単収の算定  
四国地方の最近5年間の農林水産統計データの平均単収

(単位: kg/10a)

年次	四国地方
H13	...
H14	123
H15	125
H16	-
H17	-
平均	124

1市2か年のみのデータで算定

105市町村における5年分のデータで算定

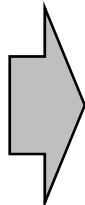
土地改良事業計画書策定時における陸稲の単収の算定  
中国及び四国地方の5年分の農林水産統計データの平均単収

(単位: kg/10a)

年次	中国地方	四国地方	中国四国地方平均
H9	178	133	156
H10	187	134	161
H11	171	137	154
H14	174	123	149
H15	157	125	141
平均	173	130	152

### 【総務省の疑問点】

- 本事業の事前評価における陸稲の単収の算定に当たっては、1市の2か年分のみの作付実績のデータを用いて算定
- 本事業の土地改良事業計画書の策定に当たっては、一定範囲の複数の市町村における5か年分のデータを把握して陸稲の単収を算定
- 本事業の事前評価の時点においても、より広範囲における5か年分のデータを用いるなど、十分なデータを用いた上で単収を算定すべきではないか。



### 【対応方針】

- 本事業の事前評価に用いた陸稲単収については、他の作物と同様に最近5か年の面積加重平均単収を用いるとの考え方に基つき、本地区が位置する四国地方の統計資料により最近5か年に把握しうる2か年分の数値が大きな変動のないものであること、異常気象年のものではないこと、過去の実績からみて平均的な数値であることを確認した上で用いたものであることを確認し、疑義が解明され透明性が向上した。
- 事前評価の実施に際しては、今後とも精度の維持・向上に努める旨の認識が示された。

# ○ 便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

## 里土地区画整理事業(埼玉県)[国土交通省]

### (事業の概要)

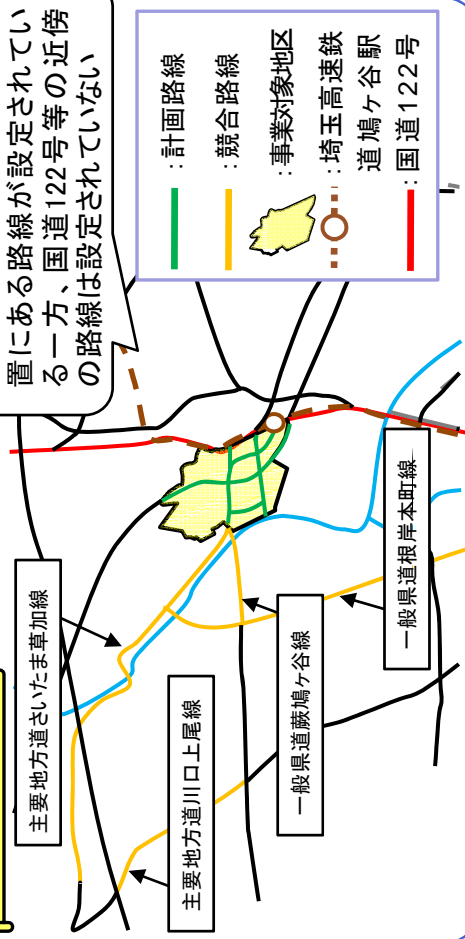
埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷駅の西側に近接する地区において、公共施設の整備を図るもの(事業期間:平成元年度~25年度、総事業費:376億円)

### (評価の概要)

費用便益比(B/C)=3.5(総便益(B):443億円、総費用(C):126億円)

### 競合路線の設定

競合路線について、離れた位置にある路線が設定されている一方、国道122号等の近傍の路線は設定されていない



### 交通量の変化

路線名	延長(km)	将来交通量	
		整備なし	整備あり
東西路線			
計画路線	鳩ヶ谷流山線等2路線	0 台/日	25,940 台/日
競合路線	主要地方道さいたま草加線	11,889 台/日	587 台/日
	一般県道蕨鳩ヶ谷線	15,398 台/日	760 台/日
南北路線			
計画路線	大宮東京線等4路線	0 台/日	28,726 台/日
競合路線	主要地方道川口上尾線	24,200 台/日	4,051 台/日
	一般県道根岸本町線	10,301 台/日	1,724 台/日

大部分の交通量が転換すると推計

### 【総務省の疑問点】

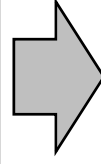
○ 本事業の街路整備効果に係る費用便益比の算定について、以下の点において不正確なものとなっているのではないか。

#### ① 競合路線の設定について

- ・事業対象地区の設定から離れた位置にある路線が設定されている一方、国道122号等の近傍の路線は設定されていないこと
- ・延長が計画路線の延長に比べて長くなっている路線が見られること

② 交通量推計について、整備完了後に競合路線の交通量の大部分(東西路線で約95%、南北路線で約83%)が計画路線に転換するとの推計根拠が不明確

③ 評価の基準年次(平成19年)より前の街路建設費について、現在価値化せずに費用計上



### 【対応方針】

○ 費用便益比の算定が適切に行われていなかった点について、平成18年度以前に発生していた街路建設費を現在価値化して計上した上で、21年度末までに再度評価が行われる。

## 一般政策に係る政策評価の内容の点検の結果(概要)

○目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの

**地域経済の活性化の推進(地域新規産業創造技術開発費補助事業(補助)、新規産業創造技術開発費補助事業(補助))(経済産業省:実績評価)**

### (政策の概要)

地域の新産業・新事業の創出を図るため、中小企業等の新分野進出やベンチャー企業の新規創業といったリスクの高い技術開発の支援

### (評価の概要)

・ 目標：事業のアイデア、構想を具現化する新商品の開発を支援し、事業化率(注)35%を目指す。

(注) 事業化率は、技術開発終了後3年以内の事業化件数(累積値)／技術開発終了件数(累積値)である。

・ 目標の達成状況：平成16年度末時点で見ると、事業化率は目標値である35%にはやや及ばないものの、堅調に推移しており、目標はほぼ達成されているものと考えられる。

表 技術開発終了件数、事業化件数及び事業化率の推移 (単位:件、%)

指標	年度	14	15	16	17	18
技術開発終了件数	~平成	373	442	502	571	634
事業化件数		130	150	167	182	183
事業化率		34.9	33.9	33.3	31.9	28.9

目標値を下回っており、かつ減少傾向

技術開発終了後3年を経過していないため、参考値であるとして、分析されていない

### 【総務省の疑問点】

- 平成14年度から16年度にかけて事業化率が目標値を下回っており、かつ減少傾向となっているが、堅調に推移とされている。
- 平成17年度及び18年度の事業化率については、技術開発終了後3年が経過していないことから、確定値ではなく、参考的な扱いであるとして、その動向について分析が行われていない。



### 【対応方針】

- 平成14年度から16年度の事業化率については、堅調に推移としている点について評価書が修正される。
- 平成17年度及び18年度の事業化率については、技術開発終了後3年を経過していないため、今後増加する見通しである旨が評価書に追記される。

○目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、その原因分析が行われていないと考えられるもの

環境・経済・社会の統合的向上(環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成)(環境省:実績評価)

(政策の概要)

様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的・主体的に取り組む意識を醸成する。

(評価の概要)

指標の一つである「環境カウンセラーの登録者数(累計)」について、平成18年度政策評価書では、「目標年:H18年度 目標値:5,500人」としていたが目標値を達成することはできなかった。本年もその目標値(5,500人)に達していないが、進捗状況が芳しくないことについて、昨年度から引き続き原因分析を行っておらず、さらに本年度報告書では目標年をH22年度に延長した上で、「目標に向けて進展があった。」と評価している。

(環境カウンセラーの登録者数(累計)[人])

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
3,611	3,900	4,169	4,380	4,528	H22年度	5,500

(環境省政策評価書から抜粋)

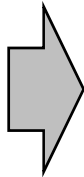
【平成18年評価書での目標】

目標年:H18年 目標値:5,500人

未達成にもかかわらず原因分析なし

【総務省の疑問点】

- 「環境カウンセラーの登録者数」についての目標への進捗状況が思わしくない原因を分析した上で評価を行うべきではないか。



【対応方針】

- ①本来環境カウンセラーとして高い能力を持つ人材が既に認定されており、新たな人材の成長を待たねばならない時期に移行した、②国際的な環境教育変化を受けて、新たな審査基準を導入したため受験者数が減少したという目標未達成の原因、及びそれに基づいた今後の方針が明らかになった。

- 環境省から、今後は、目標の達成状況が低調である場合は、その原因を分析した上で評価を行う旨の認識が示された。

○ 設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの

**化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること**

**(実績評価：厚生労働省)**

**(政策の概要)**

最新の科学的知見を踏まえ、急性毒性作用がある物質について毒物又は劇物に指定。また、毒物又は劇物の製造、輸入又は販売を行う事業者に対する登録の義務づけ、登録業者を含む業務上取扱者に対する立入検査等の規制を行い、毒物及び劇物の適正な管理を推進

**(評価の概要)**

- 個別目標1「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」に係る指標として「毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数」及び「毒物・劇物営業者等に対する立入検査件数」を設定

政策の執行状況を捉えるのみで、政策効果に着目していない

〈指標の状況〉

	H15	H16	H17	H18	H19
毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数	3	3	2	3	2
毒物・劇物営業者等に対する立入検査件数	43,941	42,527	39,613	36,453	集計中

厚生労働省の評価書より抜粋

- 個別目標1に関する評価では、「行政側としては限られた人員の中で、事故の発生状況、過去の立入頻度又は違反状況等を考慮し、効率的かつ効果的な立入検査を行っている。」、「効率的かつ効果的に毒物及び劇物の適正な管理の推進に向けた取組がなされていると評価できる。」としており、主に行政活動の実施状況から評価結果を導いている。

**【総務省の疑問点】**

- 「毒物・劇物の適正な管理を推進すること」をより適切に評価するためには、平成17年度の認定関連活動において当省が指摘したとおり、立入検査による改善効果を含めて評価すべきではないか。



**【対応方針】**

- 平成17年度の認定関連活動における当省の指摘を受けて、都道府県にアンケート調査を行い、立入検査の改善率の集計を行っていることが明らかになった。
- 次年度の指標として違反改善率に係る指標を設定して評価を行うことが検討される。

# ○あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないと考えられるもの

## 我が国金融・資本市場の国際化への対応（実績評価：金融庁）

### （政策の概要）

内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向けた取組を推進

### （評価の概要）

○ 測定指標として①「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等」、②「世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース）」、③「各国取引所の時価総額比較」、④「対外・対内証券投資額」及び⑤「各国取引所における内外の上場企業数の推移」を設定し、評価書の「現状分析及び外部要因」の欄で各指標について分析

### 《分析例 各国取引所における内外の上場企業数の推移》

	1997年末	2002年末	2007年末
東京証券取引所	1,865社	2,153社	2,414社
うち外国企業	60社(3.2%)	35社(1.6%)	25社(1.0%)
ニューヨーク証券取引所	2,626社	2,366社	2,297社
うち外国企業	355社(13.5%)	472社(19.9%)	421社(18.3%)
ロンドン証券取引所	2,513社	2,824社	3,307社
うち外国企業	467社(18.6%)	382社(16.8%)	719社(21.7%)

金融庁の評価書より抜粋

指標の分析結果ではなく、行政活動の実施状況から評価

○ 一方で、評価内容をみると、各指標の達成状況の分析結果ではなく、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立、日中の金融監督当局等との定期協議等、行政活動の実施状況から「B（当該年度の想定状況に對し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合）」と評価

### 【総務省の疑問点】

○ あらかじめ設定した測定指標（「各国取引所における内外の上場企業数の推移」等）の達成状況の分析・検証結果を踏まえて評価結果を導くべきではないか。



### 【対応方針】

○ 評価書の「現状分析及び外部要因」における各測定指標の分析・検証結果に基づき、「ら」取組が必要」であることから「B」との評価結果を導いたことが明らかになった。

○ また、「『評価結果』において、測定指標を踏まえた分析・記述が十分ではないと考えられるため、今後の評価において改善を図るなど、実効性ある政策評価の実施に努める」との認識が金融庁から示された。

## ○判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの

### 防災に関する普及・啓発（内閣府：実績評価）

#### （政策の概要）

「防災の日」及び「防災週間」の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動（防災ポスターコンクール、防災フェアの開催等）を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。

#### （評価の概要）

「防災フェア」への参加者数やアンケート結果等が指標として設定されているが、国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は未設定

この点については、家具の固定など大地震に備えてとっている対策の実施状況について世論調査が行われている。

また、平成20年版防災白書（平成20年6月内閣府）では、国民の防災意識と行動のギャップについての課題が示されているところ。

大地震に備えて「家具や冷蔵庫などを固定し、転倒を防止している」と回答した割合の推移（％）

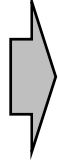
平成3年7月	7年9月	9年9月	11年6月	14年9月	17年8月	19年10月
8.5	12.7	14.0	13.9	14.8	20.8	24.3

大地震に備えて家具等の固定をしている人の割合は、ここ数年、地震による被害が頻発していることもあって上昇傾向にはあるものの、なお30%未満（防災白書より）

### 【総務省の疑問点】

- 本政策は、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化するものであるが、国民における具体的な防災対策の実施状況に関する指標は設定されていない。

世論調査結果などを活用し、国民の防災意識と防災行動に関する指標を設定して評価を行うべきではないか。



### 【対応方針】

- 同様の世論調査が行われる場合は、その結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。

また、防災フェアの来場者アンケート等において、当該事業への評価のみならず、できる限り一般的に防災意識の変化や防災行動への意向を調査するなど、必要な改善を図り、同調査結果を活用した指標の設定の可能性について検討される。

## ○判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの

国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する

(文部科学省：実績評価)

### (政策の概要)

国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」(平成15年3月31日文科科学省)に基づき、新教育課程の推進等により英語教育を改善

### (評価の概要)

行動計画で定める事項のうち、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制の整備に関する指標を設定。当該体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定

これらの指標が同行動計画策定当初より向上していることから評価結果を「A(想定どおり達成・概ね順調に進捗)」としているが、「生徒の英語力」に関する2指標については、同行動計画における目標水準に達していない状況

行動計画の目標水準は未達成にもかかわらず、指標の伸びで評価

指標の内容		行動計画における目標水準	19年度実績
生徒の英語力 (英検3級程度(中学生)又は英検2級程度(高校生)の英語力を持つ生徒の割合)	中学生	卒業者の平均(注)	32.4%
	高校生		30.3%

(注)「卒業者の平均」とは、具体的には、卒業者の5割が卒業段階で身につけていることが望ましい英語力のこと

### 【総務省の疑問点】

- 行動計画に基づき学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制を整備した結果を図る指標として「生徒の英語力」を設定しているが、行動計画における目標水準は未達成
- 行動計画は平成19年度が計画期間の最終年度となっているため、本政策の達成目標の達成度合いについては、指標の伸びだけでなく、同行動計画における目標の最終的な達成度合いに基づいて評価を行うべきではないか。



### 【対応方針】

- 行動計画における目標の達成度合いに基づいた評価を行うため、生徒の英語力を指標とし、行動計画における目標水準の達成状況を判断基とした評価に改められ、評価書が修正される。